

岡主記附録云(太平記時代)織田三郎左衛門と云者、籠り居けるが、脇屋義助に攻め落され、高經黒丸退去の節三郎左衛門が郎等共、落失せ僅に十二人に成しかば、城に火をかけて、加賀の國へ落行けるとなり。其後、朝倉の時代には、竹下帶刀居りける由にて、今に搆城とて、跡有之と記せるもの之なり。

古館趾

古館趾 大字舟橋新時代不知、城迹考勝木平右衛門屋敷北方に、貳拾五六間四方の所、搆上土居あり、當時人家有。

勝木屋敷

勝木屋敷迹 大字燈明寺、城迹考勝木平右衛門、村端北西の方、畑の内、貳拾間許四方の所、當時人家あり。

新田義貞城迹

新田義貞城迹 大字燈明寺、城迹考村端西の方に、貳拾四五間四方の内、搆上の形あり、當時、氏神堂あり。

土器塚

土器塚 大字高木、越路草福井より、舟橋へ行く道に七間橋細志云四間とて石橋一尺、岸五尺あり、夫より右の方へ、六七町許行て、土器塚とてあり、是は木曾殿越中、礪並山の合戦に、打勝ち都へ攻め上り玉ふとて、此所を通り玉ひし時士卒へ、酒を賜はりしか、其土器を集めて、築こめたる塚なりといへり、今も其あたりを掘れば、土器いか程も出る

なり。

黒龍明神社

黒龍明神社趾 大字舟橋新に在り、是、羽社、延喜式云、己之須美神社、是也、今、其社地、淪成淵矣、淵下、有中角村北八重巻村南有八振堂、今云破堂、八振言之訛也、岡主記附録此川端に、水體黒龍王を勧請有て、舟橋村の宮跡は、七八十年前迄、村より西に有之れが、今は、川缺と成り、昔の跡は無之といへとも、古の山緒を慕て、其近所に、形ばかりの御験を立置き、今も、近村の郷民、黒龍宮と崇めて、雨乞、或は、難産の節、祈請し奉るに、あらたに、靈験有之なり、此御験の所は、燈明寺村の北東三國道の邊にあり。

柴田勝家人物

柴田勝家、天正六年頃、木村舟橋より、對岸、森田村、稻多の、間なる九頭龍川上に、有名なる舟橋を架けし國主なり、名蹟考云父、土佐守平氏、柴田修理亮始名、天正三年八月、織田信長公、當國一揆を退治有て、同九月、勝家に、越前一圓を賜ふ府中、大野に、教、勝家は、信長の、妹、舞なり、同十一年四月、羽柴秀吉と江州、柳ヶ瀬に於て、合戦、勝家討負、同二十四日、居城北、庄に於て、北の方と共に、自害、五十四歳、此時勝家の養子、權六勝令、同幼息、國丸、同甥、佐久間玄蕃、盛政、被虜、被殺と、云々、辞世の、和歌あり、人口に膾炙す、

下篇 各村誌 中森島村

夏の夜の夢路はかなき、後の名を、雲井にあけよ、山杜鵑

萬史云織田信長、嘗て以謂らく、越前は、人心險惡にして、反覆常なし、且上杉氏に當る頗る其領將に難んず。諸將を監視するに、柴田勝家に勝る者なし、天正五年四月、勝家二州を徇へ、寇の遺類を滅し、捷を信長に報ず、信長、悦び、加賀を以て、佐久間盛政に與へ、勝家を授けしむ。十年、越中を取り、越後を謀る、光秀逆を、作すと聞き、返り柳瀬に至る、秀吉之を時として、長濱を取りて、以て勝家と賤ヶ岳に戦ふ、勝家克たず、北、莊に歸る、從ふ者僅に百有餘人、兵寡きを以て、外郎を撤し、急に守備を講ず、秀吉來りて、城を圍み、其郭を橋く、勝家、婦人織田氏と、天主閣に登りて、火を縱ち自殺す、年五十四、從ふ所の男女三十四人、悉く死す、城遂に陥る、四月二十四日也。〔大日本地名辭書〕

柴田勝家

横井小楠

幾年鎮守北門關、還賜若翁一笑顏、南望中原空裂臂、滿天白雲越州山。

北莊書感

遠山雲如

巖峰峭壁碧相連、中有金湯萬古堅、以德服民何假力、無人誇說鬼柴田。

同

阪本嶺園

古城綠樹鎖寒烟、絕筆欲存血淚鵑、未必英雄悲末路、千秋人說鬼柴田。

調柴田氏廟

山本木齋

柴氏廟存猶儼然、土人甲古有香烟、當初聖子謀先誤、竟孤城守豈全、嗜殺狼那攻太急、惜名鬼將跡空傳、關門併命無窮恨、付與幾聲啼血鵑。

柴田勝家破瓶圖

今幹齋

策破便知翻出奇、陷之死地復生之、英雄膽略神而妙、背水破瓶同一規。

四王天周信

四王天周信 福井藩に仕へ、舟橋奉行として、勝虎城趾に住す、史家に珍重せらるる國主記の著者なり。

四方田又兵衛政信、丹波の人、秩三百石、嘗て明智光秀に仕ふ、光秀伏誅の後、加藤に捕へらる、(傳)處々に寄食す、青木氏の時藩に來る、即ち黒龍川船橋の事を監せしむ、秀康公に封に就て、前職を以て、仕へしむ、是より、國士と稱して、世々、其職を奉ず、始り四王天氏と號す、其王天の字を揮りて四方田となす、後亦舊に復す、其孫、周信といふ者あり、諸書を、涉獵し、兼て、我藩の故實制度に達す、家譜、年譜、附尾、國主記以下、其著す所最多し、今に至りて、彼家多く、藩の舊記を藏む、周信は、昌親公以下、四君に歷仕し、其孫、職を奉じて、現に在り。〔秩百石、衛(越藩史略)四〕

山本樂芥

山本樂芥 福井藩の歩卒たり、されど、篤學音韻經史に精通し、及門の士少からず、松岡の山本桃紅も其一人なり、本島村燈明寺に葬る。

山本樂芥先生墓碣并序

下篇 各村誌 中蘆島村

三十四

樂其、名維、姓山本、字甫、其樂其、號、稱、次、右、衛、門、其、先、在、大、夫、松、平、君、有、故、去、而、人、莫、先、人、再、跡、藩、鈔、關、甲、翰、生、維、專、母、某、氏、維、專、住、柳、門、外、作、緒、絲、匠、年、二、十、九、納、金、爲、杉、槍、手、殿、卒、少、而、好、學、特、潛、意、於、韻、鏡、獨、恨、無、師、承、曾、聞、有、通、韻、學、者、不、遠、千、里、而、訪、之、不、服、勤、若、盡、精、微、其、用、心、大、矣、乃、從、余、游、初、見、試、其、所、學、論、四、聲、七、音、之、義、殆、能、得、其、旨、矣、後、求、講、究、經、義、孜孜、不、倦、維、專、爲、人、溫、雅、適、性、絕、無、輕、薄、之、風、習、世、人、或、疑、而、不、信、者、遂、歎、服、敬、從、日、來、學、者、戶、外、履、滿、其、授、句、讀、切、音、清、濁、有、資、益、深、以、故、欲、與、衆、共、和、而、人、苦、其、難、因、撰、詩、經、音、註、一、二、冊、詳、舉、數、例、以、示、同、好、其、於、初、學、亦、或、小、補、云、有、謂、讀、史、者、曰、維、專、賦、質、庸、鈍、至、史、學、遂、不、能、着、就、前、先、生、習、之、初、娶、某、氏、女、生、一、男、一、女、早、夭、男、稱、小、市、幼、而、學、我、所、教、皆、能、習、誦、不、忘、一、字、夙、慧、可、惜、焉、某、氏、死、娶、白、屋、某、女、生、一、男、稱、次、兵、衛、後、屢、病、令、次、備、代、嗣、家、且、謂、匹、夫、抱、玉、是、罪、汝、輩、不、識、字、多、貯、書、亦、復、奚、爲、悉、出、而、賣、之、從、是、家、居、默々、養、病、靜、然、無、所、營、其、將、終、使、妻、子、取、平、生、抄、書、記、稿、一々、命、焚、之、終、而、嘆、天、保、已、亥、二、月、癸、酉、死、安、永、庚、子、三、月、辛、亥、生、享、年、六、十、葬、北、郊、燈、明、寺、蓋、四、入、釋、氏、所、加、法、號、云、門、人、若、干、人、皆、謀、新、樹、碑、於、羽、山、之、顛、其、徒、牧、田、茂、敬、山、田、航、武、山、岡、周、宗、周、旋、於、其、間、甚、有、力、茂、敬、具、狀、請、銘、余、維、專、以、一、卒、之、賤、而、其、志、有、士、君、子、不、可、金、及、有、至、有、此、舉、余、豈、澹、然、乎、乃、爲、之、銘、曰、

荷欲得心 寧要所知 生竊有歸 死則有辭
 四聲七音 能解入疑 節彼南山 勒銘建碑
 汝 令名 斯焉取斯 越藩 羽田、前田、修、士、榮、稱

天保己亥之夏 門人某拜書

明治の二大戦役と本村

大戦役と本村

明治の二大戦役と本村
 二十七八年の役には
 従軍者 十二 (受勳者勳八等二)

病死 陸軍歩兵二等卒 井上 佐太郎
 病死 同 騎兵同 坂井 吉藏

三十七八年の役には
 陸軍 従軍者 九六内 戦死十二 殊勳者 生存 五八
 海軍 従軍者 五内 病死 一 同 生存 一

陸軍歩兵中尉従七位勳六等功五級

戦死者 西島中尉

幸に碑文の有るあり掲げて俤に代ふ
 西 島 泰

下篇 各村誌 中瀬島村

君諱泰西島氏父圓行母千代壽子以明治十一年二月二十日生君於越前吉田郡中藤島村燈明寺年甫九才得度木山二十九年卒越前中學三十一年二月父告老君乃為諦聽寺第十三世住職十二月退真宗京都中學為一年志願兵入陸軍步兵第十九聯隊第三中隊明年任一等軍曹除隊三十三年應召集入第十中隊即日命為見習士官三十四年三月任陸軍步兵少尉六月叙正八位八月為清國上海開導學校長明年辭職義勇團日本隊及隊員諸氏贈銀香爐以為紀念三十六年九月進寺格准二等別助音地十一月補律師三十七年七月有命為第九師團後備第七聯隊第一中隊第一小隊長八月發金澤山出征之途轉戰各地奮闘甚力十月木山命軍務中軍隊布教授咒字袈裟十二月任陸軍步兵中尉明年一月叙從七位二月命為第三中隊長代理奉天之役銃彈貫通臀部遂歿於清國盛京省乾河子後備第一師團第四野戰病院年二十八實明治三十



十八年三月九日也朝廷論功叙功五級賜金勳章叙勳六等賜單光旭日章而大法主親書圓智院現泰之字賜遺族又退賞出征中法務之功授法林墨華一帙蓋特典也君唯有一姉十餘年前先君歿祖母及父母俱存配華園氏無子君性英敏果斷是以真俗內外能盡其任以發揮真宗之教義且顯父母可謂忠孝兩全之人也。

戰病死者
氏名

陸軍歩兵上等兵勳八等功七級 前田 鐵五郎

明治三十七年八月十九日清國盛京省龍眼北方角而傑ニ於テ

同 同 同 吉川 金之助

明治三十七年十二月二十八日清國盛京省二龍山砲臺ニ於テ

同 同 同 小林 辰五郎

明治三十八年三月十一日清國盛京省郭七屯第九師團第二野戰病院ニ於テ(負傷原因)

同 同 一等卒同 高山 喜平

明治三十八年三月十二日清國盛京省郭七屯第九師團第二野戰病院ニ於テ(負傷原因)

同 同 上等兵同 屋敷 仁太郎

明治三十七年八月二十日清國盛京省龍眼北方角而傑ニ於テ

下篇 各村誌 中藤島村

陸軍歩兵上等兵勳八等功七級 吉川喜十郎

明治三十七年八月十九日同上

同 一等卒同 岡川庄治郎

明治三十七年十一月三十日清國盛京省二龍山に於て

同 同 同 柳原彌作

明治三十八年三月十日清國盛京省東場上附近に於て

同 同 同 前川喜代松

明治三十八年三月十日清國盛京省東場上ニ於て

同 同 同 黒岡惣之助

明治三十八年三月九日清國盛京省造化屯ニ於て

同 同 二等卒同 西井寅吉

明治三十七年十二月八日清國盛京省二龍山ニ於て

陸軍歩兵軍曹 勳七等 豊田清吉

右 戦 死 明治三十八年三月九日清國盛京省乾河子後備第一師團第四野戦病院ニ於て

同 同上等兵 勳八等 屋敷勇藏

明治三十七年九月二十六日清國盛京省青泥窪兵站病院ニ於て

同 同 二等卒同 小寺治作

明治三十七年九月三十日同上

同 輜重 輸卒 同 柏谷宇作

明治三十七年九月四日同上

同 同 同 坂井伊作

明治三十七年十月十四日大阪豫備病院阿部分院ニ於て

同 同 同 藤井己之助

明治三十七年十二月十五日清國盛京省青泥窪兵站病院ニ於て

海軍三等水兵 白崎文之助

明治三十八年三月十九日舞鶴海軍病院ニ於て

右 病 死

共にはれ皆靖國社頭長く國家に祭祀せらるゝ幸福なる人

下篇 各村誌 中藤島村

又生存せる殊勳者としては、左の人々あり。

殊勳者氏名

元陸軍歩兵少尉正八位勳六等功六級若島春作	元同 同 軍曹 勳七等功七級清水庄作	元同 同 伍長 同 小寺才人	元同 同 上等兵 勳八等同 池田長松	同 同 同 同 堀井吉藏	同 同 同 同 吉田平作	同 騎兵同 同 同 吉田淺次郎	元同 歩兵一等卒 同 同 坂井強
----------------------	--------------------	----------------	--------------------	--------------	--------------	-----------------	------------------

圓山西村

位置

本郡平坦地の中央部南半を占め、東は勝山街道、及芝原内輪用水を以て、圓山東村に境し、唯、丸山の一大字は街道の東に在り、北は東藤島村及西藤島村と平田の間に相連り、西は西藤島村と、一畦一畔以て、相隣し、南は福井市と、大牙相接す。

地勢

所謂越前平野の一部なれば、唯々東南勝山街道の東側に孤立し、樹木鬱蒼たる、丸山(五五七米突)の小丘を存するのみにて、全村平坦殆ど高低なく、地質は、第四紀新層の埴土より成り、芝原用水は、之に灌漑し、地味肥沃農作物能く成熟し、殊に、水田渺々相連る地なれば、最も米作に適せり。

土地

東西二十八丁南北十六丁にして、總反別五百四丁一畝十六歩、内耕地、四百七十八丁八反六畝〇五歩、宅地二十一丁一反六歩、山林原野三町七反八畝十七歩、其他雜地二反六畝十八歩あり。

區劃

は、新保開發、丸山、松本地方、町屋、大願寺、幾久、經田の八字より成れり。

戸口

四百八十五戸、二千八百三十四人男千四百八十二人女千三百五十二人

交通運輸

鐵道北陸線は、本村の中央部を縦貫し、國道北陸道第十九號線は、福井市端加賀口より、本村に入り、幾久を経て、中藤島村に去る(十三丁)農事試驗場及農産館は、其西側に在り、縣道勝山道は、福井市端志比口より、芝原用水の左岸に沿ふて、本村の東南部を通過し、丸山の北麓を経て、東藤島村に入る、本郡役所は、此街道の北側(志比口)にあり、十二町地低坦なれば、道路も坦々砥の如く、加ふるに、修築せる里道縱

横に通じ、利便多し。

産業

産業 本村は、重もに、農業を營み、全戸数の七分(兼業三一五)に及び、近時機業も漸次發達せり、産物は米を第一として、一萬三千三百餘石、十六萬六千三百餘圓に達す、其他麥六百四十一石、二千二百餘圓、大豆七百六十石、七千餘圓、小豆五十餘石、五百餘圓、菜種五百二十餘石、四千七百餘圓を産す、蔬菜類も亦た産額少からず、大字新保の茄子、瓜類は、數百年前より栽植すと言ひ傳へ、其賣價二千圓に上れり、大市邑に接する本村農家の副業としては、蔬菜果實花卉の栽培は、有益なるを以て、當局者亦獎勵を怠らずと、云ふ、機業を營む者は、戸數十八戸に過ぎざるも、多くは、工場にして、機數二百八十二臺、職工、二百九十八(男二百五十八人、女四十二人)に達し、其製織額七千六百九十斤、二十四萬九千五百五十六圓に上るといふ、其他工業品としては、大字開發の筈は、毎年十數萬本、二千五六百圓を製出し、又侮るべからざる副業なりとす。

諸税

諸税 國稅、地租定率六千七百五十六圓八十二錢、增率八千三百七十五圓六十四錢、所得稅定率六百七十三圓六十錢、増率七百七十一圓十四錢、(人員百十八人、營業稅定率二百四十七圓三十八錢、増率二百五十九圓四十九錢)、人員二十八人、縣稅、地租制、五千四百一圓七十四錢、戸數制、千百十六圓七十四錢、營業稅、二百三十五圓五十錢、附加稅、百三

沿革

沿革 本村は、舊藤島郷の内なり、古へ、町屋は北陸道の兩側に在りしを、天正年中、現今の處に移れるなり、福井市、荒町端の町屋出村は、其當時残りし三戸が、漸次殖えたるなりと傳ふ、又幾久は古へ、久末村と稱し、本村と新村とに分れありしが、寛永年中に、合併して、現今の名を稱するに、至れるなり、と傳ふ、舊幕時代には、福井領に屬し、大庄屋は吉田傳七、町屋なりしが、維新後、敦賀縣の頃には、第十六大區二小區に屬せしこともあり、又、官選戸長の時代には、新保、丸山、開發と、現今東藤島村に屬する大和、新田、堂にて、新保村外五ヶ村、戸長役場を設置せしこともありしが、明治二十二年、町村制實施の時より、現今の本村を組織したるなり、今、實施以來の、村長の氏名を、擧ぐれば左の如し、

村長

自明治二十二年五月	谷口庄之丞
至同二十六年五月	五十嵐市郎右衛門
自同二十八年二月	水野利右衛門
至同二十八年三月	

下篇 各村誌 圓山四村 三五三

至自明治三十八年九月
至自同 三十八年九月
自明治三十八年一月

谷口庄之丞
岩上貞三
栗波禎

村役場

大字松本地方に在り。

巡査駐在所

大字幾久に在り、明治二十三年一月の創設に係れり。

教 育

小學校の
創設

明治六年九月、町屋、經田、大願寺、幾久の四區聯合して、幾久の久末靈明道場を借り受け、幾久小學校を創設したるを以て、本村に於ける小學校教育の嚆矢とす。其當時は、兒童數四十名許なりしといふ。同八年九月、新保開發にて、開發小學校を設立し、翌年丸山をも、開發校下に加へたり。同十八年幾久小學校は初めて民家を買ひ受け、之を改築雜作して、道明小學校と改稱せり。其當時は、百二十七人の學齡兒童中就學者は僅に六十二人なりき。二十年四月、道明開發二校共、簡易科小學校となりしが、開發校は、其年十一月、新保の地籍即ち、現今の地に校舍を新築し、同時に、其名も、啓蒙小學校となせり。二十五年四月には、兩校共、尋常小學校となりしが、二十六年二月十日、啓蒙校は、聖上皇后兩陛下の御眞影を拜戴せり。三十四年には、啓蒙校を増

道明尋常
高等小學
校
啓蒙尋常
高等小學
校
其通學區
域
各種の團
體

築し、三十六年四月には、道明小學校を町屋の地籍即ち、現今の校地に、移築し、同時に、方五間の二階建一棟を増築し、三十九年には、從來單級なりしを、二學級編制とし、着發展の實を擧げ行きしが、四十年には、四月一日より、兩校に修業年限二ヶ年の高等科を附設し、名稱も亦現今の如くに改め、且、啓蒙校に第二回の増築をなせり。是れ現今の該校々舎なり。道明校は、四十一年七月、幅四間半、長さ十三間の平屋一棟を増築す。是れ亦該校現時の校舎なり。今兩校の通學區域を、左に記さむ。

道明校 五 大字松本地方、町屋、大願寺、幾久、經田
啓蒙校 三 大字新保、開發、圓山

村内に於ける各種團體名を掲ぐれば、左の如し。

村教育會 青年夜學團
學齡兒童保護團
在郷軍人團
村農會

官 衙

官 衙

下篇 各村誌 圓山四村

吉田郡役所、本村、大字松本地方に在りて、福井市、志比口、縣道勝山道に而

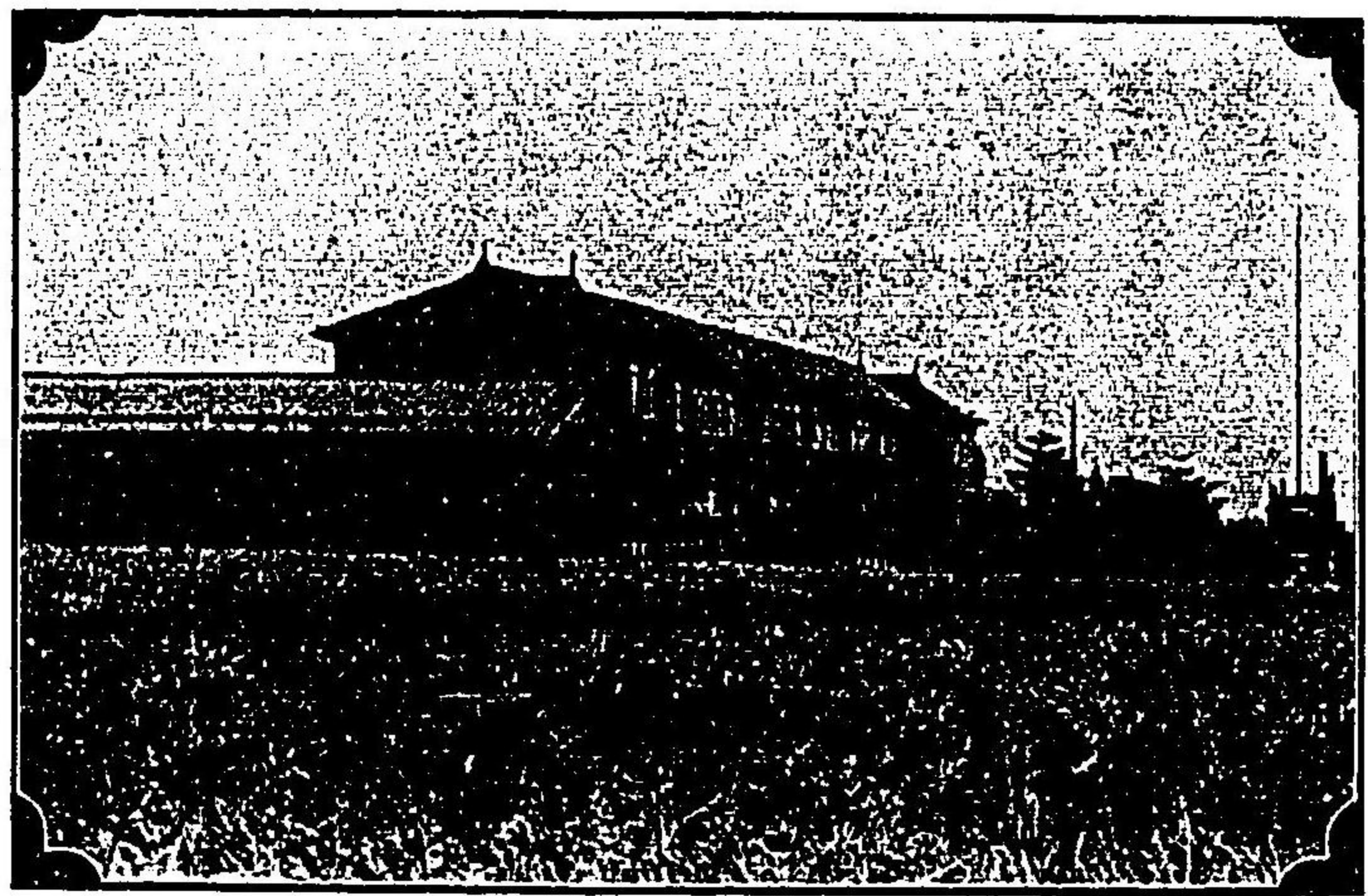
吉田郡役所

せり敷地五百十三坪二合、建物坪數九十九坪、餘あり。
明治二十四年四月一日、郡制の實施さるゝや、假りに、同市清川上町西念寺を廳舎として、政務を扱ひ始めしが、二十六年八月、先づ福井市の地籍、清川上町九十六番地、反別二反〇〇三步を本村松本地方に編入して、翌年三月、本村外六ヶ村の有志者より之を寄附し、廳舎の新築に着手せしに、翌四月落成し、其二十三日には、事務を取扱ひ始むるに至れり、其建設費用二千九百三十五圓八十八錢、其内千四百四十四圓四十七錢八厘は、有志者より寄附になれり、是れ、



吉田郡役所

縣立學校
等
福井縣農
林學校



農林學校

即ち、現在の廳舎にして、現今執務の吏員は、郡書記九名、郡視學一名、技手一名、工手二名、雇四名なり。

縣立學校等 福井縣立、福井縣農林學校本村大字町屋に在り、建物總坪數三百餘坪、校地總反別六町五反四畝十二歩、内、實習地たる農區は水田、一町六反九畝二十九歩、

内

- 模範水田 七反二畝十四歩、
- 生徒擔當水田 六反歩、
- 共同水田 三反七歩、
- 番外水田 七畝八歩、
- 畑 一町九反八畝十四歩、

下篇 各村誌 四山四村

内

- 模範畑 三反三畝十三步
- 生徒擔當畑 三反七畝十五步
- 共同實習畑 五反二畝十四步
- 果樹園 二反二畝二十二步
- 桑園 二反一畝二十步
- 林業苗圃 四畝七步
- 作地見本園 一反六畝二步
- 及番外地 七畝十三步
- 植物園及草花園

にして、現任教諭十二名、嘱托三名、書記二名にて、教授其他の、校務を處理し、生徒百九十四名、農業別科二十三名、三十一名、四十七名、四十九名、五十二名、五十四名あり。
 本校は明治二十七年開始せし、農事講習に濫觴し、明治二十九年組織を變じて、簡易農學校とし、又明治三十二年、甲種農學校の組織に改めたりしが、明治四十一年四月より、現今の名に改稱せり。
 其創立以來の卒業生は、

簡易科、一回—四回 四十一名 内死五名
 甲種、一回—八回 二百四名 内死十名
 計、二百二十一名

校長

校長の氏名を、擧ぐれば、左の如し。

自明治二十八年四月二十一日	同	萩原 縫
自同 三十二年三月三十一日	農學士	三浦直次郎
自同 三十四年六月五日	同	服部元彦
自同 三十四年七月七日	同	山崎熊太
自同 三十五年五月三十日	同	大久保七熊
自同 三十五年六月十日	同	橘彪四郎
自同 三十九年五月十五日	同	福留要治
自同 三十九年五月十五日	同	出田 新(現任)
自同 三十九年九月十一日	同	

沿革ノ大要

本校ノ沿革ヲ記スルニ先テ、本縣農業教育ノ沿革ヲ記サンニ、明治十六年、地方税ヲ以テ、

下篇 各村誌 岡山四村

足羽郡東安居村、明里ニ、農事講習所ヲ設ク、是ヲ、濫觴トスレ共、規模、頗ル、少ニシテ、著シキ
成績ヲ見ズ、明治十九年、文部省令ニテ、各府縣尋常中學校並ニ、師範學校ニ、實業科ヲ置ク
ニ至リ、本縣モ亦、之ヲ置ク、而シテ、明治二十三年、本縣農事講習所ヲ廢シテ、本縣尋常中學
校農業科ニ合併セシム。然ルニ、明治二十五年、中學校令ノ改正ト共ニ、實業科ヲ廢シタル
ヲ以テ、本縣農事教育ノ、機關一時廢絶ス。
明治二十六年十一月二日、縣令ノ、決議ヲ以テ、農事講習所、設立ノ建議ヲナシ、二十七年
開始ス。

明治二十七年六月六日ニ、規則制定アリ、修業年限ヲ二ケ年トシ、地ヲ福井市、日ノ出下町
ニ撰定ノ上、建築ニ着手シ、九月ニ、落成ス、生徒二十一名ヲ募集シ、十一月一日開始ス。
明治二十八年ニ到テ、組織ヲ變更シ、二十九年簡易農學校トシ、農科ヲ、本校ニ水産科ヲ、分
校ニ置キ、四月一日ヨリ開校シ、職員ハ、悉ク、本校ニ就任シ、生徒モ、亦本校ニ於テ、教養スル
コト、シ、分校ハ、之ヲ若狹國遠敷郡、竹原村ニ設置シ、同年九月ヨリ、開始セリ、修業年限ハ
農科、及水産科共ニ、各、二ケ年トナシタリ。
明治三十二年四月、甲種農學校ノ組織ニ改メ、分校ハ、獨立シテ水産學校トナレリ、四月一
日、徵兵令、第十三條ニヨリ、認定ノ旨及ヒ、文官任用令、第二號第三號ニヨリ、官公立中學校
ト同等以上ノ者ト、認ムル旨、告示セラル、昨年ヨリ、向フ五ケ年間毎年、二千圓宛、國庫補助
ノ旨達セラル、四月、三浦直次郎、初メテ、校長ニ、新任セラル、其他ノ職員、多クハ、簡易農學校
ヨリ、繼續就任セリ、四月、寄宿舎ノ新築工事ニ着手シ、八月末日ヲ以テ落成ス。

農事試驗場

農事試驗場 大字町屋に在り、福井縣農會の施設にかゝり、明治三十三年三月成

下篇 各村誌 圓山四村

明治三十三年、生徒數、大ニ増加シ、校舍ノ、狹隘ヲ感ズルニ至リタルヲ以テ、十一月、縣令ニ
於テ、吉田郡、圓山四村ニ、移築ノ建議ヲナシタリ。
明治三十四年三月ニ於テ卒業生、六名ヲ出ダセリ、是レ甲種農學校トナリテ、第一回ナ
リ、十月、吉田郡、圓山四村ニ、移轉ノ件認可セラル、同村、字町屋(現所在地)ニ於テ、一萬三千坪
ノ地所ヲ購入シタリ。

明治三十五年八月、校舍新築ニ、着手シ、寄宿舎、食堂、養蠶室、馬牛舎、納屋、堆肥舎等ハ移築シ、
實習管理室、作業場、實習服着換場ハ、福井中學校ヨリ、移築シ、本校舎百八十八坪ヲ新築シ、
同年十二月落成ヲ告ケ移轉ス。

同三十六年三月、文部省ヨリ、特別補助金、五百圓、及ビ、本縣ヨリ、臨時補助金、五百圓アリテ
乳牛、顯微鏡、其他ヲ購入ス、十月、第二寄宿舎ノ、新築ニ着手シ、又本縣師範學校ノ手工教室
ヲ移築シ、生徒溜トナシタリ、四月ヨリ、補習科ヲ設置ス、十二月、三十七年四月ヨリ、向フ五
ケ年間、金、貳千圓宛、國庫ヨリ、繼續補助ノ旨指令セラル。

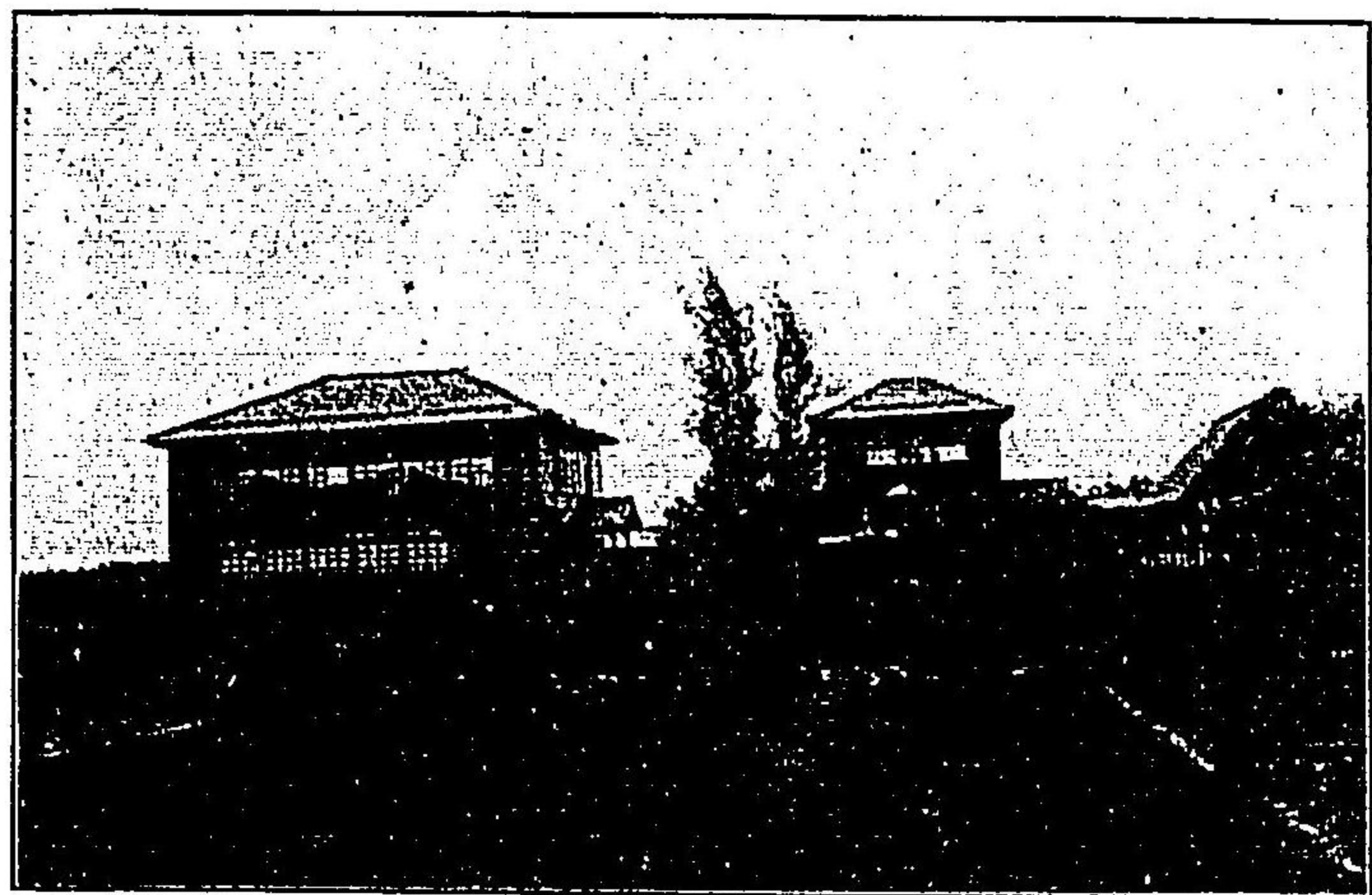
同三十八年二月、實習地狹隘ナルヨリ、接續地ナル圓山四村、松本地方ニ於テ、田畑反別九
反五畝、二十八歩ヲ貸借スルコト、ナレリ。
同四十年六月、理化學教室、及ビ器械室ノ新築落成ス、十一月、本縣令ニ於テ、本校ニ、理科一
年ヲ置キ、本科ヲ四ケ年トシ、農科ノ、外林科ヲモ、併セ設ケラレンコトヲ建議セラル。
同四十一年三月、福井縣立、福井農林學校ト改稱ス。

沿革の概
場 長

る。總建坪百八十九坪餘試作地、田九反三畝十
六步畑二反一畝歩あり、縣下農事の改良發達
を企圖し、諸種の調査研究に努力し、當業者を
裨益せしこと、蓋し尠ならず。
設立以來の場長は左の如し。

自明治三十三年四月	福井縣技師	川上謙三郎
至同三十五年四月		
自同三十八年三月廿九日	同	小島 銀吉
至同三十九年四月廿六日	同	大久保七熊
自同三十九年十月十日	同	山中 壽彌
至同四十年一月廿五日	同	
自同四十年六月一日	同	鶴卷恒太(現任)

沿革の概要、
明治三十二年十月、福井縣農會、通常評議員會
チ、福井縣會議事堂ニ開キ、本會農事試驗場設
置ノ件ヲ協議可決シ、葎チ、本會副會長、山田歟
ヨリ、本縣知事岩男三郎ニ、農事試驗場設置ニ



農 事 試 驗 場

關シ補助金ノ下附ヲ申請ス、
同三十三年三月、山田副會長、岡本幹事、山田川上ノ兩農務委員、協議會ヲ開キ、農事試驗場
用地ヲ、吉田郡、圓山西村字町屋ニ決定シ、試驗場用地トシテ、一町五段五畝二十八步ヲ借
リ入レ、四月、試驗用地整理ノ工ヲ起シ、五月竣工ス、コヽニ於テ、二段九畝八步ヲ宅地ニ、二
段一畝歩ヲ畑ニ他ヲ水田、道路、畦畔、溝渠ニ充ツ、同年七月、收納會舎、外、厠、圍一棟ヲ、九月
應接室、事務室、分析室、湯呑所ヲ建築シ、十月十四日、本場開場式ヲ舉行セリ。
三十五年、七塚原種畜牧場ヨリ、種豚純種「パークシヤ」種三頭、購入シ繁殖育成セリ。
同年果樹栽培地トシテ、更ニ如五畝二十五步ヲ借り入ル。
三十六年、東京、日本家畜株式會社ヨリ、一雄二雌ヲ購入ス。
四十年、本場ニ於テ栽培試驗シタル、結果良好ト、認メタル、種苗ヲ普ク當業者ニ配付セン
ガ爲メ、種苗配付規程ヲ設ケ。
四十一年、農家ノ副業トシテ、養雞事業ノ發達ヲ謀ルハ、目下緊要ノモノト、認メ、雞舎十五
ヲ増築シ、實用鶏ト認ムル、卵肉兼用種、横斑「アリマウス」種、白鳥「ワイアード」種
ヲ購入シ、種雞ヲ飼育シ産卵ハ配付ニ努ム。
近年金肥ノ需要頓ニ増加シ、爲ニ價格不廉ナルヲ以テ、本年堆肥會ヲ建築シ、肥料トシテ
最モ、價値アル堆肥ヲ製造シ、當業者ノ參考ニ供ス。
九月農産館ヲ建築ス。
四十二年、本試作場ニ於テ、多年栽培、試驗ノ結果、其種ト認メタル、水稻種子ヲ普ク當業者

ニ配付センガタメ、採種用田地トシテ、足羽郡東郷村、中毘沙門ニ三段歩ノ採種田ヲ設ケ、
本縣ノ園藝ハ從來幼稚ナリシモ近年、聊カ進歩ノ緒ニツキタルヲ以テ、コノ機ニ乘ジ、斯
業ノ發達ヲ計ランガタメ、斯道技術員ヲ置キ、縣下各地ニ派遣シテ、實地指導、及講習會ヲ、
開催シ、斯業ノ智識ヲ、啓發、養成セントス、

附

福井縣農會 明治二十八年十月九日より、二日間、本縣會議事堂に於て、創立委
員會を開き、農事ノ改良、試驗場ノ設立、種苗交換、農談會、品評會、排水、水利、米質改良
依裝改良、種子精選、農具改良、害蟲豫防、堆肥、畜産、造林、養蠶、農事教育等に、盡すこと
を目的として設立し、夫より、三十三年には、試驗場を設置し、爾來蔬菜品評會十一
回、家禽品評會五回、農具品評會一回、農産品評會一回を開催し、四十一年には、試驗
場附屬農産館を建て、農林學校内に於て、小學校教員の、農事講習を開くこと等、着
々目的を實行し居れり、其創立以來の會長、副會長は左の如し。

會長

自明治二十八年十二月八日
至同二十九年四月二十七日
自二十九年四月二十七日
至同三十年四月十九日

松平康莊
荒川邦藏

福井縣農會

副會長

自同三十年十一月
至同三十一年十一月
自同三十一年十一月
至同三十三年八月
自同三十三年八月
至同三十五年二月
自同三十五年二月
至同三十七年七月
自同三十七年七月
至同三十九年一月
自同三十九年一月
至同四十年八月

山田新一郎
戸田恒太郎
後藤松吉郎
伊澤多喜男
昌谷彰
池松時和(現任)

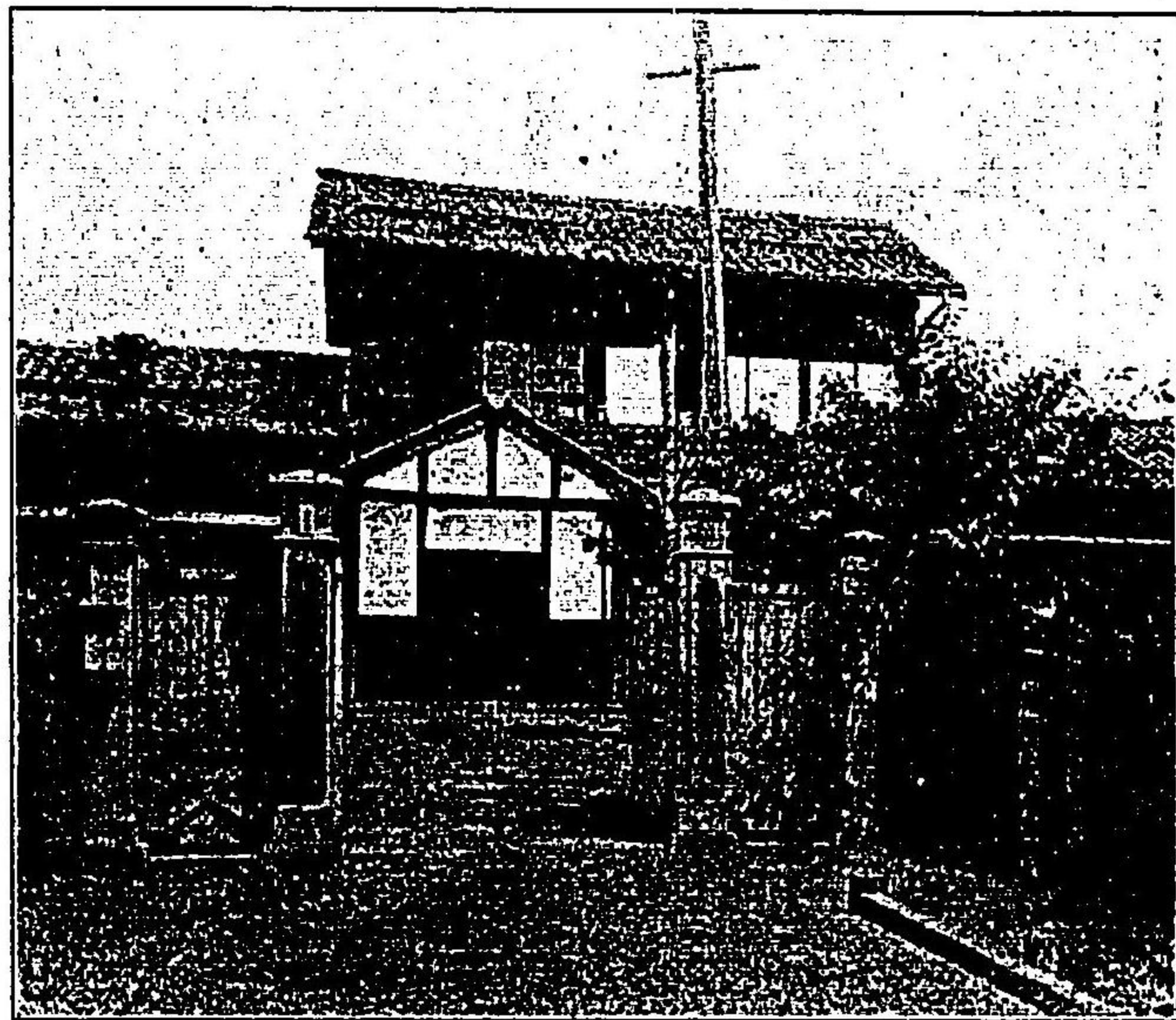
創立以來

山田 欽(同)

福井縣工業試驗場

附屬農産館 農事試驗場に附屬し、同場内にあり、また、縣農會の經營に係る昨四
十一年、之を設立し、建物坪數四十坪餘あり、館内には、圃場、試驗の成績は勿論、病蟲害
の標本、肥料、農具、其他當業者の参考となるべきものを蒐集陳列して、縦覽に供す。
福井縣工業試驗場 本村、松本地方及福井市に跨りて在り、明治三十五年四月二
十二日の創設に係り、三十五年十月、建築工事を竣り、機業上の試験を重ねて、當業者
を資益し、四十一年一月より、工業講習場をも、附設し、教育をも併せ行ふことゝなれ

下篇 各村誌 圓山西村



工業試験場

り創立以來の場長は左の如し。

自明治三十五年四月二日

十時

至同三十九年八月八日

元

自同三十九年八月廿五日

林 精 一

畝五歩ヲ市有地寄附ニ依リ、三十五年十月、工場其ノ他ノ建築ニ着手シ、翌三十六年五月三十日竣工、尋テ賭機械ノ据付ヲ了シ、同年十二月十七日、事業ヲ開始セリ。

一、本場敷地總數一町二畝五歩ニシテ建物總坪數ハ三百二十三坪ナリ。之ヲ細別スレバ左ノ如シ。

- | | | | |
|---------|-------|-----------|--------|
| 工場、 | 二百坪、 | 職工食堂及小使室、 | 十五坪、 |
| 倉庫、同庇共、 | 二十坪、 | 便所及廊下、 | 二十三坪餘、 |
| 汽鐘室、 | 二十三坪、 | 事務室、 | 三十坪餘、 |
| 物置、 | 十二坪、 | | |

一、三十六年二月十日、農商務大臣ヨリ、滿五ヶ年ヲ期シ、見積價格、二萬圓ニ相當スル、染織機械、貸與ノ命アリ、同年三月二十七日、神戸市ニ於テ之ガ引繼ヲ了シ、同年三月、本場ノ考案ニナレル、生絲糊付機ヲ備付ケ、又、表門土管、外、棚等ヲ新設ス。

一、三十七年度中生絲合絲機、三臺、佛蘭西式、自働、パツタン織機等ヲ備フ、同事務室ノ増築及、倉庫ノ新築ヲナセリ。

一、三十八年度中、生絲合絲糊付機械、四臺、佛國「アユードリツシ」合社製、綜統機械、二臺、及、舊福井縣立染織學校ヨリ、引繼キタル「シヤカード」「ピヤノマシン」等數臺ヲ備付ス、同年、物置十二坪ヲ新設セリ。且、本年度末ヨリ從來ノ織物ニ關スル、事業ノ外、更ニ業務ヲ擴張シテ染色ニ關スル、試験、及、意匠圖案ニ關スル、設備ヲナシ、又新ニ圖案技手、一名ヲ、備聘セリ。

一、三十九年度中、パツカンツ一形、シヤカード三蓋及敷蓋ノ織機ヲ備フ。又地方産業ノ發達上燃絲ノ必要ヲ認メ、同年五月二日、一千三百圓ノ國庫補助ヲ得、之ニ、經常費中ノ二千有餘圓ヲ加ヘ、米園式燃絲機械ニ關スル、式ヲ設備セリ。以上ノ如ク、各般ノ設備漸ク、具備セルト共ニ、時、恰モ、輸出羽二重製織上、力織機械應用ノ問題、當業者間ニ喧シク、八月以降高柳式木木、式等、内地製作ノ同機械ヲ、本場ニ提供シテ、之レガ比較試験ヲ乞フモノアリ。本場亦平田式力織機一臺ヲ購入シ、之等ノ試験ニ關シ得タルモノ大ナリ。

一、四十年一月一日ヨリ本縣工業講習場ヲ、本場内ニ新設シ、本場職員ヲ擧ゲテ、同所教務及庶務ノ兼任ナリサシムルト共ニ、本場工場ヲ以テ、同所力織機實習ノ便ニ、供スルコト、セリ。越テ、五月二十六日、獨逸「チツタウ」會社製「バルソル」式羽二重製理機械一臺、借付ノ目的ヲ以テ、國庫補助二千四百圓ヲ得タリ。

同年十一月二十六日、本場規程ノ内容ニ改正ヲ加ヘ、從來羽二重、及、組織物ノ下拵及、製織試験ノミナリシ事業ヲ擴張シ、一般織物ノ製作技術ニ關スル質問應答等ヲ併セ行フコト、セリ。又共同下拵ノ事業ヲ縮小シ、代フルニ純粹試験的の事業ノ方針ヲ擴張セリ。

一、四十一年度ニ於テハ、前年度、國庫補助金、二千四百圓ニ併セ、本縣機業發達上、將來最モ必要ト認ムル仕上機械購求ニ決シ、本年度、國庫補助金、三千圓及、本場、經常費ヨリ、百七十四圓ヲ支出シ、五千五百七十四圓ヲ以テ、獨逸國「チツタウ」會社製「バルソル」式仕上機械一組ヲ購求シタリ。而シテ、四十二年一月、中、組立ヲ了シタルモ、附屬機械製作ノタメ、

時日ヲ要シ、漸ク三月下旬ニ至リ、運轉ヲ開始セリ。

工業講習

福井縣工業講習所、福井縣工業講習場内に在りて、明治四十一年四月一日の設置に係れり、即ち、試験場の職員を擧りて、之を兼務せしめ、同場の一部を以て、教室及實習場に充て、某四月十六日より、授業を開始せり。次で、本村、松本地方の地籍なる福井市有の敷地四反四畝十二歩の寄附を得て、教室實習場を新築し、建坪は、教室八十五坪、實習室八十二坪、其他三十二坪、計百九十七坪なり。今、現在の職員生徒數、創立以來の卒業生數及、所長を、擧ぐれば、左の如し。

職員、十一名内兼六名、

生徒、三十二名、

卒業生、十八名、

創立以來、所長、林 精

(明治三十九年九月八日調査委員審議の結果、織物業を主とすることとなりしものにて、修業年限は、三ヶ年なり、)

社、寺、櫻谷神社、大字開發に在る村社なり、大山祇命を祀り、華表には、本縣の

下篇 各村誌 圓山四村

工業講習

所長

櫻谷神社

制札を掲ぐ傳へ曰ふ福井藩主の放鷹地なりしが或時鷹飛び去りしを此神に祈りて還らせ得たり故に馬場の地千歩を寄すと又云ふ賊曾て神體を盗み去り河に投ず流れて三國港に至りて留まる其を祀りしもの今の三國町櫻谷神社なりと

按に放鷹談は事牧島觀音に酷似す乞ふ西藤島村を參看せよ

其他

其他山王神社は町屋に白山神社伊非冊尊大願寺幾久經田の三大字に在り

願應寺

願應寺眞宗大谷派 大字丸山に在り開基智觀といふ明細寺傳に曰ふ延元三年

田村某新田義貞を助けて鯖江に戦死其子義智義貞戦死の後丸岡芝原用水の北開なり今開發に存す跡に匿れ薙髮して智觀といひ天台宗に歸す後故ありて村民丸山の麓に移り今の大字丸山を爲すと十一世秀海に至り正徳三年三月十七日本尊

及寺號を本山より受くと

附云開山の影像は元龜三年七月二十八日本願十一世顯如より開發丸岡今の南大字の道場に興へしものなるを曾て盜難に罹りしが當寺の住職探し出しより今に當寺に安置すと傳ふ

託願寺

託願寺眞宗大谷派 大字開發に在り明治十三年五月二十七日本山より寺號を

久末照嚴寺支坊

許され同年十月二十三日官より其公稱を許されたり

久末照嚴寺支坊眞宗大谷派 大字幾久に在り坂井郡十樂村大字清王の照嚴寺は舊此地に在りしが天正の騷に焼亡され加賀に逃れて再建し後復當國に來りて該寺を再建せしものにて其舊地なれば天正十一年より一字を建て衆徒の者留守し居りしが儀導道場を支坊に改め明治十二年九月八日官の許可を得しなり

古蹟 照嚴寺跡

古蹟 照嚴寺跡 大字幾久の西方田間に在り傳曰照嚴寺の開基行覺法眼は本願寺三世覺如の眞弟にして嘉曆元年越中國射水郡氷見に一字を建てかく名づけしを三世覺順應安七年に此地當時久末に移せしに天正三年兵燹に罹りし故加賀國江沼郡二梨村に移りたる故趾なりと

丸山

丸山 大字丸山に在り勝山街道の南側に特立し蓊々たる綠陰先づ人目を惹くに足る山嶺に白山權現を勧請し石柵を繞らし中に六角の石柵を設け柵一本を植ゑ尙八角の石碑を其前に据ゆ故に往古より山嶺を御柵と云ひしを轉訛してオサカケと云ひ又山岸をヤマゲンと云ふ鳥居の下に井縁に似たる石柵あり中に太刀を納むと傳ふ

名蹟考云 丸山白山勘請頂上八角石壇あり、勘請山緒あり、細志井原番右衛門頼文勘請の由。

子安観音

子安観音 西北に観音堂あり、十一面觀世音を安置せしを、維新後尾羽郡西方(和田村)の某福井市勝見乗間寺に移し、明ち同寺境内勝見河畔にあるもの是なりと、名蹟考云和田三明院兼帶丸山子安観音 高田御前様忠直公小君徳川秀忠女御着帶の節御願として、慶長十九年庚寅御建立、萬治二年乙亥光通公鷹繪馬奉納、寺起

感澤史略云俗説に稱す秀康公城かんとせし際、地を相し、關東に白して、曰く一に北莊二に丸山三に鯖江岱云々。

人物

維新後の人物

人物 狼と戦ひし卒 狼と戦ひし御見鳥の卒、眞草紙云探源院(福井藩主吉品)様御代の頃、松岡の御鳥見之者丸山沖にて狼に喰はれ、死居申候處、其側に狼四疋、狼を切殺し有之候、定めて多くの狼出候事と、沙汰なり、上にも殊之外御おしみ被成候由、此以前此御鳥見多く狼を殺し候、漸有之候。維新後に於て、本村出身の人には、町屋に橋本正治あり、東京大學卒業の、法學士にし

て現に、神奈川縣事務官部長たり

明治の二大戦役と本村

二十七八年戦役には、

従軍者 四

(受勳者同八等)

三十七八年戦役には

従軍者 八三内

戦死者 一八
戦死者 二二

殊勳者 一三
殊勳者 一三

陸軍歩兵少尉正八位勳六等功五級

森

照

戦死者

森照小傳

明治十一年十月十日生

本村大字開發、奥右衛門の次男なり、明治三十一年、福井中學校を卒業し、直に、東京高等工業學校教員養成所に入り、三十四年七月、染織工科を卒業し、先づ、山梨縣郡立南都留染織學校教諭に任ぜられ、實業教育の最初の教鞭を執りぬ、然るに、兵役の義務ありし身は、翌年十一月、教職を抛ち、一年志願兵として、第九師團歩兵第三十六聯隊に入營して、銃劔を教鞭に代ふることとなりぬ、三十六年十一月、滿期除隊一等軍曹に任ぜられしが、其翌月、岡山縣赤磐郡立染織學校校長兼教諭に任ぜられ、宿志實行の

下篇 各村誌 團山四村

名蹟考云 丸山白山勸請頂上八角石壇、神あり、勸請山緒あり、細志井原番右衛門頼文勸請の由。

子安観音

子安観音 西北に観音堂あり、十一面觀世音を安置せしを、維新後足羽郡西方和田村の某、福井市、勝見、乘間寺に移し、即ち同寺境内、勝見河畔にあるもの是なりと。

名蹟考云 和田三明院兼帶丸山子安観音 高田御前様忠直公小君徳川秀忠女

御着帶の節、御願として、慶長十九年庚寅御建立、萬治二年乙亥、光通公鷹繪馬奉納

縁起

越前史略云 俗説に稱す秀康公、城かんとせし際、地を相し、關東に白して、曰く一に

北莊二に丸山三に鯖江俗云々。

人物 狼と戦ひし、御見鳥の卒、真草紙云 探源院(福井藩主吉品様御代の頃、松

人物
狼と戦ひし卒

岡の御鳥見之者丸山沖にて狼に喰はれ、死居中候處、其側に狼四疋といふを、切殺

し存之候、定めて多くの狼出候事と、沙汰なり、上にも殊之外御おし、み被成候由、此以

前此御鳥見多く狼を殺し候、漸有之候。維新後に於て、本村出身の人には、町屋に橋本正治あり、東京大學卒業の、法學士にし

維新後の
人物

て現に、神奈川縣事務官部長たり

明治の二大戦役と本村

三十七八年戦役には、

從軍者 四

(受勳者同七等 一)

三十七八年戦役にば

從軍者 八三内

戦死 一八

殊勳者 生 一三

陸軍歩兵少尉正八位勳六等功五級

森

照

戦死者
森照小傳

明治十一年十月十日生

本村夫字開發、奥右衛門の次男なり、明治三十一年、福井中學校を卒業し、直に、東京高等工業學校教員養成所に入り、三十四年七月、染織工科を卒業し、先づ、山梨縣郡立南都留染織學校教諭に任ぜられ、實業教育の最初の教鞭を執りぬ、然るに、兵役の義務ありし身は、翌年十一月、教職を抛ち、一年志願兵として、第九師團歩兵第三十六聯隊に入營して、銃劔を教鞭に代ふることとなりぬ、三十六年十一月、滿期除隊一等軍曹に任ぜられしが、其翌月、岡山縣赤磐郡立染織學校校長兼教諭に任ぜられ、宿志實行の

下篇 各村誌 團山四村

一段を進めて、又も教壇上の人となりしに、日露の戦役は起りぬ。三十七年六月には、再び三十六聯隊の人となり、補充大隊附となりしに、旅順の背而攻撃急を告げしかば、九月、征途に上りしに、其十九日には、少尉に任ぜられ、正八位に叙せられしに、早くも、戦場の人となりしのみならず、肉薄苦

闘雨下せる敵弾に、頭部を貫かれ、空しく、墓下の露と化し去りぬ。享年二十七、今廣島到着の日、家兄に送りし遺書の一節を轉載して、爲人を説くに代へむ。曰く、

敢て、軍隊に於て、立身を望むにあらず、勲章を望むにあらず、只義務兵として、此前古未曾有の大困難に際し、君國に對する、義務を盡さんと欲せるのみ、嗚呼、人類として、義務を知り、義務の爲めに死する程、美なるものはあらざるべし、余不敏と雖とも、夫れ、義務の爲に殉せんかな。



少

同田中佐
太郎少尉

陸軍歩兵少尉正八位勲六等功五級

田中佐太郎

明治十四年八月一日生

本村、松本地方、士族小助の二男なり、夙に福井進放尋常小學校、高等小學校、中學校の業を卒へ職を今立郡惜陰小學校に奉



少

ぜしが、明治三十四年士官候補生として歩兵第三十六聯隊に入り、次て、士官學校に學び、三十六年六月卒業、直に三十六聯隊付見習士官となり、翌年三月には、歩兵少尉に任ず。會々、日露の戦役起る、即ち六月二十七日、第七中隊附として出征し、旅順背面攻撃軍に参加し、殊功ありしに、其九月十九日、今も尙ほ聞く者をして、肌に粟せしむる、彼の悲壯慘澹なる要塞戦に臨み、角面堡下に於て、敵弾に左胸を貫通されて戦歿す、年齒僅に二十四、噫、前途多望の好年少士官は、永く、三十六聯隊の墓石の下に葬られたり、惜哉。

下篇 各村誌 圓山四村

戰病死者
氏名

陸軍歩兵曹長勳七等功七級 小澤 能武
 明治三十七年十一月二十六日清國盛京省盤龍山四砲臺前江高橋處に於て
 同 同 同 同 同 齋藤 文之丞
 明治三十八年三月七日清國遼化屯に於て
 同 同 伍長勳八等功 野坂 音之助
 明治三十八年三月九日清國新三屯に於て
 同 工兵上等兵同 同 見谷 平太郎
 明治三十七年十二月十三日清國盤龍山四砲臺前に於て
 同 歩兵一等卒同 同 牧野 吉明
 明治三十七年八月十九日清國盛京省龍眼屯力角面條に於て
 同 同 同 同 清川 清五郎
 明治三十七年九月十九日同所に於て
 同 同 同 同 山形 元作
 明治三十八年三月三日清國瓢箪子に於て

同 同 同 同 鹽田 金次
 明治三十八年三月三日清國北三台子第九師團第一野戰病院に於て
 同 同 軍曹勳七等 竹木 久右衛門
 明治三十七年八月十九日清國盛京省龍眼屯北方角面條に於て
 同 同 同 同 野路 興作
 明治三十七年八月二十四日清國盛京省盤龍山に於て
 同 同 上等兵勳八等 竹下 金之助
 明治三十八年三月十日清國盛京省東場上に於て
 同 同 同 同 竹下 喜太郎
 明治三十七年十月十七日清國第九師團第一野戰病院に於て(負傷基因)
 同 同 一等卒同 齋藤 文松
 明治三十七年十月十九日清國盛京省新泥窪兵治病院に於て(同上)
 同 同 同 同 黒川 源作
 明治三十八年三月二日清國瓢箪子附近に於て
 下篇 各村誌 團山西村 三七七

陸軍歩兵一等卒勳八等 大橋才一郎
明治三十八年三月二日清國彰驛店附近に於て

同 同 同 田中玉吉
明治三十八年三月十日清國盛京省東場上に於て

右 戦 死

陸軍歩兵一等卒勳八等功七級 野路常一
明治三十八年二月十二日金澤豫備病院に於て

同 同 同 竹下實
明治三十七年十一月八日清國盛京省東北溝に於て

右 病 死

共に是れ皆靖國社頭、永く國家に祭祀せらるゝ人なり。

其他に殊勳者にして生存する左の人々あり。

殊勳者
川中佐小傳

陸軍歩兵中佐從五位勳四等功四級

齊川昇

舊福井藩士にして、現今本村松本地方に住す。嘉永六年三月二十六日に生る早くも

殊勳者氏名

明治五年三月一日、壯兵志願兵として、鎮臺第一分營歩兵第十八大隊へ入營せしむ。身を軍務に格す初めなる。其年六月、宮津土民蜂起に付き出張し、七年伍長に任ぜられ、爾來佐賀縣賊徒の征討、臺灣蕃民の征伐、西南戰爭に参加し、諸官を歴任して、二十七八年の戰役には、大尉を以て、平壤、九連城其他に轉戦し、三十三年の北清事變にも功あり、三十六年、後備役に編入せられしに、翌年、日露の戰役起り、七月、充員召集に應じて、後備歩兵第三十六聯隊二大隊長として、鴨綠江軍に屬し、城廠附近の諸戰奉天の大會戰に参加し、三十九年、召集解除中佐に陞み閑散の地位にあり。

陸軍歩兵軍曹勳七等功七級 脇谷武志

同 同 上等兵勳八等同 野阪與作

圓山東村

位置

郡の平坦部の東南に在りて、東は荒川を以て、岡保村と境し、東北は東藤島村に接し、北は圓山西村に隣し、西は福井市の清川町及日ノ出町と連り、南は荒川を隔て、足羽郡和田村と相對す。

下篇 各村誌 圓山東村

地勢 越前平野の東部なれば殆ど高低なく、唯々一小丘平岡山ありて、村の西端即ち福井市に接近して、特立するのみ、村内一般に地味肥沃、農作物能く成熟し、殊に蔬菜の栽培に適す。

土地 是は總反別三百四十町三反二十二歩にして、田は其八割七分餘を占め、宅地十五町六反二十一歩、雑地二十七町三反六畝貳拾五歩有り。

區劃 是は下四ッ居米松北四ッ居四ッ居渡河増、東今泉北今泉下中の八大字より成る。

戸口 三百四十七戸、二千七十六人男九百八十九人、女千八百七十七人

交通運輸 縣道勝山道は、村の北境圓山東村丸山を除きを通過し、郡道志比道は、福井市端より、村の南端を横貫し、村道今泉道は、福井志比口より平岡山の麓を過ぎ、今泉に達し、同四ッ居道は、志比口と志比道とを連絡す、此二道は、共に三十六年の改修に係れり、加ふるに、荒川東南境を繞りて、舟楫を通じ、且、地、福井市に接するを以て、交通運輸頗る便なり。

産業 全村殆ど農を業とし、僅少の機業商業家あるのみ、其産物の主なるもの

平岡山の茶 是は米にして、年産額四千二百石六萬圓に達し、其他麻、豆類を産することも少からず、養鶏は甚だ盛にして、戸數三百五十餘の小村なれど、其數二千羽に餘り、隨て産卵亦た少からず、平岡山の茶は、其名著しく、四ッ居郷の蘆薈は、舊幕時代より名産に算へられ、盛に福井市に供給す。

○名産考云、大根右四ッ居郷(四村)のな、味甜菜にして、上品とす。
○平岡山の茶。慶應の頃福井藩主、松平慶永本村四ッ居津の者、征剛九左衛門、及樹下常造に此山を下興せられし、かば、直に茶園を開拓して、之を栽培し、慶永亦之を勸奨し、在福の節には、時々、節を興いて、茶園に臨まれ、園主の呈する一籠の清味を興して、世歴を忘るゝを常とし、盛同の茶歌を書し、自から装幀して、附與せらるゝに至れり、最近の年産額は、左の如し。

玉露	六貫五百匁	煎茶	九百九十九貫五百匁
紅茶	百圓七十五錢	計	五百十三圓六十錢
諸税	十二貫七百匁		千〇十八貫七百匁
沿革	四圓三十錢		六百十八圓六十五錢
沿革	諸税は九千四百六十八圓四十三錢、縣稅五千九百六圓五十八錢五厘、村稅四千八百八十八圓十錢なり、(村稅中臨時費二千餘圓を含む)		

沿革 本村は、舊四ッ居郷と稱し、下四ッ居、米松、北四ッ居、四ッ居渡の四大字は、
下篇 各村誌 圓山東村 三八一

地勢

越前平野の東部なれば殆ど高低なく、唯々一小丘平岡山ありて、村の西端即ち福井市に接近して、特立するのみ、村内一般に地味肥沃、農作物能く成熟し殊に蔬菜の栽培に適す。

土地

は、總反別三百四十町三反二十二歩にして、田は其八割七分餘を占め、宅地十五町六反二十一歩、雑地二十七町三反六畝貳拾五歩有り。

區劃

は、下四ッ居、米松、北四ッ居、四ッ居、渡河、増東、今泉、北今泉、下中の八大字より成る。

人口

戸口 三百四十七戸、二千七十六人、男九百八十九人、女千八百七十七人

交通運輸

交通運輸 縣道勝山道は、村の北境(圓山、東村丸山を除き)を通過し、郡道志比道は、福井市端より、村の南部を横貫し、村道今泉道は、福井志比口より、平岡山の麓を過ぎ、今泉に達し、同四ッ居道は、志比口と志比道とを連絡す、此二道は、共に三十六年の改修に係れり、加ふるに、荒川東南境を繞りて、舟楫を通じ、且、地、福井市に接するを以て、交通運輸便なり。

産業

産 業 全村殆ど、農を業とし、僅少の機業商業家あるのみ、其産物の主なるもの

は、米にして、年産額四千二百石六萬圓に達し、其他、麻豆類を産することも少からず、養鶏は、甚だ盛にして、戸數三百五十餘の小村なれど、其數二千羽に餘り、隨て産卵亦た少からず、平岡山の茶は、其名著しく、四ッ居郷の蘿蔔は、舊幕時代より名産に算へられ、盛に福井市に供給す。

○名産考云、太根、右(四ッ居郷)四村のな、味甜菜にして、上品とす。

○平岡山の茶、慶應の頃、福井藩主、松平慶永、本村四ッ居渡の者、征岡九左衛門、及樹下常造に、此山を下興せられしかば、直に茶園を開拓して、之を栽培し、慶永亦之を勸導し、在福の節には、時々、節を興いて、茶園に臨まれ、園主の呈する一椀の清味を興して、世譽を忘るゝを常とし、盧同の茶味を書し、自から栽培して、附興せらるゝに至れり、最近の年産額は、左の如し。

玉露	六貫五百匁	煎茶	九百九十九貫五百匁
紅茶	百圓七十五錢		五百十三圓六十錢
	十二貫七百匁	計	千〇十八貫七百匁
	四圓三十錢		六百十八圓六十五錢

諸 税 國税は九千四百六十八圓四十三錢、縣税五千九十六圓五十八錢、五厘村税四千八百八十八圓十錢なり、村税申臨時費二千餘圓を含む。

沿 草 本村は舊四ッ居郷と稱し、下四ッ居、米松、北四ッ居、四ッ居渡の四大字は、

下篇・各村誌 圓山東村

平岡山の茶

源 郷名の起

足羽郡に属し、河増、東今泉、北今泉は本郡に属したり。(下中は、藤島郷にして、丸山) 而して其名は、井より起り、古くは四ッ井村と書きたりしを、いつの頃より今の字を書くかは詳かならず、舊幕時代には、皆福井下領にして、幕府末年の大庄屋は、松原勘右衛門なりしとぞ

○名蹟考云 四ッ居郷、福井の東新川筋に添て、吉田(足羽郷)に跨り、都合八村あり、大意悉取拾遺録云 四ッ井古昔、常地(福井)に今の四ッ居村散在す、四ッ居とは、勝れたる井四ッある故なり、一は福井、二は二ノ丸、三は御花島、四は、中島常福房の井なり。
○眞聲草紙云、一、福井の庄に、井戸四ッ有、いつれも名水也といふ、今は、四井村といふ村名になれり、中の馬場に古井、今は埋れてあるよし、是も四ッ井の一なり、又、城内北、不明門の外、蓮池あり、南の方に、近來、慶永代、射的場を作りたり、其横に土堀あり、其際に極古井一あり、木草に埋れたる有様なり、是も四ッ井の一なりと、井原源兵衛老人の物語りなり。
○按に、四ッ居渡の名に徴すれば、勝見川は、現今よりも、大流なりしなるべし。

明治維新、新設、賀縣の頃には、第十大區なりし事もあり、其後官選戸長の時代には、下四ッ居、米松、四ッ居渡、北四ッ居は、和田村と聯合し、河増、東今泉、北今泉は、岡保村と聯合し、下中は、上中等と聯合して、各戸長役場を設けられしが、二十二年、町村制實施の時より、現今の區域とはなりしなり、今町村制實施以來の村長の氏名を擧ぐれば、左の

如し。

村長	至自明治三十二年二月	吉田 助右衛門
	至自同三十二年八月	吉川 岩吉
	至自同三十三年九月	村田 傳左衛門
	至自同三十四年一月	竹 澤 清平
	至自同三十五年十一月	村田 傳左衛門
	至自同三十六年十二月	定 兼 勘次郎
	至自同三十七年十一月	黒川 彌 作(現任)
	至自同三十八年十一月	
	至自同三十九年十一月	
	至自同四十年十一月	

村役場 は、初北四ッ居に、其位置を定められしも、二十二年六月より、平岡山に之を假設し、三十七年二月正式の許可を経たり。

巡査駐在所 は、二十二年、河増より、北四ッ居に移し、翌二十三年、米松に移せり、即ち現今のもの是なり。

教育 學制頒布の際には、北今泉に、今泉小學校を設け、明治九年には、下四ッ居に四ッ居小學校を設けしも、單級にして、而かも、校舍不完全なりしが、二十二年四ッ

園山尋常
小學校

居小學校を米松に移して米松小學校と改稱したり爾來漸次發達して各校二學級の編制となり校舎も亦改築若しくは増築せしが四十一年より義務年限延長の結果就學兒童増加し設備も不完備を感ずるに至りしかば終に兩校を合併して其四月北四ッ居の地籍に一校舎を新築し園山尋常小學校と稱せり是れ現今の校舎にして約三百五十名の兒童を教育し居れり

各種團體

青年團
村教育會
學齡兒童保護團

在郷軍人團

村農會

社
四誓寺

社寺 西誓寺眞宗本願寺派大字北今泉に在り、永正十七年四月一日蓮如來錫の時弟子となり專乘と稱せし者と本寺の開基とす、二世亦專乘と稱す、二世專乘の子永祿八年に出家し、慶長六年春三月本願寺主より名を永乘と與へらる、本尊は十一面觀世音なりしが萬治三年八月本願寺より阿彌陀の立像を與へ且西誓寺と稱す

青蓮寺

青蓮寺眞宗本願寺派 大字河増に在り、文化十二年五月より道場の號ありしが、りしが本年八十一歳にて寂せり。

祥光寺

祥光寺淨土宗四山派觀林寺末 大字下四ッ居平岡山に在り、舊京都市上京區福島町に在りて典廊の開基なりしが、寶曆年間俊風なる者之を中興し、伏見宮の御歸依を受けたりと傳ふ、然るに、任職の交迭頻繁なる爲め、一時廢頽に歸せしを、明治二十七年十二月現今の地に移轉せり、境内に太子堂、并辨財天堂等あり。

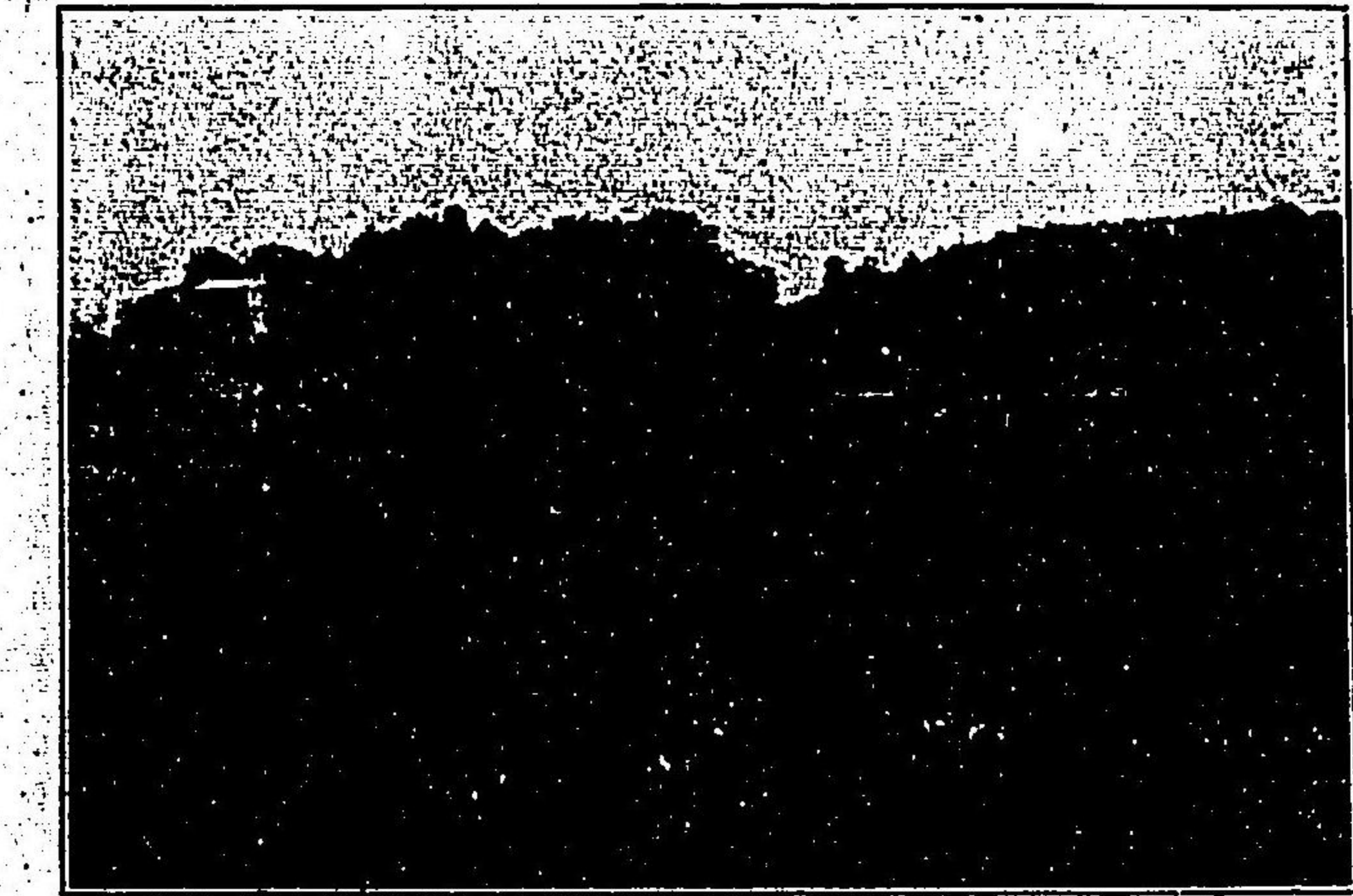
善光院

善光院隆松寺淨土宗四山派 大字下四ッ居平岡山腹に在り、然空善林の開基にして、本尊阿彌陀如來の木像は、開基大和の回國の際、奈良附近にて夢想に依り、感得せしと傳ふ、舊丹生郡立待村吉江に在りしを、明治三十五年三月三十日、現今の地に移したるなり、境内櫻樹多く、花時の眺め宜し。

名勝古蹟
平岡山

名勝古蹟 平岡山 大字下四ッ居に在り、平岡山に在り、特立する古生層の一小丘にして、其形奇異加ふるに近く、永平寺藏王の翠微を、淡靄一抹の中に眺め遠

下篇 各村誌 園山東村



平岡山の遠景

くは、四境の峻峰巒巒を、雲烟縹緲の間に望み得べく、福井全市は、脚下に其大觀を開き、越前の平野は、吟眸に入りて來る、されば春は隆松寺の櫻花に、詩腸を肥すべく、夏は丘上の徜徉に塵熱を忘るべし、殊に秋月明鏡を磨くの夕は清影四田に映じ、田毎の靄も霞ならずして早く名所を以て聞ゆ、又枯野の寂景冬木立の雅致共に棄てがたき風景なれば、四時行樂の清境として、福井市人の常に來遊するところたり、山腹には、隆松、祥光の二寺ありて、境域興趣に富み、近時山上に村社を合祀せんとす、南麓一帶の茶園よりは、所謂平岡山の茶を産して、玉露の清味を供す、昨年創設の平岡學園は、西麓に棟を並べて、感化の好事業に盡し、隆松

寺畔の村役場は、自治の實を擧げて邦家の富強に資するを力ひる等、丘は小なれども記すべき事はなかくに多し、上古は此處に枚岡神社在り、福井藩祖松平秀康、入國の時には、下總結城より、不動院を移して、此山に建てしか、寛永十七年、之を福井市に移せし後は、御立松山となり、天和の大飢饉の時には、餓死せし者を此處に收瘞せしとす。

- 越前史略云、慶長六年八月、秀康入國の時、不動院に平岡山を賜ふ、不動院は結城の笹川に在り、以て鬼門を鎮す、平岡も亦城の鬼門なり、故に之に居らしむ。
- 同云、寛永二十年、不動院平岡山より、城下に移る、陰陽家謂之鬼門方、寺昔在結城、征川是彼地鬼門也、平岡亦此地鬼門也、然茲時々劫之故移之。
- 名蹟考云、不動院平岡山、結城寺、鷹匠町に在り、眞言宗。
- 袖金目云、慶長六年、御祈願所、光明山、不動院、結城より遷る、、、、、、、、、
- 細志云、平岡、御立松山、不動院の舊地なり、今に、説に、毘沙門堂残り、此處山嶽多く、此山毒蟲夏秋兒童是に觸れ害ある事あり、山上に遠的を射る、
- 片歴記云、(天和元年)御國、大飢饉、死人道を塞きしといふ、死骸を、平岡山石谷等に埋む、此平年は、一升代、七八錢より、十一、二錢といふ、云々

櫻蔭連峰梳翠雨餘芳樹破紅顏維知背帝懷
柔力興起發翁轍上山。

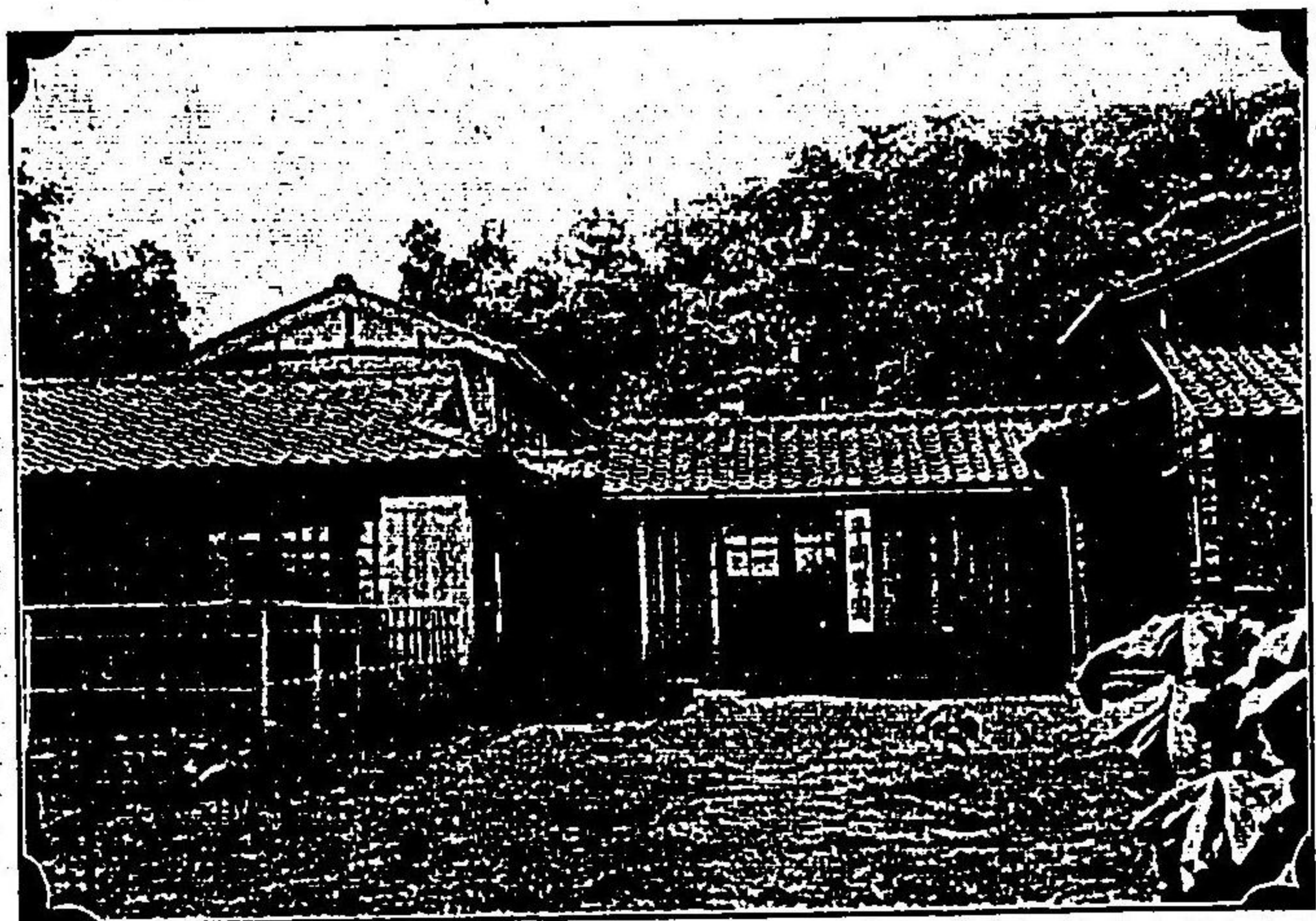
望白山二首節一

高野 眞密

憶昔一登涉、清響三伏時、烟含五葉阪、環合千蛇
池、穿雲花爭麗、當風粟起肌、峰頭留宿處、炊米不
成藥。

平岡學園 大字下四ツ居平岡山麓に在り、

明治四十一年十一月一日の創立に係り、福井
縣私立育兒院感化部にして、本縣に於ける、唯
一の感化院なり、明治三十一年五月、福井育兒
院なるもの、戸澤春堂等によりて創設せられ、
次で同三十九年八月、本願寺派福井別院に於
て、育兒事業を創始したるに、一市内に、二院を
置くよりも、寧ろ合併して、完備を期するに如



平岡學園

平岡學園
沿革

伊藤屋舖
述

かずとて、同四十一年七月、之を合併し、福井縣私立育兒院と稱し、該別院内に置くこ
と、なれり、而して、感化事業は、明治三十三年三月法律第七號感化法發布せられ、翌年八
月内務省令第二十三號、同法施行規則出でしより、世人の留意するに至りしも、本縣にては、未だ
着手を見ざりしが、昨四十一年十一月第十一號縣令施行細則を定め、同時告示第九十七號に、福井縣
私立育兒院感化部平岡學園規則を發布し、且告示第九十六號本園を以て、福井縣感化院に、
代用することを告示せり、之れ本園の創立なり、其當時、下四ツ居第三十一號二番地
の一舎を借り受けて、直に事業を開始すると共に、本園建築に着手し、本縣より約六
千間を補助して、之を経營せしに、本明治四十二年五月一日工竣りしを以て、之に移
轉せり、敷地總坪數一千九百五十五坪にして、教室、宿舍、族長室、炊事場、鶏舎等の建物
四棟約八十八坪、敷地内には、運動場二百七十六坪、農園一千二百二十四坪、池百五十
坪等あり、年々經常費の七分は、本縣にて補助す、續て園地を増し、設備を完全にする
等、着々擴張發展中に屬す、現今の學監は、別院輪番、香川嘿識之を兼ね、族長、淺見安之、
助手、同じづ、教師、竹澤敏男勤務す。

伊藤屋舖述、城述考云、朝倉家、伊藤三郎右衛門、河増村の内、十五間に七間許の所あ

下篇 各村誌 四山東村

り福井より一里許

古社迹

神社跡 足羽社記云、四井與津爲此神坐處也乃亦如此。吉川館跡 大字下中の西端に在りしと傳ふ。所在其他

那谷觀音

那谷觀音舊跡 大字米松の東に在り古堂様と云ふ傳ふ朝倉義景の頃吉川久太夫一千三百十八石を領して大字下中に住せり朝倉氏の滅ぶるや久太夫亦之に死す其際豫て此地に勸請せし觀音を其院の別當小角小兵衛に託し加賀那谷に匿さしむ是れ有名なる彼地の觀音にして其當時紀念として留めし一體を此地に祀りかく稱すと又云其附近に觀音堂別當と稱する地あり皆其舊跡にして境内地なりしなりと蓋し和漢三才圖會に載する觀音寺中村寺領三十石なるべし。

布淵の迹

布淵の迹 東北今泉の中間を流る、荒川の一部なり此附近の地を淵上といふ口碑に傳ふ淵邊竹叢にして時に白布を晒すを見る人若し之を得んと欲して近づけば淵中に陥るを常とせり其底深く上北野足羽郡和田村八田に通じ時々大竅を生じ水渦を成して奔入し川水爲めに逆流す故に逆川の名ありしと明治二十年縣の補助を得て之を埋め石を以て甃めり故に今は夫どとも一目に見分け難し。

人物
孝子竹澤九平

人物

東今泉に孝子竹澤九平あり明治十四年本縣より賞金を下賜せらる。

從來實父繼母ニ善ク事ヘ家業ヲ勵ミ性質溫和ニシテ平素儉約ヲ旨トシ公租等ハ人ニ先テテ收納シ繼母病ニ罹リ膝床ニアルトキハ側ヲナシ不離食餌等好ム所ノモノハ必クニ市街ニ走り購ヒ來リテ嗜好ニ充テ或ハ存貨ヲ欲スル所ニ至リ塔モ双視ノ意ニ悖ラズ其心ヲ慰メ喜色スルヲ見テ俱ニ樂ミ三十餘年ノ久シキ一日トシテ志操ヲ變セズ道ヲ忘ラザル段奇特ノ義ニツキ爲其賞金三圓下賜候事
明治十四年九月十四日

福井縣

明治の二大戦役と本村

明治二十七八年の戦役には

従軍者

七名病死一名

殊勲者 一名

(受勲者勲八等二名)

陸軍歩兵一等卒功七級 竹澤 利二
輜重輸卒 病死 高村 次作

三十七八年の戦役には

従軍者

五十三名 戦死一名

殊勲者

五名 生存

下篇 各村誌 園山東村

明治の二大戦役と本村
従軍者
戦死者
名

陸軍歩兵伍長

村井半次郎

三九二

明治三十七年九月十九日清國盛京省龍眼北方角面陸に於て

右 戦 死

此れ靖國社頭長く國家に祭祀せらるゝ幸福の人
又生存せる殊勲者としては左の人々あり

陸軍歩兵 軍曹勲七等功七級 吉 田 磯

同 砲兵 軍曹勲七等功七級 野 村 榮 三 郎

同 歩兵上等兵勲七等功七級 塚 谷 才 一

元陸軍歩兵上等兵勲八等功七級 藤 田 鶴 吉

陸軍歩兵一等卒勲八等功七級 近 藤 久 太 郎

岡保村

位 置 本村は郡の中央部の南端に位し、南は岡保山を以て足羽郡、酒生村西は
同郡和田村に境し、東は一帯の河水山を以て吉野村に、西北は、岡山東村及東藤島村

に接す。

地 勢 吉野村、吉野ヶ嶽の支脈、河水山及岡保山は、東南境に連互するも高峻な
らず、且花ノ谷より、吉野村大字上吉野に通ずる竹箒越あり、坂下より吉野村小畑に
通ずる小畑坂あり、其他は遠く、西北に開けて、越前平野の一部をなし、河水岡保山下
の諸水は、踏が瀧の流末と共に、集りて荒川となり、西流し、足羽郡より、來る酒生用水
と共に、能く全村を灌漑し、地味肥沃、諸作物に適す。

土 地 總計約八百三十九町、内田三百九十五町、宅地二十三町、畑三十四町、山林
百七十六町、雜地二百一十一町なり。

區 劃 堅達、寮、殿下、印田、曾萬布、合島、荒木別所、西谷、次良丸、大畑、宮地、花ノ谷、河水
より成れり。

戸 口 五百七十八戸、三千四百三十一人、男千七百二十九人、女千七百二十九人

交通運輸 縣道美濃道は、足羽郡より來り、本村南部の一角、曾萬布を過ぎて、又足
羽郡に出で、福井市に達し、郡道朝倉道は、村を南北に縦貫して、東藤島村に通じ、同藏
王道は、村を横断して、吉野村に達し、更に同志比道の岡山東村より來るありて、道路

下篇 各村誌 岡保村

三九三

能く改修され、四通五達せるのみならず、水路亦荒川によりて、福井市に通じ、小舟の往來斷えず、其の便大なり。

産業 本村は、一般に農を營み、冬季は副業として、蠶表及苧を織り、繩草履を送り、女子は家にありて、布、奉書紬、羽二重等を織るを常とす、奉書紬は此の地の特産なり、而して物産額は米を第一として、八千九百二十五石、豆類三百石、蘭六千三百貫絹織物十六萬六千圓を出す。

諸税 國税二萬二千五百一十一圓五十五錢、縣稅六千八百八十九圓九十錢、村稅六千八百八十五圓七十錢、計二萬五千五百八十七圓十五錢を納む。

沿革 土地早く開け、奈良朝時代に、既に、貴顯の領地となり、延喜式に載する、少名莊桑岡莊(和名抄)にある少名郷は、今の本村或は大字寮なりとの説は、的確なるが如く、(師盛記)には、至徳二年、曾萬布を莊名とする旨、見え、郡内にては、早く世に知られし土地なり、維新前は岡ノ保寮郷と稱せられ、福井領なりしが、維新後、町村制實施の際、郡内の十二大字を、足羽郡の荒木荒木別所合島の三大字と合併し、本村を成せしに、荒木復た、足羽郡に編入されんことを企圖せしより、紛雜の極、明治三十二年一月、

産業
諸税
沿革
庄名早く
史に見

村長

同大字は、足羽郡酒生村に編入され、現今は、十四大字となれり、今町村制實施以來の村長の氏名を左に擧げむ。

至白	同	治	二十二年	四月	森永 與右衛門
至白	同	二十五年	五月	小 木 九 平	
至白	同	二十九年	五月	柳 原 九 兵 衛	
至白	同	三十二年	一月	小 島 甚右衛門	
至白	同	三十二年	四月	柳 原 九 兵 衛	
至白	同	三十四年	二月	柴 田 利 太 郎	
至白	同	三十五年	一月	高 橋 第 藏	
至白	同	三十九年	九月	天 谷 嘉 瑞	
至白	同	四十一年	十二月		

事務管掌 郡書記

紛擾解決
本村民は、十數年來、意志の統一を缺き、黨李、與牛、兩派に分れて、名譽職選舉毎に、激烈なる競争を試み、相軋ること甚しく、心あるものをして、轉た齟齬せしめしに、今回、東宮殿下の行啓につき、上下心を一にし、銳意奉迎の誠を致さんとする時に方り、我村民獨り、此事あるべからずと爲し、多年の紛争を一掃し、和衷協同、各自職業に勉勵

下篇 各村誌 岡保村

し村自治の發展を圖ることとなり村民一同連署誓約せしが、行啓下檢分のため來縣せられし錦小路東宮主事も此事を聞かれて、皇恩の普きに感激せられ、絶好の紀念なりと稱せられしといふ、本村民の責任、亦輕しとせざれば、左に其全文を掲ぐ。

好尚の紀
念事業
誓約書

誓約書

本村は村治上に關し多年村民の一致を缺き村内兩派に分裂して互に嫉視反目を爲し名譽職及議員等の選舉毎に必ず激烈なる競争を試み紛争殆んど絶ゆることなく歳月を経るに從ひ葛藤益々甚しく本村自治の發展を阻害せしこと尠からず、特に昨年來感情の衝突一層其度を高め紛擾其極に達し復如何とも收拾すべからざるに至りしは、極端なる教育、勸諭及皮中詔書の、舉旨に對し奉り恐懼措く所を知らず斯の如きは誠に本村民の一大不幸にして他町村民に對しても亦大なる恥辱たり依て爰に本村民一同は本郡長の懇諭に鑑み深く前非を悔悟し千歳一遇の鶴駕奉迎紀念として一致の和解を告げ自今以後從來の惡感情を一洗し村治に關する黨派的觀念を全然排除し一致協同親睦を旨とし交誼を厚ふし誠意誠心村自治體の圓滿なる發達を期する爲め左の條項を誓約し永遠に此旨を遵守して敢て渝らざらんことを誓ふ本誓約書は二通を作り村民自ら名を署し印を捺し其の一通は之を本郡長に一通は之を本村長に提出し以て立誓の証左と爲すものなり

るを期する事

- 一、本村民は一致協同親睦を旨とし業務を勵み善良の模範村民たるを期する事
- 一、名譽職職員及村吏員の選舉に際しては法規を遵奉して誠心熱誠を遂げ和衷協同道當の人物を選舉する事、若し豫選委員を定むる必要あるときは各大字より一名若くは二名宛を設け該委員に於て候補者を選定し村民は之に異議を唱へざる事
- 一、村吏員に對しては直接間接に援助を興え村政改善の實を擧げしむる事
- 一、教育の普及と進歩を圖り學童の皆就學を期する事
- 一、産業の發展振興を圖り勤儉力行を期する事
- 一、衛生の普及を圖り清潔法の實行を期する事
- 一、租税其他の公課は期限内に納付し苟も之を怠るべからざる事
- 一、老を尙ひ幼を扶け青年男女の教育に努め美風美俗の實を擧ぐる事
- 一、集會のときは公私の別なく必ず指定の時間に會同すべき事
- 一、前各項の實行に際し若し之に背き或は其實行を怠るものあるときは極力忠告して反省を促し若し之を背せざるものあるときは相當社會的制裁を加ふることあるべく尙收斂せざるときは郡長に報告して訓誡を乞ふ事

明治四十二年四月廿四日

吉田郡岡保村民 全部署名連印

村役場

村役場

下篇 各村誌 岡保村

大字河水に在り、町村制實施の際より置かれたるものなり。

巡查駐在所
教育
明治三年
小学校を
創設す

巡查駐在所 大字殿下にあり。
教育 維新前は、他の各村と、大差なかりけむ、不詳明治三年十月一日、荒木小學校を荒木足羽郡酒生村稱佛寺に創設し、足羽郡酒生村宿布前波高尾篠尾成願寺櫻谷荒木新保太郎丸稻津梅野荒木(和田村)淵ノ上神明上村中村現今本村内なる谷島荒木別所及び本村曾萬布西谷次郎丸大畑宮地花ノ谷河水寮殿下印田を學區域とせしが、六年十一月第二大學區敦賀縣管内第二十八中學區足羽郡荒木村自第六十九番至第六十番聯區荒木小學校と稱して、其學區域を縮少し、神明上村中村淵上東村は、和田小學校を寮殿下印田は、殿下小學校を設け、其翌六年二月、又西谷次郎丸大畑宮地花ノ谷河水は分れて、大畑小學校を大畑に置くこととなり、十年四月には、曾萬布荒木校より、大畑校下に變はり、同年十二月、曾萬布は、又大畑小學校下を離れて、一大字にて、曾萬布小學校を設け、大畑校は、岡保小學校と改稱し、二十年四月には、各々簡易科となりしが、町村制實施の際、足羽郡より、荒木荒木別所合島の三區、本郡本村に編入されし故、自然岡保校の學區域に屬し、堅達坂下は、殿下校の學區域に屬し、一方、曾萬布校は、分立以來、寺院或は、民家を借りしも、此際、足羽郡酒生村、日進小學校へ委託する

殿下尋常
小學校
岡保尋常
小學校

其通學區

各種の團

社寺
村社十
あり

こととなりぬ、二十五年、悉く尋常科となり、曾萬布校は、其委託を解き、又も、民家を借りしが、二十八年一月、校舎を建築し、本年一月、岡保尋常小學校と合併し、現今は、村内に左の二小學校、對立することとなりぬ、

學校名	所在地	學區
殿下尋常小學校	殿下	印田、殿下、寮
岡保尋常小學校	大畑	花ノ谷、宮地、大畑、次郎丸、西谷、河水、曾萬布、合島、荒木別所

本村内に於ける各種の團體は左の如し

村教育會
殿下矯風團
在郷軍人團
村農會
社寺 本村内に於ける神社は、總て十九その内、村社十、即ち寮の諏訪神社、印田の同社、殿下の天滿神社、曾萬布の春日神社、西谷の白山神社、次郎丸の八幡神社、宮地の吉備神社、花ノ谷の天滿神社、河水の越知神社、荒木別所の白山神社、是なり、其他無

天満神社

格社九あれども遠からず村社に合併すべし。今由緒あるもの二三を左に記さん。
天満神社村社 祭神惠美押勝殿下 大字殿下に在り、社傳云、孝謙天皇の時、惠美押勝、天
平勝寶八年五月五日より十八年居り、寶龜四年九月十一日、命終、其存生中、威靈赫々
如神時人、貴んで鎮守の神とし、所在地を殿下村と稱す、天正十一年、豊公在國の節、威
靈あり、依て天満神社と稱す、と華表前本縣(普通)の制札を掲ぐ。

殿下は惠美押勝の居處、若しくは領地らしん

越知神社

按ずるに、殿下の名は、攝關家の莊田に似たり、印田は、位田の訛とすと、(大日本地名辭書)にも推斷するところ、(輿記)稱徳の朝、神護景雲十一年、越前國人、大荒水臣忍山、連軍根とあれば、(近き)荒水は、其里にあらざるかとの説もありて、とにかく、奈良朝の頃、賞賜の領地たりしは、明かなり、(拾遺錄)には、孝謙天皇御宇、大納言藤原仲麻呂、越前二百町、捨入西隆寺、と載せ、又同天平寶字八年九月乙巳、大師藤原惠美朝臣押勝、逆謀頗洩、云々、右衛少尉佐伯伊多智等、馳到越前國、斬守卒加知、押勝不知而遣精兵而入、愛發關、云々とあるに、徴すれば、押勝の叛に、朝廷早く當國に若眼し、押勝は入りて根據とせんと欲せし状態、暗るが如し、かく、押勝が、當國を領したるは、明かなるに他に、其遺跡もあらぬなれば、其當時の居處は、此地なりと推斷するも、強ち妄ならじ、然らば、押勝の誅戮後、其領民の其敗死を悲み、憐之を慕ひ之を祀るも、故なきにあらざると云ふべし。
越知神社村社 伊弉册尊 大字河水にあり、是れ、(延喜式)にある、神傍神社なるべし、蓋し

式内河傍神社なるべし

吉備神社

カウソヒがカウスキに轉訛せしのみ、(盛衰記)に、川合を川上と書するなど、類推すべし、況んや、殿下など考合せて、當時、此附近が繁盛の地域たりしことを、想はるゝに於てをや。

朝倉道は朝倉氏の改修に係ると傳ふ

吉備神社村社 吉備武彦命 大字宮地にあり、傳ふ、文明十三年、朝倉氏景、其遠祖、吉備武彦が、當國、巡撫の往時を懐ひ、備中の一の宮、吉備神に分神の御影を乞ひ、之を創建せしものにして、岡ノ保は勿論、稻津、梅野、足羽郡酒生村、邊までをも、其領とし、三月、九月の十九日を例祭とし、其時には、朝倉氏、跣足にて参拜し、境内は、乗物履物を禁じたりと、又、傳ふ、現今の朝倉道は、朝倉氏の改修せしところ、當時の北陸街道たりしなり、今は社外たる數町の地も、當地の境内たりし故に、宮地、大畑等の地名ものこれりと、境内老樹鬱葱として、物古り、神寂びて、由緒ありげなる神社なり、御手洗の清泉は、藤花に名ありて、藤澤の池と呼ぶとかや、今も、社地千五百九十六坪は、宮地、大畑の兩大字にて管理せり。

日本書紀 景行帝四十年、道吉備武彦於越國、令鑑察其地形、險易及人民、順不。

寺院 八ヶ寺あり、曾方布の本清寺、眞宗本願寺、派本行寺、同上、寶樹寺、天台宗、此下篇 各村誌 阿保村

寺院八ヶ寺あり

勝縁寺

圓明寺

西光寺

岡の西光寺の舊地なり

盛派次郎丸の西光寺同上花の谷の大乗寺眞宗本願寺派專通寺同上寮の勝縁寺同上殿下の圓明寺眞宗大谷派是なり今山緒ある二三を左に列叙せん。

龍燈山勝縁寺眞宗本願寺派 大字寮に在り寺傳に曰天正年中柴田勝家北ノ庄城に自害するや弟勝縁天台眞盛派の開山圓戒國師の徒弟となり運覺と號し此に一字を建て青蓮寺と號す後眞宗に改むると共に名も今の如くせりと。

圓明寺眞宗大谷派 大字殿下に在り縁起に曰文治年源義經奥州落の際佐藤忠信の子次郎左衛門直信隨ひ來り平泉寺に於て削髮頓了と號し此寺を創建す文明中十世の住僧圓了本願寺の蓮如に歸依し改宗すと。

西光寺天台宗眞盛派 大字次郎丸の山中にある尼寺なり境内には苔蒸したる六地藏老榕等あり其附近には古墓業々として往時の隆盛を語るが如し是長享三年己酉朝倉孫次郎貞景が坂本西教寺の圓戒國師に歸依し即ち眞盛上人を開基として建立せし岡の西光寺岡山の木像岡保にありし故しが稱すの舊址にして天正十年柴田勝家歸依して菩提所とせしが後十四年三月同寺を福井神宮寺町へ移すや本尊動座を好まれざる故此一宇を留めたるものなり。

越路草云、岡山の麓に昔の寺迹あり古き石塔もあり一説柴田菩提所は裏御堂なり云々。名蹟考云、柴田氏墓寺内に柴田勝家山中山城守と記したる石のいがきあり四尺に五尺程も有るべし其中に五輪四あり云々名勝按に、柴田氏の法名は權鬼殿台掛還道大居士とあり其餘文字見分かつし石祠の前左右に柴田勝家山中山城守と振分て彫刻あり山中は豊臣家の仕士の由所縁にても有て立てしものか未詳、、、(此墓も岡保より引たる物ならむ是又詳ならず寺の條)附記す福井西光寺には今も柴田勝家の木像定教付鬼瓦及其墓あり。

同云、此舊寺に昔時宰相忠昌勳の御石塔あり是は其頃西光寺の住僧公の御目懸られし僧の由にて此舊寺の山上に御墓を建奉りしが年経て舊寺の看坊降海と云者無法に福井西光寺へ公事を仕懸しに付上より御吟味有て享保四年乙亥十月十六日右御石塔を巡正寺淨光院殿御靈展へひかせられしとなり。

當寺山緒之覺

- 一岡保村寺地之儀は長享三己酉年御城主朝倉源次郎貞景公より當寺開山眞盛上人拜地天正十一年迄に九十五年に罷成候
- 一天正十一年四月日丹羽五郎左衛門様より禁制書並に寺地免租書等所持仕候天正十四年迄に三年に罷成候
- 一御當地へ岡保村より寺地拜領仕り引越申時節は天正十四年三月日堀左衛門様より禁制書並に寺地免租書等所持仕候右長享三年より享保十年迄に都合二百三十七年

下篇 各村誌 岡保村

に罷成申候則唯今岡保村に舊跡あり山林田畑等所持仕候此等の由緒を以て岡四光寺と申候

神宮寺中町

岡四光寺

享保十乙巳四年四月二日

山緒口上曹覺

一四光寺儀は二百八十六年前延徳元年胡倉孫次郎貞景公一派之開山圓戒國師御跡依に依て御請戴之爲岡庄に於て經藏鐘樓等十餘ヶ所御建立四光寺と名付開山手自常念佛を御始六月四日堂供養之砌四方より光明山を照し候得ば光明山と號し則御眞筆の額に胡倉より被遣候板にて只今常に懸け置是より開山を始として五代相續當寺より本山の住職となり此節は本山同様の寺にて御坐候得共最初之建立山門四教寺を大木山大木寺とサダメ四光寺は中本山中木寺と成り今に本山移轉寺格にて御坐候參内之節本寺傳奏も小川坊城殿四光傳奏も小川坊城殿殊類跡き御取扱長柄御免の參内自分自號之御繪旨杯も此時より始候哉に被存候殊更圓戒師御頼に依り舟橋之運賃御免淺生津にて橋を懸け被進に今眞盛橋と申傳る由又黒丸附近土橋に於ても大叶楓手勝蓮華暖か帝釋堂か之亡魂追善の爲胡倉孝景公舍弟(即ち貞景)四光寺の分寺を御建立被成今に屋鋪も佛も所之氏神と成有之候由且又三百石御朱印並に山林は吉野殿王權現迄二里餘の境内も一乘没落後は兵火に懸り天正十年に當所へ引移り又修理太夫殿御歸依に候得共柴田落城後は大轉變仕被滅同前極寶寺と成

名勝古蹟
岡の清水

堅達山
跡が瀧

り是より數代參内も中絶仕候得共左衛門殿丹羽五郎左衛門殿殺生禁制札等は于今所持仕候其後隆芳院棟御石塔も奉守罷在候處享保三年時之御墓守不調法の品にて其身は御道放御石塔は運正寺へ御引取被仰付御位牌は于今奉守毎月御遠夜より御正日期日迄御廻向仕候云々
安永三年二月
四光寺
(按ずるに朝倉氏の歸依寺を柴田氏亦歸依し、入岡後、天正四年、名蹟が名勝志を引り之を福井に移したるものにて柴田の墓等、福井四光寺に在るも、其縁に因りてなるべし。)

名勝古蹟 岡ノ清水繪圖 大字次郎丸に在り、吉野嵩云々、又此邊に岡の藤とて、花の名木有り、下臼場の跡あり、記雁大なる横の木にからむ、無雙の名花なり、下に石祠あり、昔の湯の跡とて、今に清冷の泉涌出す、九夏の日も此所はさむし同註

郡縣細志云、岡保の南に池有り七間四方(現今は方二)池中白石あり清泉湧出す池邊大木の横あり紫藤纏ひ水上へ蔓る花盛の時遊賞群集す遊罷たるに依り地景の散なし唯此藤花のみ叢林閑水常に此水にて布木綿をさらす郡縣細志

堅達山 大字堅達に在り、其眺望の佳なるを以て幅井地より來遊する者多し。
跡が瀧 大字大畑に在る、本郡唯一の瀑布なり、高サ十七八尺、幅九尺、其流末は荒

川に入る、此瀧は此大字花の谷より、吉野村上吉野に越ゆる、竹箆越の溪間に懸りて、
下篇 各村誌 岡保村

長田城迹



流ケ路

其名も著はれず、唯地名を其まゝ、竹筥瀧と稱し、碌々、他郷人の來觀をも惹く能はざりしを、村人柳原九兵衛等之を歎じ、明治三十七年時の縣知事阪本鈺之助の來遊を請ひ、盛に命名式及瀧開を行ひしより、漸く世人の注意を惹き、遂に其名、縣内に聞ゆる消息遊行の勝地となりしなり、現今の名は、其時、阪本蕨園が瀧口の岩上に、昔時、朝倉義景が、乗馬のまゝ、駆け上れりと傳ふる馬蹄形の凹痕あるに、因み、命ぜしものにして、三伏の候に來り遊ぶ、消夏の家は、日々少くも三百を下らざる盛況を呈す。

長田城迹 寮勝縁寺、徳永居大字寮より、十町許、東方山上に、十間に、十五間の處あり、城迹考、今、戸倉城迹と稱するは之なり。

江間の屋敷迹

江間の屋敷迹 堀左衛門督時代、江間平左衛門(大字)寮の内二十間に、三十五間許の所あり、福井より一里許、同上

半助谷

半助谷 大字西谷地内にあり、城跡を存す、傳ふ、半助?と稱する者、五萬石を領し、此處に居りしに、朝倉氏と、小黒岡保核前の舊地名に戦ひ、敗れて滅亡したりと。

稱名寺屋敷迹

稱名寺屋敷迹 是も西谷にあり、方五間許、今尙ほ斷礎を存す、同寺の縁起に據れば、仁治二年より寛元元年まで、同寺の開基、佐々木三郎盛綱、入道光實の居住せし跡なるが如し。

梳飯考

同寺の往職通過の際には、檀徒にもあらぬに、四谷の區民三名、肩衣を掛て、送迎するの慣例ありしと傳ふ、蓋し、同寺の門未なりし時の遺習ならむ、同寺は、今、大野郡下味見村、折立に、保存し、開基の守本尊木像及、織豊二公の朱黒印を始め、七通の古文書等を藏し、特に毎元且に行はるゝ、梳飯の古式は、以て鎌倉時代の面影を偲ぶに足るといふ。

日本外史云、令範頼先發、以三萬騎下山陽道、開平行、盛軍見島赴攻、陣於藤戸、阻海水、望敵、々招之、挑戰、我兵不能渡、佐々木盛綱、滑問土人以津、夜與俱濟、植竹條爲標、而還、日一日、敵復挑戰、盛綱躍馬破濠而進、衆從之、擊走、行盛、進入周防。

梳飯考 「源氏物語」宿木中の君産養の條に「わうばんなど、よのつれの様に、江次第に、調塚飯居其盤(盛衰記)「後藤太將門中違の事の條に」將門、後藤太をもてなさんが

下篇 各村誌 岡保村

爲に、酒肴、枕飯身居て之をすいむ、〔東鑑〕治承四年十二月二十日、〔於新造御亭三浦介渡
遊、献塔飯〕同二十一日建保元年十二月二十一日、明春正月塔飯之事、行光奉行之、〔凶事
なければ毎年其記事あり〕〔東山年中行事〕献塔飯〔國史眼〕毎年正月ヲトシ、將軍、三管領
及赤松、山名、京極ノ邸ニ臨ミ、枕飯ノ饗ヲ受ケ、其費ヲ諸國ニ課シ、國役錢ニ準ズ、武家ノ大
饗應ナリ、以て、藤原時代以來足利時代までの儀式なるを知るべし、〔慶長談〕に、徳川時代に
も、僅に存することを記せり、とにかく希有の古式といふべし。

明治の二大戦役と本村

明治の二
大戦役と
本村

二十七八年の役には

陸軍

従軍者

従軍者 十一人 戦死 二人

殊勳者 一名

〔殊勳者は中尉青木敏行なりしが惜哉三十七八年の役に戦歿せり〕(傳は次に載す)

戦死 陸軍歩兵一等卒 青木作次郎

戦死 同 上等兵 宮下與四郎

病死 同 一等卒 村上久米藏

三十七八年の役には

陸軍

従軍者 百二人 戦死者 二十人

殊勳者 生存者 十五人

海軍

従軍者 四人

陸軍歩兵少佐従六位勳四等功四級 青木敏行

明治二年十二月十八日生

戦死者氏
名 青木少佐
の少尉

本村、寮第四十三號二番地士族清順の長男なり、備儀にして大志あり、明治十八年、福
井中學校に入り、教諭日置勝驥の宅に寓して、研鑽夜を以て日に繼ぐ、十九年八月齋
ふて、陸軍幼年學校に入る、蓋し本郡内に於ける、入學者の先驅なり、二十三年一月、士
官學校に進み、其七月、候補生として、東京麻布の第三聯隊に入隊す、二十四年七月卒
業、見習士官となり、翌年三月少尉に任じ、二十七年十月、中尉に陞み、當年の獨眼龍、山
地將軍に屬して、二十七八年の戦役に参加し、殊功あり、功五級を賜ふ、二十九年九月
臺灣守備隊附として、渡臺せしに、其十一月、陸軍大學再審査の爲、上京を命ぜられ、
十二月、大隊副官に補し、同時に大學校に入校を命ぜられしが、三十年三月復三聯隊

下篇 各村誌 岡保村

附となり三十一年二月大尉に任じ三十二年十二月其業を卒へ同月近衛歩兵第四聯隊中隊長に補せらる翌三十三年三月參謀本部出任其十二月部員に補せられしが其翌三十四年六月第十一師團參謀として姫路に赴任し三十六年六月少佐に陞任し東亞の風雲漸く動くや三十七年一月二十五日歩兵第十聯隊第二大隊長を命せられ川村將軍の指揮の下に中國の魏貅を率ゐ大孤山上陸軍として出征し其六月十六日清國盛京省盤列東も特に記すべきは日清の戦役に能く殊勳を建てしも之に安せず奮ふて大學校に入りて戦術の蘊奥を究めしと武夫屍を馬革に裹むを忘れず終生娶らざりしとの



二事なりとす此堅志と此覺悟とを以てす天若し其壽を假さば研鑽の學術を實地に發揮し更に勳功の大且つ顯著なるものありしならむに上陸後未だ充分其手腕を試むるに及ばずして逝きしは邦家の爲めに誠に歎惜に堪へず其爲人信義に厚く一面識の交と雖ども千里雁信を絶たず終生能く渝らざりしといふ此信實ありて始めて二大戦役に殊勳を建つるを得んのみ噫孤月庵草

野村中尉
小傳

陸軍歩兵中尉正七位勳六等功五級 野村

碑文の有るあり以て傳に代ふ

陸軍大將正三位勳一等功一級

男爵乃木希典蒙額



爲士官候補生編入歩兵第十九聯隊三十年入陸軍士官學校三十一年卒業屬歩兵第

下篇 各村誌 岡保村

野村清君越前國吉田郡岡保村宮地人父曰山口五左衛門其第三子也母田山氏以明治十年八月十五日生十八年出繼士族野村氏後幼入學又入福井中學二十九年

三十六聯隊、三十四年、以病休職、入東京早稻田大學三十七年、日露役起也、七月應召九月航清國攻龍眼堡北面、傷彈歸國、入金澤病院、服務以來、累進任步兵中尉、叙從七位、三十八年一月、補後備步兵第三十七聯隊第三中隊、再航清國、至牛莊城、合第三軍、三月八日、攻奉天背面大小房士屯敵勢太猛、苦戰奮闘、肉薄中丸、翌年二十八、叙勳六等功、正級賜金鷄勳章、單光旭日章、七月、葬遺骨于舊里、謚曰真忠院成善信士、君性沈靜、果次部下歸心於此戰也、勇毅壯烈、爲後世貽範云、頃日、令兄山崎君來求余文、乃據經歷書與五十嵐少佐書信、叙之。

明治三十九年夏七月

福井處士 富田厚 積讓
從八位勳八等 松原一 城書

陸軍歩兵上等兵勳八等功七級 源工 五 作

明治三十七年九月十九日清國盛京省龍眼北方角面堡に於て

同 同 同 青木仁三郎

明治三十七年九月十九日同

同 同 同 吉岡平太郎

明治三十七年九月十九日同

上

同 工兵同 同 室 捨 吉

明治三十七年八月二十三日清國盛京省盤龍山東面砲臺に於て

同 砲兵同 同 大林松次郎

明治三十八年三月十九日清國盛京省秋家屯定立病院に於て(負傷基因)

同 歩兵一等卒同 同 大林 伊 作

明治三十八年四月二十日廣島豫備病院に於て(負傷基因)

同 同 同 村上 福 松

明治三十八年三月八日清國秋家屯衛生隊に於て(負傷基因)

同 同 同 藤井 文 作

明治三十八年三月九日清國盛京省郭三屯に於て

同 上等兵同 安樂 幾 治 郎

明治三十八年三月八日清國盛京省奉天省大小方士屯附近に於て

同 歩兵一等卒同 青木 秀 二

明治三十七年九月十六日清國盛京省龍眼北方角面堡に於て

下篇 各村誌 岡保村

明治三十七年九月十六日清國盛京省龍眼北方高地に於て
陸軍工兵一等卒勳八等功七級 川 中 佐 市

右 戦 死
同 歩兵二等卒同 天 谷 瀧 志

明治三十七年九月五日大阪豫備病院に於て
同 同 前 川 清 作

明治三十九年一月三十日金澤豫備病院に於て
同 輜重輸卒 勳八等 東 惣 太 郎

明治三十七年九月十六日清國青泥宿兵站病院に於て
右 病 死

共に是れ皆靖國社頭長く國家に祭祀せらるゝ幸福の人。
又生存せる殊勳者として左の人々あり。

陸軍歩兵大尉正七位勳四等功四級 小 木 津
本村殿下、小木津右衛門の男第九師團歩兵第十九聯隊第二大隊第七中隊長として、

殊勳者氏
名
小木大尉
小休

旅順攻圍軍に加はり、數回の戦闘に、拔群の功あり、第三軍司令官より、感狀を授與せらるゝこと、前後二回、目下聯隊副官として、職務に勵精せらる。

- 陸軍歩兵軍曹 勳七等功七級 柴 田 松 治 郎
- 元 同 伍 長 勳八等功六級 吉 田 重 二
- 同 同 一 等 卒 同 功七級 道 内 五 郎 左 衛 門
- 同 同 一 等 卒 同 同 藤 井 松 次 郎
- 同 工 兵 同 同 村 田 石 松

東藤嶋村

位 置 本郡の中央に位し勝山街道に跨り、福井市の東方、約一里より、一里半の所にあり、北は、九頭龍川を隔て、五領ヶ島村に對し、西は、中藤島村、圓山西村に、南は、圓山東村、岡保村、東は、松岡吉野二村に接す。

地 勢 平坦部の東を占むるを以て、東南部は、やゝ高地に屬すれども、北西は、一帯の平野にして、地味肥沃、全村悉く美田良圃なり。

下篇 各村誌 東藤島村

土地 略蝶形にして東西の長さ所約三十三町南北の幅員一里五町餘なり、總反別六百六十三町八反八畝二十四歩にして内耕地五百七十二町五反三畝十八歩宅地三十八町四反三畝二十六歩山林原野四十九町九反一畝二十二歩雜種地八反五畝十七歩なり

區劃 重立間山原目上中玄正島島橋中郷藤島林泉田堂島北野上北野下大和田の十四大字より成れり

戶口 六百六十二戸、四千百十六人男二千八十九人 女二百七十七人

交通運輸 交通機關は略完備して不便を感ずることなし、河流には九頭龍川の舟運あり、道路には勝山街道永平寺道の二縣道南蒲街道朝倉街道の二郡道を始めとし、里道亦備はり、車馬を通ぜざる所なし、勝山街道は福井市より圓山西村を経て來り芝原用水に沿ひて松岡村に入る、近時馬車の往來頻繁なり、永平寺道明治二十一年に水谷忠厚大字間山龍波市郡有籍門は、木村上中通稱追分にて、勝山街道より分岐し吉野村を経て、永平寺に達す、南蒲街道は、松岡村より來り、郡の北部を横斷して中藤島村を経て、森田停車場に達す、朝倉道は、五領ヶ島村より、九頭龍川の舟渡によ

産業

りて來り、南蒲街道、勝山街道、永平街道を横ぎり、南岡保村に通ず。

産業 地味肥沃なるを以て、農業殊に發達し、農民は全村の十分の九を占む耕地は大部分水田にして、其過半は、菜種、麥等の二毛作付を爲す、(郡内第一)又機業は、近時大に發達し、織機數總計五百七十一臺、職工六百八十五を算するに至れり、殊に二三機業家は、電力を利用して、大工場組織となすの計畫にて、現に工場配電等の設備中なり、或は將來、松岡と相俟て、一大機業地となるべきか、今主なる生産物の年額をあげれば左の如し。

- 米 七千五百六十石
- 麥 百四十石
- 菜種 八百石
- 大豆 八十石
- 絹織物 二萬六千七百木

此外、木村特有の蕨一萬六千枚、島橋、堂島の鮎、及九頭龍川の鮎、追分の木葉鮎、島橋の酒等あり。

島橋には既に舊幕時代より酒屋の株ありたりといふ。

堂島餘賣
賭 税

名蹟考云 島橋、松岡の四八町、福井街道往還にあり、此茶屋にて、餘を賣る、按に堂島の餘は當國に名高く、夏時製麻の頃には、到る處、堂島餘賣を見る、其産額も多きが如し。

諸 税 國税一萬八千五百四十三圓六十錢、縣税七千八百六十九圓四錢、村税五千九百八十四圓三十一錢五厘なり。

沿 革 本村の大部分は、元藤島郷に屬せしものにて、藤島の名は、早く鎌倉時代前後より、史に見えたり、蓋し、藤島てふ地名より、保名莊名郷名となりしなり。

世 藤島 郡 保名とし
て早く史
上に見ゆ

拾玉集 興隆莊藤島の事申とて、こなた、かなたにかゝるへきなりと、常に添ふ事に申さ

慈 館

君故に、こしちにかゝる、藤なみは、吾たつ袖の、松の末まで、

返 し

右大將頼朝

染染の、たつそまならは、藤島の、久しき末も、松にかゝるか、

東鑑 文治六年四月十九日、藤島保、以藤島平泉寺、地名辭書云 舊保名にして、莊號に轉じ、北莊の北なる、諸村を總へたり、今、東、中西の三村に區分し、日野川、九頭龍川を以て、西北二方を限る、其本據は、東藤島村の大字藤島なるべし。

太平記二十卷、眞重れて、黒丸合戦の事云 此足羽の城と申は、藤島の庄と相變びて、城郭半は、彼庄かこめたり、依之、平泉寺の衆徒の中より、申しけるは、藤島庄は、當寺多年山門と

松岡領たり

相論する下地にて、候若、當庄を平泉寺につけられ候は、い、い、い、

爾來、或は、交戦の地として、或は、刀工の名匠を出しし處（全郡誌の工業の條、本）として、其名世に著はるゝは、一々舉證せずとも、城迹、又は、其製作物に徴して、明かなるべし、徳

川時代には、福井領なりしも、松岡に藩を置かれし際には、一時、松岡領たりしが如し、（超勝寺の條、參看）九頭龍川の流域が、現今の有様とは、異なりしは、明かにして、大字數も、少かりしが如し。

按に、間山、原目山の麓には、河流の形迹を存じ、堂島といひ、島橋といひ、藤島といひ、玄正島といひ、相並びて、河洲たりし昔を想はしむるに、是り、北野上、下も亦、河の北に屬せしに、（あらざりしか、新田三ヶ、東藤島村が、寛永年中に、關が、十二郡の領の古、關には、兼定島が、五領ヶ島外なりしなど、參考するに足る。）

名蹟考云 堂島村、大和田、間山村、重立、玄正島、架島橋。

幕府末迄の大庄屋は、吉田傳七なりしが、明治維新後、大小區に分たれし頃には、第十六大區に屬せり、明治十七年、聯合戸長役場を置かれし時には、上中原目、間山、玄正島、島橋、藤島、林、北野上、泉田、中ノ郷及堅達、坂下（今、大字共）、下中（今、山）の十三大字にて、上中、外十二ヶ村、戸長役場を設けられ、淺井圓四郎、矢村誠藏、前田甲子雄、戸長に官選せ

下篇 各村誌 東藤島村

られしが、二十二年、町村制實施の際、堅達、坂下、下中は去りて、他村に屬し、重立、北野下、堂島は入り來りて、十四大字にて、本村を組織したり、今町村制實施以來の村長氏名を擧ぐれば、左の如し。

村長	自	至	村役場
小島甚右衛門	明治二十二年十一月	同	大字藤島に在り。
木村 木 戸	同	同	
松浦才兵衛	同	同	
古井吉右衛門	同	同	
松浦與三左衛門	同	同	
木村萬右衛門	同	同	
古井吉右衛門	同	同	
安野金兵衛	同	同	
古井吉右衛門	同	同	
泥川 清 賢	同	同	

巡査駐在所
教育
小學校の
創設

上中尋常
高等小學
校

巡査駐在所 大字上中、俗稱退分)に在り明治二十七年六月の創立に係れり。

教育 明治五年學制頒布の翌年三月、大和田、正願寺の本堂を假りに校舎として、大和田、堂島、北野下の児童を收容して、大和田小學校と稱し、藤島には、藤島小學校を設けて、北野上、中郷、泉田、島橋、玄正、島藤、島林、上中の児童を教育し、同時に、原目の淺井、佐十郎の土藏を校舎に充て、原目小學校と稱し、原目、間山、堅達、岡保村、坂下(同村)の児童を教育し、三校ありしか、明治十年三月、新に、大和田小學校の校舎を建築し、二十一年に至りて、藤島、原目の二校を合して、上中に、藤島校を移し、且、改増を加へて、上中尋常小學校と改稱せり、是れ、本郡内に於ては、松岡を除き、唯一の尋常小學校なりしなり、此年、大和田校は、敬進小學校と改稱せり、三十一年には、上中校下の岡保村、堅達、坂下の依託を解き、三十四年には、北野上を敬進校下に轉せしめ、三十六年五月には、從來吉野村、入室校に依託しありし重立の児童をも、上中に收め、著々革新の端を開き、四千餘圓を投じて、上中の校舎の移轉増築を行ひ、翌年一月、竣工せしかば、同年四月一日より、高等科を併置し、上中尋常小學校と改稱したり、三十八年には、高等科の修業年限を四ヶ年に延長し、四十一年四月には、敬進校も再び大和田尋常小學校と

大和田尋
常小學校

稱することなし、上中、大和田兩校舎増築の工を起し、九月に落成せり、是れ、現今の
校舎なり、是年郡事業たる、准教員養成を上中校に依托し、良成績を得たり、本村は郡
内第一の地價を有し、富豪亦多く、教育の向上を期し、益々發展の實を挙げ居れり、今兩
校の通學區域を左に擧げん、

其通學區

上中校 原目、間山、重立、玄正島、島橋、中ノ郷、泉田、藤島、林、上中 十大字
大和田校 北野上、北野下、大和田、堂島 四大字

各種の團

本村に於ける各種の團體は左の如し、

村教育會 青年團
學齡兒童保護團

二七會

夜學會

五一會

村農會

在郷軍人團

社寺
村社八あり

佛教青年會

社寺 日吉神社、大山祇尊、大字中の郷にある村社なり、

住吉神社、上筒男命、大字原目にある村社なり、山緒詳かならざれども、文明年中、朝倉

氏勸請ともいひ、一書には、波羅密神社とも云へり、

神明神社、天照皇太神、大字玄正島に在る村社なり、

八幡神社、豊田別尊、村社にして、大字、島橋にあり、

八幡神社、豊田別尊、村社にして、大字、上中にあり、

白山神社、伊弉册尊、村社にして、大字、林にあり、

日吉神社、大山咋尊、村社にして、大字、間山にあり、

白山神社、伊弉册尊、大字泉田にある村社なり、

超勝寺 (眞宗本願寺派) (境内坪數二千七百七十五坪、檀徒七千八百人)

超勝寺 (眞宗大谷派) (境内坪數千二百四十坪、檀徒千七百〇三人)

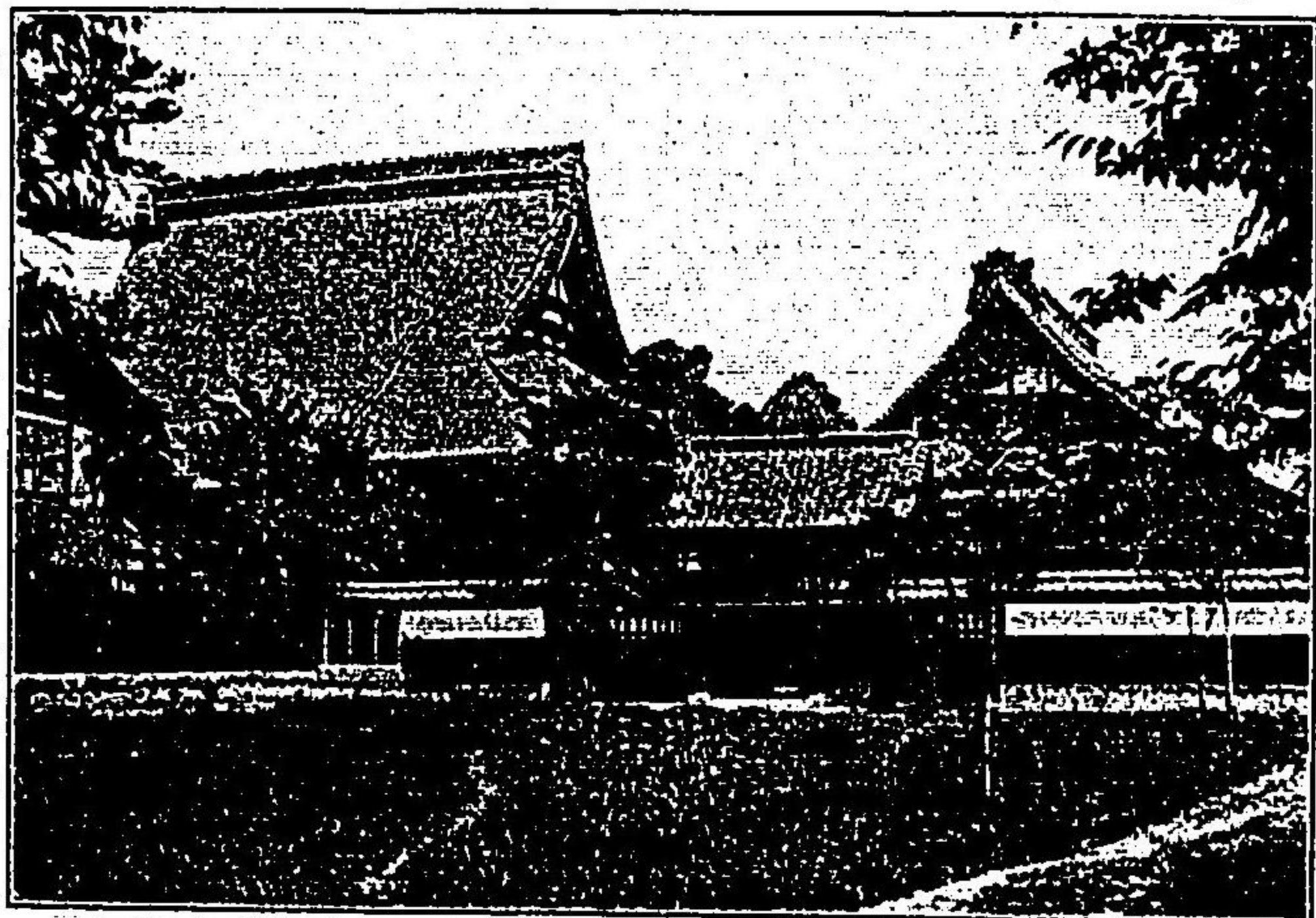
俱に大字藤島にあり、寺域廣く、伽藍壯麗にして、幾多の末寺と、檀家とを有する縣下
有數の巨刹なり、緣起に曰はく、此寺は、後小松天皇の御宇、本郡の郡主斯波右馬之助

下篇 各村誌 東藤島村

豊郷真宗に歸依して、坊舎草創の志願あり、會々明徳三年三月十二日、本願寺の第五世緯如、豊郷の館に宿す、依て、五月二十九日、一字を建立し、常光臺超勝寺と號し、緯如の二男頓圓、藝住持すと、蓮如の頃既に此寺在りしは、其消息に明かにして、戰國時代に活動せし跡は、史の上に著るしく、名高き大寺なり、もと、一寺なりしを八世頓惠の代に至り、本山本願寺か東西二派に分れしかば、此寺も亦分れて、かくは、同名の二巨利並び立つこと、なれり(東超勝寺、明細書山緒に曰く、命弟准照は准如の命に、應じ四の門派となり、兄頓惠は教如の命に、東派となる)

反古表云、和川の信澄の長男、長松丸乳母と共に藤島へ來りしが、時至らざるか、長松丸卒逝ありしかば、其門徒衆、東山殿へ申上、君達を申請奉る、頓圓靈葬と申し、則巧如上人の御命

本山分れし時、東西二寺に分かる



超勝寺

弟なり、其後、藤島に寺を建て、超勝寺と號す、俗縁なくしては不可叶とて、三公文の中菅原某が女を乞請て、所縁となし、かば、藤島豊郷、左馬頭斯波も同心なり、乃至、其後、眞弟一人出生し、玉へり、如蓮玄慶と申せし是なり、然るに父子不和の事有て、加州粟津へ頓圓はこゑ、如蓮は母と共に越前に止まれりと云々、名勝志

朝介始末記曰、超勝寺と號するは、本覺寺より分れたり、其子細は信性の内室、長松丸とて一子を儲て死去す、繼母、長若丸とて次男を産す、其後、信性早世す、繼母の智略に依て、長若を住持にせんと、門徒過半思ひ付しかば、一方の且、那、長松丸を引取り、藤島に至り、一坊を立んとせしかども、時至らざるか、長松丸頓死せしかば、彼門徒本山に詣り、緯如に訴へ賢息を乞請て、頓圓靈葬と申か、住持せられ、超勝寺とは號して、今に相傳せり。

越路草、親鸞上人より、六代目、巧如上人の弟、靈葬是藤島超勝寺開山なり、永享十二年十月十四日寂、其弟玄眞、荒川興行寺の開山なり、

越路草、超勝寺内に、古き石塔あり、倭藤太の石塔なりと云、昔此寺に、倭藤太の苗裔有て、越たる山云傳ふ。

近代聞見秘記云、松岡に、見性院様、松平昌勝、被爲入候、頓藤島長勝寺、眞向本尊に致し度、事心願にて、其頃、御小性の田邊庄内へ取組み、御領主より、御頼之様にあし、終に、本寺の通に、眞向本尊に相成候よし。

寺内に、舊福井藩士、寺島知義を、葬る、明治二十一年十一月九日死

明治七年五月四日、第一大區二十一小區三ノ組、副戸長を命ぜられし時の狂歌、

下篇 各村誌 東藤島村

所樂もなき老の身に、鼓打とは痛み入たる、ふらいい願もの。

大光寺

大光寺真宗本願寺派 大字藤島にあり、俗に西超勝寺の下寺なりと云へり由緒曰、始め天台宗にて大光院と號す、當國の領主斯波氏累代の菩提道場なり、後斯波義將の三男、義道入道薙髮して、當院に住す、明徳元年、斯波豐邦、義道をして本願寺第五世、綽如の弟子たらしめ、新に一字を建て、之を常光臺超勝寺といふ、明徳四年、春、法印權大僧都、頓圓、鬱鬱、此に住す、此時下間大貳を以て補弼となす、大貳亦義道の法弟となり、改名して頼道といひ、當院に住す、爾來下間山、大光寺と云ふ。

崇敬寺

崇敬寺真宗本願寺派 大字藤島にあり、亦西超勝寺の下寺なりといふ、由緒曰、明徳元年、本願寺第五世、綽如、本郡林の庄へ來臨の時、時藝なるもの、真宗を崇敬して、門弟となり、一坊を創設し、名を崇坊善慶と賜ふ。

嚴淨寺真宗本願寺派 大字藤島にあり

偏超寺

偏超寺真宗東派 大字林にあり、東超勝寺の下寺なり、由緒曰、下野國、真岡の城主、眞壁國春の後胤、眞壁智之なる者、剃髮して、靈觀と改名し、天台宗を尊崇し、處々を経歴して、當國、平泉寺に逗留す、然るに、明徳元年、吉田郡主、朝倉豐郷の懇望によりて、本願

正願寺

寺第五世、綽如の當地に來るや、真宗の教法を聞き、直に改宗して、門弟となり、超勝寺の傍に、草庵を營み、此に任し、朝倉豐郷より、偏超寺の號を給はり、超勝寺に附屬す。正願寺真宗本願寺派 大字大和田にあり、傳へ曰ふ、蓮如が、超勝寺に滞在の折、現今の敷地に休憩せられ、佛法隆盛の地なればとて、名號を給はりて安置せり、後、眞言宗、一乘坊、惠海なるもの、此地に、法場を開きし時、恰も、顯如、織田信長と兵を構ひしかば、兵を出して、大坂を助く、功によりて、數度の感狀を受け、慶長十年七月二十五日には、公然、準如の許可によりて、再び、眞宗に轉ず、寶物としては、蓮如、顯如、準如の眞筆を傳へ、本尊は、聖德太子の直作なりといふ。

名勝古蹟
原目山

名勝古蹟 原目山 大字間山、原目の地籍に屬し、本村第一の勝地なり、山高僅に二百餘尺に過ぎざるも、平野の間に孤立するを以て、南西北の三面には、越前の平野展開し、九頭龍川は、其間を縫ひて、蜿蜒白蛇を走らし、鬱蒼たる綠蔭は、積翠滴るが如く、四時の眺望絶佳にして、亦た一遊園たるを失はず、故に春秋の候には、山上、幾隊の小學兒童が、運動會を催ふすを見る、其北に而せる山腹に、波羅密城趾あり、北麓に、細志岩淵といふふちあり。

重立山

波羅密城

重立山 大字重立の地籍に属し、秋高く氣澄めるの好季には、探篋の好遊地たり。

波羅密城跡 大字原目の東方、原目山の北端に、方二十間許の塹壕の墟あり、即ち

足羽七城の一にして、延元三年五月、新田義貞初めて、黒丸城を攻むる時、此城に、兵を

置きしに、一時賊の有となりしが、四年七月、義助の臣、由良光氏之を奪還したり。

太平記二十黒丸城初度軍の事云、(延元三年)五月二日、義貞朝臣、自ら六千餘騎を率ゐて、

國府へ出られ、波羅密、、、、五ヶ所へ五千餘騎の兵をさし向られ、足羽城を攻めさせら

る同二十一義助攻落黒丸城事云、(延元四年七月)五日、山良越前守光氏、五百餘騎にて、

、、、波羅密、、、、六ヶ所の城を、二日に攻め落とし、云々。

城迹考 時代不知、藤島郷原目(村)より六町許、東の方、山上に、二十間四方の所、堀切の形あ

り、福井より一里半。

越路草 原目山のはづれに城迹あり、此城は、扇の繩なり。誰の城とも不知(太平記)の時代

の城と見えたり。

足羽七城 國主記附録云、四王天周信云、足利高經の時、足羽七城と申は、安居城、庄城、和山

城、波羅密城、原目、藤島城、高木城、龍城、是也と申傳へ侍る、黒丸城は、高經の本城なり、七城

は、皆岩なり、然に、七の中に庄と、和田とは、足羽郡殘る五は、皆吉田郡なり、義貞朝臣戦死の

所も吉田郡なれとも、太平記には吉田と云名は都て見えす、足羽とのみ書たり、他國にて

編たる書なれば、郡名を知らず、誤り記する事さもあるべき事なり、黒丸と云所も、二ヶ所

足羽七城

足羽七城

黒丸五城

藤島城跡

林の城跡

有て、何れを本城とも、昔より治定し難し(太平記)に、高經の籠られたる城を、黒丸共、足羽共、

賊せて兩所の様に聞ゆれ共、皆黒丸の事なり、是亦、不案内故也、云々。

名蹟考云、太平記には黒丸城近所に、七城を被捨ける様に、見え侍れとも、小黒丸よりも、

皆三十町も五十町も隔りたる所共なり、云々。

太平記二十義貞重れて黒丸合戦の事云、足羽守高經、此事を開給ひて、、、、深田に、水

をかけ入れて、馬の足もたゝぬ様にこしらへ、路を細り切りて、穿をかまへ、橋をばづし、溝

を深くして、其内に七城を推へ、敵せめば、力を合せて後へ廻りあふ様にぞ、構へられたり

ける。

同二十一義助攻黒丸城事云、足羽守高經、五の城に、火をかけて、、、、。

名蹟考云、(太平記)に足羽城を攻むるに、江守、安居、勝虎より賞寄せし事を載せ、又藤島庄

近邊に、足羽城在之様に見えたり、若し、然らば七城は、足羽城を取廻したる岩と云へし。

藤島城跡 大字藤島西超勝寺の屋敷是なりとぞ、即ち、足羽七城の一なり、國主記

附録云、齋藤六郎、平泉寺衆徒など、籠ける由なり、名勝志云、或人曰、藤島左衛門尉助近

の居城にして、其後斯波左馬助豊郷など居られしとなり、影響録云、後白河院の比、藤

島左衛門尉助近、云々。

影響録云、藤島の城跡に、雨そほふる夜は、群鳥の羽音にひとしき事聞ゆ。

林の城跡 大字林城迹考、泰時朝臣の時代、波多野出雲守重道(太平記)の比、平泉寺

の衆徒朝倉家、土肥左馬、藤島(村)より三町許、南の方四十間四方許の所、土居あり、福井より一里許、享保書上云(太平記)の比齋藤六郎居、國主記附記云、又(林(村)の南の川の中にある城迹を諸人、藤島城迹なりといへども、左に非ず、是は林の城とて、いにしへ、林六郎太夫光明が居住せし跡なるべし、名勝志云、林六郎太夫が築て、林が城と云ふ、現今、俗に、館の山と云ふ。

中村屋敷

中村屋敷迹、城迹考云、朝倉家、中村彦次郎、同左京上中、村の内、安丸垣内に四十間許、四方の所あり、當時、諏訪大明神社あり、福井より一里許。

朝倉大炊助屋敷

朝倉大炊助屋敷迹、城迹考云、重立村の内、東方山麓二十間許四方の所あり、福井より一里半許。

鍛冶屋敷

鍛冶屋敷迹、大字藤島の内に、今も鍛冶町の地名を存す、(名蹟考)云、刀鍛冶加州清光之祖、藤原友重は、むかし、此に住居せしにや、(全部誌工業の條及)

現時藤島鍛冶の血統なる治工は、坂井郡、丸岡町に居れりと云ふ、又鍛冶町を姓とする、五右衛門なる者は、農業を營み居れり。

其他

其他、俵藤太の石塔、大字藤島十九社内に、古石塔あり、藤太の苗裔、建てたりと傳ふ、山

人物

尾塚、大字堂島にあり、俗に赤堂様といふ、比丘尼塚、中ノ郷にあり、昔時水難除に、之を埋めたりとか、(初塚北野下にありしとか、)鯛塚、追分にありしとか、など、皆由緒等不詳。

刀工友重

刀工藤原友重、越前鍛冶系、圖云、申中友重、正應四年生、建武四年四十九死、藤島住、後加賀住、四字銘多し、或京、國俊門人、刀銘藤島友重。

有綱

刀工有綱、同、申下有綱、上に同。

藤島

刀工藤島、同、藤島、後光嚴御宇、延文、後加賀國住、

次家

刀工次家、同、次家、後土御門御宇、文明、藤島、

信貞

刀工信貞、雜事錄、鍛冶系、圖云、信貞、孫左衛門、藤島傳、

維新前に於ては、蕉門十哲の一人、志多野坡の父、中の郷、上中に住したり。

志多野坡の父(中の郷に住す)

野坡行狀記此翁、名は野坡字綱亮、幼名庄一、耶、樗子、終に、無名庵、高津野々翁と號し、侍る、姓は藤氏、本名は信田、(炭俵に)紋は、鶴に七曜、齋藤助右衛門尉、越前國、中の平といふ處に住す、(福井城)外に、(寺邊)あり、城其子、其政、齋藤庄左衛門、藤子庄三郎、父子、官を辭して、閑居し、先世、齋藤庄三郎、此は何某氏、市中にかくれ、寛文二年壬寅、正月三

此翁越前福井の隱宅に於て産る、祖翁、志を同うして俊俊の流行、金澤の川邊岩永氏が女をかたりひて、一女あり、元文五年庚申正月三日壽七十八歳やすくと終焉をとり給ふ。
 辭世 若水や、去年は樂にむすびしな。
 (大阪)小橋寺町、寶國寺、室前、南へ引入所に土かい納め、塚を築き碑面、蕉門二世、高津野々翁、淺生庵齋元居士、竹田氏、嫡門人等建之、
 老樂は、起てまた殿て、更衣。
 大足や、小足よしりの苗の道。

維新後にては、海軍武官竹内寛、泥川豊あり、學士に、竹内琢磨、松浦四郎、笠原由太夫、政野梅吉、八田善之進あり、其他松浦與三松東京外國醫學科大あり、園孝治郎農科大あり、
 本村は、夙に教育に意を注ぎ、普及上進を圖るを以て、近來、中等以上の教育を受くるもの少からず、將來、益々多數の人物を輩出するに至るべし。

明治の二大戦役と本村

明治二十七八年戦役には

維新後の人
 明治の二大戦役と本村
 從諸者
 從軍者 七内病死一 (受勳者勳八等六)
 病死 近衛騎兵上等兵 川井 文左衛門

明治三十七八年戦役には

陸軍 從軍者 九六内 戦死 病死 遊兵 八五 殊勳者 戦死 病死 二四
 海軍 從軍者 三 殊勳者 生存 一

明治三十七年十一月四日清國盛京省第九師團第三野戰病院に於て 坂井藤之丞
 同 同 上等兵勳八等功七級 田島熊三郎

明治三十七年十月二十六日清國盛京省二龍山に於て 野路傳作
 陸軍歩兵一等卒勳八等功七級

明治三十七年十一月三十日清國盛京省上夾河に於て 中谷藤之吉
 同 同 勳八等

明治三十七年十二月二十八日清國盛京省二龍山に於て 酒井佐平
 同 同 勳八等

明治三十八年三月八日清國奉天省大小方士屯に於て
 下篇 各村誌 東藤島村

戦病死者
 氏名

同 同 勳八等 高原 伊藏

明治三十八年三月二日清國張站に於て 同 同 勳八等 藤田 喜太郎

明治三十七年八月十九日清國盛京省龍眼北方角面堡に於て 同 工兵一等卒勳八等 増田 須榮吉

明治三十七年八月二十一日清國盛京省盤龍山に於て 右 戰 死

陸軍歩兵一等卒勳八等功七級 野路 佐十郎

明治三十八年五月五日永陵兵站病院に於て

陸軍工兵一等卒勳八等功七級 國 恒三郎

明治三十七年十一月三十日廣島豫備病院に於て

同 歩兵一等卒 高原市 三郎

明治三十七年十月二十日清國盛京省青泥窪兵站病院に於て

同 同 同 北島 藤五郎

明治三十七年八月九日歸江衛成病院に於て

同 輜重輸卒 中田 作太郎

明治三十七年十一月九日清國青泥窪兵站病院に於て

右 病 死

殊勳者氏名

共に是れ皆靖國社頭、永く國家に祭祀せらるゝ、幸福の人、生存せる殊勳者としては、左の人あり、

元陸軍歩兵軍曹勳七等功七級 太田 餘圍輔

陸軍歩兵伍長勳七等功七級 磯部 清太郎

陸軍歩兵伍長勳八等功七級 國末 駒三郎

同 同 一等卒勳八等功七級 政野 榮吉

同 同 同 高原 武右衛門

同 同 同 藤田 金作

海軍上等兵曹勳七等功七級 川井 末松

雜 組近代見聞秘記云、松岡御徒、土井彦市と申者、元祿七年に、御代替に付、御暇出、

云々、此子孫今に、原目村に門構いたし、標札に、松平中務大輔内、土井彦市と記し、置候

下篇 各村誌 東藤島村

よし、此間承り候。

同村に、前波九郎兵衛の子孫といふ者もあるよし。

松岡村

位置

本郡の中央に位し、東は吉野山脈を以て、志比谷村、及下志比村に境し、西は東藤島村に、南は吉野村に接し、北は九頭瀧川を隔て、五領ヶ島村に對す。

地勢

東南に中央山脈を控ふるのみにて、他は殆んど平坦なり。芝原用水は、九頭瀧川より分派し、その沿岸、及東藤島村に接する地籍は、田畑よく開け、豊沃にして水利よく、稲作に適すれど、高臺の地は、耕地少なく、地盤粘土質にして、畑地又は乾田多く、耕耘稍、困難なり。

元覺堤

九頭龍川は、本村の北境を流れ、芝原用水は、下志比村、志比境にて、九頭龍川より分れ、九頭龍川に沿ふて流る。其間に元覺堤あり、名蹟考云、國初、本多丹波守、法名元覺(伊豆守高直正、上備用水)命を奉じて、築かれしにや、此邊、比丘尼塚と云ふつかありて、俗説あり。

比丘尼塚

細志云、昔、此堤出水毎に崩損す、終に、旅人の尼僧を捕へ、生ながら築籠しかば、其後崩る、

事なし。

九頭龍川改修 本村にて、爲三、河身と爲りし地は、一町八反二畝六歩にして、内田七反三歩、の爲め此堤は、本四十二年三月改築されしも、比丘尼塚は、昔のまゝ、取残されたり、此堤は、九頭龍川左岸築堤の起點にして、堤上の兩側には、櫻樹を植えたれば、數年後には、一層の風致を添ふなるべし。

按に、徳川時代の初期には、今の勝見川は、現時よりも巨流なりしは、四ッ居渡の名に、想像さるゝが、此支流、滔々として、松岡村下を流れしを、本多元覺、堤を築き、之を制限し、氾濫を防ぎしものならむ乎。故に、元覺は、芝原用水開鑿者といふより、築堤者と云ふべきなり。亦、名蹟考、亦用水開鑿の事を記さず。

土地

耕地五十八町五畝三歩、宅地十九丁六反五畝十八歩、山林原野六十一町四反三畝一步、其他雜種地を合せ、合計百七十九丁二反八畝一步あり。

區劃

は、窪棚、毘沙門、臺本、極印、室觀音、松原の九字にして、東南の山脈に沿ふて、市街の形を成せり。

戸口

六百二十四戸 二千八百八十三人 男子千四百七十一人 女子千四百一十二人

交通運輸

本村は、縣道勝山道に沿ひ、部落をなすを以て、道路よく開け、交通の便、隨て自在にして、其道沿には、數年前より、西は、福井市へ、東は、本郡上志比村を経て勝

下篇 各村誌 松岡村

山に到る馬車あり、旅客に便すること大なり、人力車、荷車等の往來亦頻繁なり、然して、本村を起點として、南へ藏王道、北へ南浦街道等の郡道あり、又渡船によりて對岸五領ヶ島に至り、坂井郡丸岡町に通ずる道路あり、近く、又福井大野間に、電氣鐵道の敷設成らば一層の便利を増すなるべし。

松岡郵便局

松岡郵便局 大字毘沙門に在り、村内に、二ヶ所の切手賣下所及郵便函を設け、郵便電信等の取扱をなすを以て、通信至便なり、此局は、早く、明治六年四月一日の創設に係り、十六年四月一日より、内國爲替及貯金事務を開始し、二十五年八月一日より、外國爲替を二十九年十一月十五日より、小包郵便を、三十二年四月一日より、電信爲替を、三十四年十月二十一日より、和文電報の取扱を開始して、現今に至りしものなり、創立以來の局長を擧ぐれば、左の如し。

局長

自明治十六年四月一日
至同十九年十月九日
自同十九年十月十日

熊谷源三

松井五兵衛(現任)

産業

産業 本村は、郡内唯一の各種商工業地なれば、隨て、之に従事するもの多く、全村の三分の二を占む、最近調査の工産物産額は

絹織物	四六二、七八〇円	錫物	三、八〇〇円	酒	九八、五〇〇円
眞綿	一六、二五〇円	生絲	一四、〇四一円	瓦	八六、四五〇円
竹細工	七、一八〇円	土器	一、一〇四円		

なり、今、左に、各品製造の沿革を略叙せん。

機業

機業 は、明治二十一年頃より、福井市に於ける、羽二重業の繁盛と共に、漸次隆盛に赴き、明治三十三年頃には、其極點に達し、全村殆ど機業家の如き觀あり、隨て、その産額尠からざりしに、近時稍不振の傾向を見るに至りしは、遺憾なり、但内地向の絹織物及絹綿交織等は、漸次進歩の望みあり、今、其製織品の重なるものを擧ぐれば、平地羽二重、紋羽二重、綾羽二重、モスリン、薄絹、絹綿交織、縞子、紵等なり、(輸出品は、引し内地向のもの、は京都の問屋に直接販賣す)

錫物業

錫物業 其起源頗る遠く、奈良朝時代の年號を記せる古文書(上篇工業)を傳へ、東山時代には、鍮子等をも出し、芝原全莊に於て、盛に鑄造せしことは、地名口碑に徴するも、明かなり、蓋し、維新前は、朝廷の直轄に屬し、禁裡の御用品として、鍮の燈籠を獻上せるを以て、特權を附與せられたるものならむか、傳説によれば、その燈籠獻上の

酒造業

際は、弓矢を擲へ、帯刀にて下知をなし、威風堂々として往來せりといふ。維新後は、斯業大に振はず、現今僅に二戸となれり、されど、其鑄造法は、大に改良を加へ、原料を大阪に求め、石油發動機を用ひ、生産費を減するに至れり、其製品の種類は、鍋、釜、鋤、類、梵鐘、燈籠等にして、販賣區域は、縣下、並に石川、富山の兩縣なり。

酒造業 往時より盛にして、寶永年間、即ち藩ありて繁榮せし時代には、十六軒ありしが、藩廢せらるゝに及び、其株を七株に制限せられしも、後、天保年中に、新に四株を許され、十一軒となり、交通不便にも拘はらず、福井地方への販路廣まれり、蓋し此地は、水質醸造用に適し、且、水車の便ありて、精米の勞費を省くこと多く、従つて、價格低廉なりしによりてなるべし、かくて、明治維新の際、持株の制解かれしを以て、財產家は競ふて此業を營み、明治十年前後には、十七軒となり、造石高實に五千石以上に及びたりといふ。然るに競争濫賣の結果は、倒産するもの續出し、僅に四戸となりしが、近來、何れも、斯業の改良に意を注ぎ、商機を見ること、敏なれば、販路大に擴張し、縣内は勿論、石川、滋賀、京阪地方を始め、遠く、關東地方、北海道、臺灣、韓國等へも輸出せらるゝに至り、造石高も三千石以上に及び、實に、本村主要の物産となるに至れり。

醸造用水分析表

化學的成分	醸造用水分析表	色相
反 應	微亞爾加里	無
香 味	同	硬獨 五、二八八
成 分	一、リットル中ノミリ數	
蒸發殘渣	一八七、六〇〇	
硅 酸	一六、二〇〇	
鐵	一〇、〇〇〇	
アルミナ	檢出セズ	
石 灰	一八、〇六七	
苦 土	二、四九〇	
格 兒 魯	四四、〇〇〇	
有機物	一、八四〇	
安母尼亞	痕 跡	
硝 酸	痕 跡	

判定の結果

分析の結果によれば本品は醸造用水として不長なるものにあらず、

下篇 各村誌 松岡村

生絲 羽二重業の發達と共に、稍、其不振を見るに至りしも、春蠶夏蠶の收繭の頃には、市場を設けて、これを賣買し、製絲の業に従事するもの數多あり。

眞綿 これを木業として製造するもの五戸、其他婦女子の内職とするもの多く、その品質の善良なる他に比類少なく特産物の一に數ふべし。

瓦 其製造發達の沿革不詳なるも、元來本村の地質は燒物に適し、その質堅緻なるを以て名高し。

竹細工 其沿革不詳なるも、古來堅牢を以て名高し、生産品は重に箆^{ヤウ}、目籠^{メカ}、蠶蔭等の實用品なり、原料は、孟宗竹、淡竹、眞竹等にて、就中最も多く使用するは、淡竹なり、縣下及石川縣下に販賣す、今一層製造の方法を研究して、世運に伴ひて改良せば前途益、有望の特産たるべし。

土器 百數十年前、時下喜太郎なる者の創業に屬し、火鉢を重なる製品とす。

諸税 國稅六千〇七十八圓七錢八厘、縣稅三千九百八十一圓三十錢、村稅三千三百三十二圓七十九錢なり。

沿革 本村は、早く、延喜式に見えし、江上^{美加} 郷^{如何に芝原用水の地にして}の地にして

江上郷 芝原莊 室棚、雀を、江上三ヶと呼びしが、足利時代より、芝原莊と稱し、應永年中には、黒阪連明之に居れり。

古記錄云 黒阪下野守、應永年中、領越前國、今立郡、坂井郡等、越前刺史、朝倉、彈正、大弼、敏景之幕下、始、於今立郡、作田倉、又、館、同國、吉田郡、芝原、々、當、應永二十三年、丙申、七月三日、田陣而不歸、云々、新編國史云、々、後、高倉と稱し、農家と。

松平昌勝 分封此地に前す

刀吉晴の領地たりしといふ、(一)統武繼に云、六萬石の加、(二)德川時代の初期には、福井松平侯の領地たりしが、正保二年、松平昌勝、五萬石を分封せられて、此地に館するや、松岡即ち、現今の名に改めしなり、其頃より、觀音町、極印町、木町、俗町^{後今}、毘沙門町の名も起り、之に、従前よりの江上三ヶを加へ、松岡八町と云ひ、外に、雜家町^{後今}、ありて、都合九ヶ町ありしなり、享保六年、松岡藩主入りて、本藩福井を襲ぎ、其封を合はせ、松岡藩廢せらるゝや、復、福井領となり、維新後、所謂官選戸長の時には、黨町外八ヶ町戸長役場を、臺に置き、明治二十二年、町村制實施の際より、今の名を稱したるなり、今、町村制實施以來の村長氏名を舉ぐれば、左の如し、

村長 坪川 庄 藏

自明治二十二年五月 至同二十三年四月

- 長尾市五郎
- 江守清五郎
- 伊東彌十郎
- 白崎萬右衛門
- 豊島新太郎
- 佐藤五右衛門
- 長尾市五郎
- 平林茂
- 長尾瑛
- 豊島半之進

自明治二十三年五月
至同二十四年六月
至同二十六年七月
至同二十八年八月
至同三十年九月
至同三十一年十月
至同三十三年十一月
至同三十四年十二月
至同三十六年一月
至同三十八年二月
至同四十一年三月

村役場

村役場 町村制實施以來三十三年十一月迄は、寺院を代用し來りしが、其年十一月三日、大字臺に新築竣工したり、是れ現今の役場なり。

附記

附記イ(天保九年御廻國繪御調書被書)
松岡但入丁 從木戸内木間十七町十間)

松岡家數 三百五十五軒
此人數 千五百一十一人(合男女)(町百九十九人、姓家姓千四百一十三人)

油役	一斗六升三合五勺	但し五人
豆腐役	銀二枚	但し二人
鍛冶役	銀一枚	但し五人
大工役	銀十二兩	但し一人
木挽役	米四斗七升	但し六人
屋根屋役	米九斗八升二勺	但し六人
瓦屋役	米一斗八升八勺	但し一人
緋屋役	米二斗五升六勺	但し一人
緋屋役	米四斗六升四勺	但し一人
飼物師役	銀二十兩	但し五人
酒造人株高	銀十兩	但し五人

右者福井表休株を借株にて別に致し、其加金は本株三歩づゝ減石の節は其割にて相立上納仕る云々
高八百四十八石二斗四升三合
此田畑四十四町八反八畝八歩六厘

下篇 各村誌 松岡村

上田十一町 但二石二斗代 中田十一町一段 但二石代
 下田十一町 但一石八斗代 荒田一町九段 但二石代
 上畑三町 但一石六斗代 中畑三町一段 但一石代
 下畑三町 但一石四斗代 荒畑八段六畝 但一石代
 去西牟御免高ヨリ四斗四分 荒畑八段六畝 但一石代
 外に米十七石二斗一升八合於下行米申下置候
 川 役 七十九兩二分
 御馬役 二十疋 内八疋上宿十二疋下宿
 當所地子米相立不申並之足役相勤申候
 當所大庄屋一人
 氏 神 春日室 下四丁但芝原江上七村惣社
 毘沙門天 中三丁 藥師堂上一丁
 役 人 大庄屋 假各一人 觀音、極印、本町
 靈町毘沙門町 十人頭 庄屋各一人づゝ
 室村 柗村 窪村 長百姓各一人づゝ
 上門屋 柗屋
 下門屋 室屋

松岡の盛衰

松岡の盛衰

傳説によれば、往昔、松岡藩廢せられ、御館並に家中不殘、福井へ引き

教 育 安政四年 幸山浩齋 學塾を起す

維新後明 治四年小 學校を創 設す

下篇 各村誌 松岡村

移されたる際、本村民は、一時に糊口の道を失ひ、悲境に陥りしを以て、福井藩は本村
 民の哀願を容れ、持株を定めて、厚く保護を與へられしかば、漸次衰運を挽回し、實歴
 より文化、文政の頃は、福井藩の御札所として、殷富を以て、坂井郡三國港と併稱せら
 れたりし、かかるに奢侈の悪風次第に増し、茶、花、絲、竹等を弄して遊樂に耽り、遂に惰眠
 を貪るに至り、加ふるに王政復古、廢藩置縣となり、彼の福井藩よりの特典も廢止せ
 られ、諸營業の保護も同時に除かれたるため、村民頻りに倒産するに至り、隨て貸借
 等の關係より訴訟、斷ゆることなく、明治十年以後は、疲弊その極に達したり、されど
 明治二十二年頃、機業の勃興せしと共に、再び今日の繁榮を見るに至れり。

教 育 本村に於ける教育は、其端を、明治維新前に發し、早く、安政四年、福井藩主
 の内命に接して、學醫、幸山浩齋、學塾を、大字黨に開き、翌年、地所、木材、金品等の寄附を
 得て、校舎を、新築す、固より今日の狀況を以て、云爲すべしにあらざるも、浩齋の學、漢
 蘭を兼ね、比較的、進歩的なりしが如し、此學塾は、文久三年、浩齋の死没に因りて、廢
 絶したり、維新後、明治四年五月、本町の民家を、校舎に代用して、松岡小學校を創立し
 たり、之れ、聖諭頒布以前に屬し、不待文王而起ものにて、本村小學校の基礎たり、同

松岡警察署
高等小學校

各種の團體

官 衛

十二年五月より天龍寺を校舎に代用し、十四年頃合翠と名を改めしが、二十四年四月修業年限四ヶ年の高等科を併置し、現今の名に改め、其十月校舎を新築せしに、外來入學者多く、二十六年には校舎増築の盛運を見、三十年亦一棟を増築し、三十四年には校地をも擴張したり、されど、斯道の進歩は、附近諸村の高等科併置となりしかば、本村への外來生減じたるも、四十一度より、小學校令改正、義務年限延長の結果、就學児童の増加を來たし、益々發展して、校舎陝隘、設備不完全となりしを以て、同年度より、五ヶ年計畫にて校舎の改築並に増築積立金を毎年徵集すること、なし、又、本(四十二年)年度よりは、高等科の修業年限をも、新令に據り、三ヶ年に延長したり、(通じて)

(明治四十二年度經常費中、建築積立金は千八百十二圓なり)

本村に於ける各種の團體は左の如し、

一 德會

興風團

軍人團

官 衛

松岡警察署大字本に在り、明治二十四年五月一日の創設に屬す、(郡制實施の時)

松岡警察署

署 長

其 他

てに我郡及足羽郡をも管したるなり、於今設立以來の署長の氏名と、其就任年月とを擧ぐれば、左の如し、



福井區裁判所松岡出張所

福井縣羽二重檢査所森田支所松岡出張所

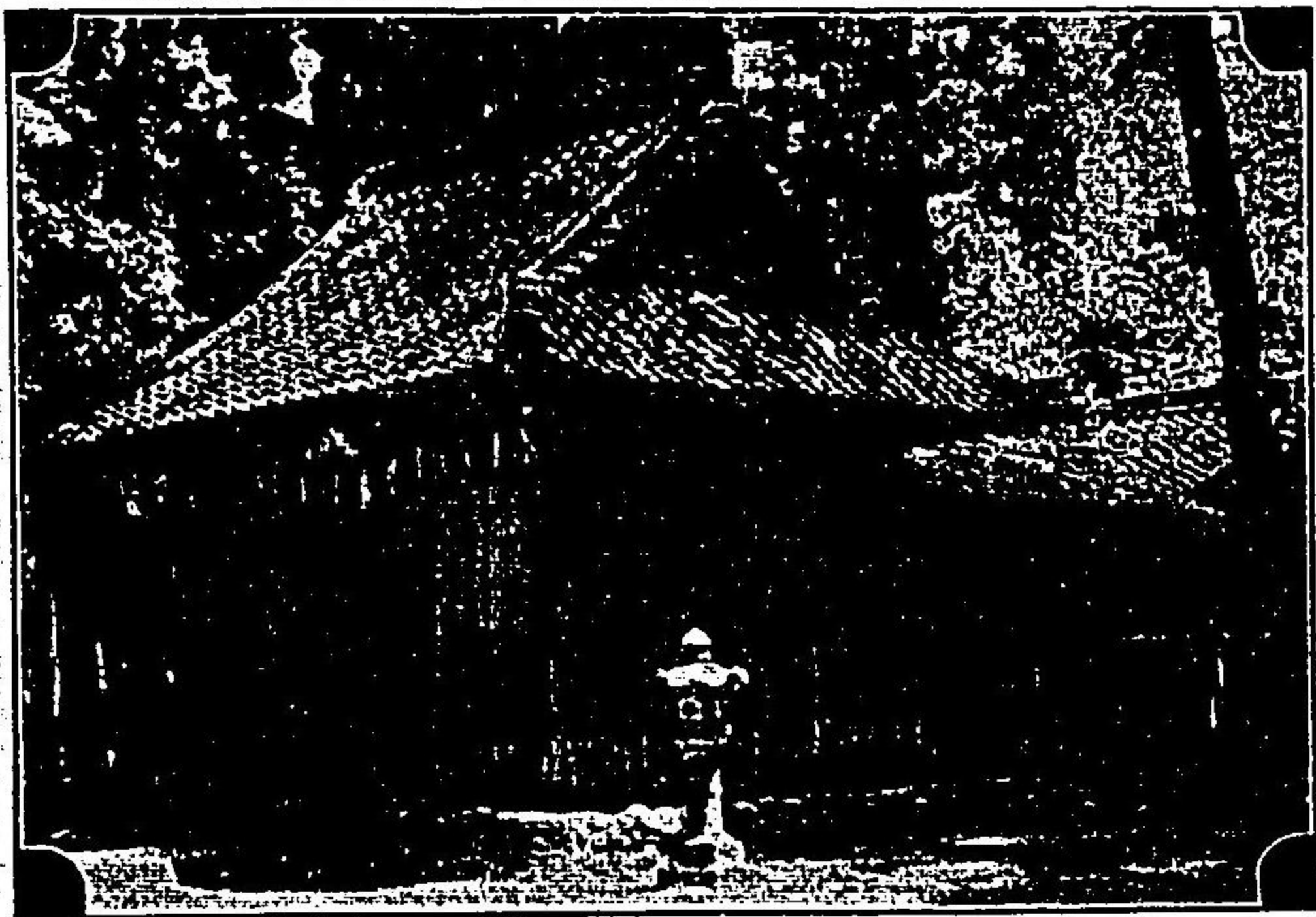
下篇 各村誌 松岡村

- 明治二十四年四月 武田 久雄
 - 同 二十六年十一月 三田村 謙二
 - 同 二十九年五月 石野 喜十郎
 - 同 三十年七月 西京 寅太
 - 同 三十三年三月 丸野 新十郎
 - 同 三十四年八月 小磯 久
 - 同 三十六年一月 松永 信隆
 - 同 三十九年六月 小島 鐘次郎
 - 同 四十一年七月 吉村佐一郎(在現)
- 其 他
大字木
大字觀音

社 柴 神

に在り
 社 寺 郷社柴神社春日大明神大字木に在り、式内にして、且本郡唯一の郷社たり、由緒云、養老年間の鎮座にして、延喜式に載する柴神社なり、慶安年中、松平昌勝、當地に封ぜらるゝや、社領五十石(深見足羽郡東郷村)を寄附したりしかど、維新の際に廢祿となりしが、明治四年、四十六ヶ村の郷社となり、同五年、七十六ヶ村の郷社となれりと、境内地は、三百五十四坪、境外地は、三百三十八坪、祭禮は、春秋兩季に行はれ、神輿渡り、各大字より町手鉢、有志者より御馳走、手鉢を出す。

延喜式云 坂井郡三十三社小 柴神社
 足羽社記云 柴原村(延喜式)所載柴神社是也



社 柴 神

神原記云 又、此所に、氏神春日大明神あり、其古を知らず、宗昌公(始御名 昌平君)御造營ありとなり。

名蹟考云 春日大明神、舊御館地に有之、豊島氏の鎮守の山、御館御造營の時、今の山上に移し奉るといへり、腰摩堂、本尊不動、社領五十石、別當、眞言宗、吉祥院、始は、寶泉院と號す、享保九年、豊仙院殿宗昌公、御法號を避て、吉祥院と改む、神主豊島左仲、祭禮、二月二十日、九月十八日、秋祭、隔年神輿渡。

神明神社

神明神社 天照大神 大字毘沙門に在る村社なり、由緒不詳、蓋往古江上三ヶの總社にして、意加美神社、神明宮と稱す、松平昌勝入封の時、社領四石六斗、并に山林一ヶ所を寄せたり、維新後、嵩毘沙門、捫室の氏神として、維持せしが、目下、捫明神堂と合祀の議を其筋より認可せられたり。

名蹟考云 毘沙門堂、毘沙門町にあり、毘沙門町より東、捫、窪等の産土社なり、別當、眞言修驗、寶喜院。

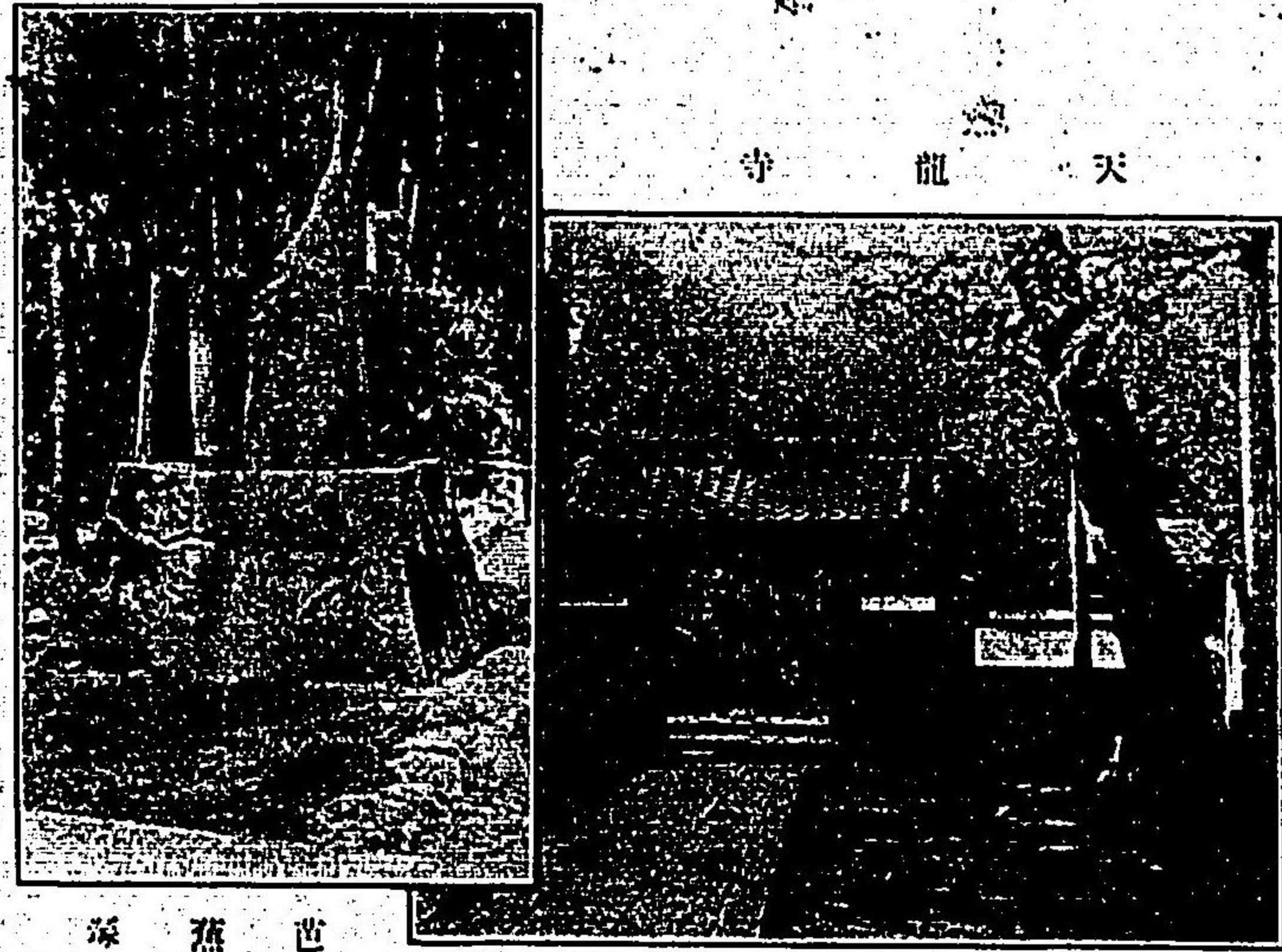
少彦名神社 少彦名命 大字窪に在る村社なり、伊賀美神社、神明宮の末社を遷せしものなり。

清涼山天龍寺

清涼山天龍寺 曹洞宗 永平寺末 大字木に在り、承應二年、松岡藩祖、松平昌勝が、其祖

下篇 各村誌 松岡村

清涼院小傳



芭蕉墓

母清涼院の冥福を修するため、創建せし名利にして開山斧山寶鉏和尚(永平十七世水郡)は武州品川天龍寺(松平侯三世の住僧)なり以て山號寺號の因る所を知るべし、享保三年福井藩主松平侯寺領二百石を岡保村曾萬布(足羽郡東郷村深見にて寄進し、同侯の菩提所たり、維新後稍衰微せしも、今、尙ほ松平家の歸依篤し、俳聖芭蕉曾て此寺に來りしを以て、門前に芭蕉塚あり、又寺後の山腹には名士義臣の墓在り。

越前史略云(寛永十七年秋七月二十一日、公(忠昌)の母清涼院江戶に卒す、君は中川氏出雲守一元の女備前國に生る、開山君と號す、秀康公に侍して、二男一女を生み、落飾し、清涼院と號す、卒して、進谷長谷寺に葬り、清涼院殿久慈

松平昌勝の像祭

貞昌大姉と諡す、後、故ありて、品川天龍寺に改葬す、寺僧曰昌勝幼にして、開山君に愛せらるゝこと深し、故に、就封するや、殊に、此寺を立て、菩提を印ひしなりと。

中根氏其仙

名蹟考云 昌勝公御像、寛政四年壬子七月二十七日、百回御忌之節、寺にて造立し奉り、其以後、毎年七月二十七日、御像祭と稱し、近郷より群參す、花角力を供御す、御靈屋、見性院殿、昌勝公御石塔、實相院殿、昌勝公側室中根氏御石塔、量玄遷無大童子昌勝公男鍋千代君御墓、眞光淨天大童女昌勝公女御墓、寺領二百石、塔頭本涼院、

越前史略云(貞享元年九月二十一日是日、昌勝公側室中根氏卒す、君は其傳を詳にせず、曾て、宗昌公を生む、卒して、松岡天龍寺に葬る、實相院殿正室微妙大姉と諡す、同歷世之系云) (二男、某、鍋千代主、寛文十一年十一月四日卒、葬松岡天龍寺、號量玄遷無、

同云 (二女、女、天和元年十月二十三日卒、葬松岡天龍寺、號眞光淨天、

元祿二年八月十二日、丸岡天龍寺の長老古きちなみあれば、尋ね、又、金澤の北枝といふもの、かりそめに見送りて、この所まで慕ひ來る、所々の風景、過さず思ひつゝ、けてあはれなる作意など、聞ゆ、今既に、別れにのぞみて、

下篇 各村誌 松岡村

藤引きく別れの文

物書きて扇引きさく刑(一本に)かな

福井へ三里ばかりなれば夕飯きたりめて出る、(奥の細路)

俳聖芭蕉の
小傳

○俳聖芭蕉 姓は松尾本名は忠左衛門風羅桃青羽扇釣月羊角等の號あり、正保元年伊賀に生る、俳諧を北村季吟に學び、遂に其妙奥を極む、元祿七年大阪に歿す、年五十一。

奥の細路
解題

○日本百科大辭典 奥の細路書名、二卷、松尾芭蕉の著なり、著者が元祿二年三月二十七日、江戸深川の寓居を出立ちて、日光松島羽黒山を巡り、加賀の金澤、越前の敦賀を経て、九月三日伊勢参宮をなさんとて、乗船するまでを記せり、新釋奥の細路 木村云丸岡は、越前の東北加賀に近き處なれど、天龍寺は、松岡に在れば、此は、松岡を寫し誤れるならむ、帝國文庫(紀行文集)

卯辰集北云 松岡にて、翁に別れし時、扇に書きて賜はる、

蕉門の十哲北枝

○北枝 加賀の研屋にて、兄を牧童といひ、此時より、兄弟翁の門人となりたり(人名辭書)云俗名を次郎右衛門と云ふ、小松町の産、研屋彦兵衛の次男なり、兄三郎左衛門(北枝と號す)上下す、支考と共に、家業を繼ぐ、籍を金澤に移し、共に蕉門に入り、其妙境を究め、鳥翠堂と號し、十哲の一人(博文館十哲集に併)にて、北陸の俳祖なり、著書多し、享保三年五月十二日、或云九月家に歿し、墓は、卯辰山、心蓮社境内に在り、門人繼ぎ、金澤宗匠の宗系をなす。奥の細路云 元祿二とせにや、奥羽長途の行脚、たゞかりそめに思ひ立ちて、丸岡天龍寺、福井、等萩、その家に、二夜とまり、名月ばつるかのみなとにと、十四日くれつるかの津に、宿なもとむ、十六日、種が濱に船を出す、

色の演記文、等説

小枝ちれ、ますほの、小貝小証

桃香

元祿二巳仲秋

淺井義山 元治元年、長藩の國司福原等兵を率ゐて、京都に入るや、福井藩士蛤御門に戦ふ、義山は最初に戦死せし勇者なり、(墓表に曰く)

淺井義山
の墓表

墓表

越有忠烈士、曰淺井君義山為人沈毅、簡然外如其中、然語及時事、慷慨淋漓、動輒曰危國、恐民者、唯拔山之夫、吾刺矣、其言之也、目光炯然、如將撫劍者、人或譏之曰、狂夫也、徒爲大言耳、時記名、廣夷、播民心者、東西川沒故、君言如此云、長賊之犯宮闕也、吾軍、防界町門、敗之賊又伏兵于鷹司邸、從門墻間、發銃、君勃怒、徑至墻下、大聲罵曰、匪軀殺之者、非夫也、盜格開決、死生、賊聞之、橫箔突、出君、揮刀、隨入、敵、直斫一人、又前與一人相搏、方割首、賊兵來、君力不及、遂死之、我阿公聞之、歎惜、君以爲次子、故無子、因賜秩百五十石於從祖昆弟荒川某、別嗣其後、蓋旌忠烈也、嗟呼、人不知忠義之爲重、則一遭變故、狼狽失措、至其甚也、貧生畏死、而不遺耻、後代者鮮矣、惟忠義之士、則自刃交前、毅然、雖至殺身而不顧者、蓋以爲君父故也、若君者、其近之、我春岳公、作文祭之有死忠之語焉、夫自古忠孝節烈、何世無之、經年之久、名墳湮滅者、衆、其幸不相隨以沒、而著于儒生之手者、儒生又不足取信、是以致浪沒於無聞、可慨也已、今若君之事、既有岳公之文、則其傑、國不待言、何其幸也、君、緯直義山其字、又字常次郎、系出備前守淺井長

下篇 各村誌 松岡村

四五五

政曾祖諱政長字某以俳歌聞祖諱政其字某早卒父諱政照字某好讀書最尚新安之學人得
其行誼所謂柏庭先生者也仕木府目付母宮北氏君少嗜武藝有暇學兵擊劍又用意佩刀嘗
索名匠所製者射親裝之以謂國家有事則我提之赴敵死矣是說也卒如其言矣君生天保庚
子十月日殉元治甲子日享齡二十有五葬福非城東松岡天龍寺先塋之側其兄希路頭向剛
述君事跡嗚呼且首願得子一官以垂不朽此後所以報弟也噫剛何人也常懷後世不知剛之
爲誰而況能及君耶然岳公之言千古不磨且仲後之臣子有所嚮慕而勉於爲善則剛雖不文
其何得辭也因叙其梗槩使之鑄諸墓上慶應元年夏四月某日越府矢島剛喪。

義山通稱直常次郎淺井政昭の二男也天保十一年十月二十六日生柔術久野猪
兵衛に、鎗術を荒川喜代太氏に學ぶ。

春居侯の
甲詩

元治甲子秋七月長毛豪賊颯風岡、蟻峨伏水陣雲屯叛狀已具命征伐此時九門及官將護
衛之士悉戒裝徹夜巡邏明炬火料々武夫列力鎗豈計賊入楊梅府候忽彈丸紛如爾而仍
是短兵來突衝我軍戮力勦禦侮就中汝獨最卓然奮躍勇往著先鞭飲血交戰繼以死騰氣
如殿百鍊擊我軍見之愈鼓動賊也敗賊皆心擄一朝掃蕩力有餘帝都銷燼殺氣淑深宮從
此安聖裏汝死實是非無功汝雖死猶如生青史姓名垂無窮

有淺井直戰死詩以記事

越前宰相 書之賜淺井政山

世首國援而氣節顯余以爲龍首今果知其不然也若淺井義山者其亦庶乎是耶弘化二年
米人來浦賀乞互市其後幕府閉港於江戶海自是浮浪之士假名攘夷以捕民心者出沒不

絕至近歲益甚動輒弄干戈爲國患而長人爲之憂天下騷然是以諸藩受命各衛禁關其守
衛之兵皆藩所出凡二千餘人義山亦在其中當是時海內智謀慷慨義烈之士群然露頭角
以余所聞東南有某々西北有某々義山即其一也字常次郎越前人今監察淺井某之弟也
生而英異眼光射人入望而知其爲時人元治元年秋七月長人以兵來犯禁關我銃手隊然
列進抵界街長人伏兵街巷待我兵至從街屋上連砲亂發飛丸如雨我兵遠避不進轉避其
衝步兵隊次之爭先出死力長人又預伏于鷹司氏從明牆間持銃射燈之義山勃怒徑逼牆
下火罵曰匪賊殺人者非夫老也敵聞之攢指突出義山揮刀騰躍入敵直斬一人又前與
一人相搏力刺首敵兵來鐵義山力不支遂死之事聞我兩公盛其忠烈賜諡別嗣其後義山、
爲人沈毅簡默不致妄發言然慷慨自愛嘗語人曰食糧肆姦者雖貴龍臣吾得而甘心之矣
又少嗜武藝尤善刀法願世之彌劔容者穿騎袴佩大刀表其巍々乎可畏也獨義山不異時
俗然平生所佩特求一名刀彌吾手者躬親裝之以謂國家有事則吾提之赴敵死矣嗚呼是
役也率如其言矣死時年二十二歲義山、

贊曰有進死一尺無退生一寸伏義死節垂名竹帛自古爲難況乎方今昇平之久士氣衰弱
觀彌勇夫者率皆遺孳故則孤孤失措往々陷全軀之計矣若義山者獨於自古爲難者處之
有餘雖古所謂死節之士亦無以尙也可不謂烈哉。

予臥病匝月一友人偶至就義山事頗詳悉其義烈之餘昇叙所聞如此秋九月、

元治元年七月十九日朝京都堺町御門御園場ニ於テ戰死イタシ一番鎗也遺骸鐵砲御
長持ニ入京都川立四近江路同月二十二日夕七ツ時踏岩(俱シ御上ヨリ被下候事)二十

下篇 各村誌 松岡村

三日晩、松岡天龍寺へ土葬隊宿ニイタシ候。
右ハ、敵一人ヲ鎗ニテ、仕留、今一人ト組打ニ相成リ、組伏セ候處ヲ、敵外ヨリ一人來リ、後ヨリ腹下ノ爲突候趣八月十日、御所ヨリ御沙汰之書付且又公邊ヨリノ御感狀今日御展形ニテ、諸士以上之面々、爲見被仰付候道而組支配、去ル十九日、禁闕之下、不容易擾亂候處、各藩各士等忽出、粉骨碎身、抛一命、遂防戰連及鎮靜候條忠勤、御慮不斜殊其餘數日終夜共守衛相勤、殘熱之砌、別而苦勞被、思召候旨、御沙汰候事。

淺井政昭
小傳

淺井政昭 通稱八百里、文化十年癸酉九月二十四日生、櫻馬場學塾の句讀となり、嘉永二年己酉十一月二日病死す、又此寺に葬る、秋山軒靜柏庭人など、號す、世々福井藩に仕ふ内助の功少からずといふ。

眞雪草紙云 余が父、幸福といふは淺井政昭なり、余が當家へ引移りの年は、政昭は、二十一歳にて、江戸詰なり大番にて、使番を兼ね、政昭と、中根雪江は親戚なり、政昭は、表の人なれど、國家を忠へ、藩の爲に盡力したる人なとありて、政昭雪江へ、余の學問上より國家の爲め、力か盡し、明君とならん事を忍む、是等の事を、罪ら心配して、ひそかに心を勞せしは、政昭なり、報負中根も是がために、奮發盡力せしよし也、余が今日の名譽を保つは、余く、政昭を以て、巨魁とす、政昭の恩厚、實に、今に至りて、忘れざるなり、云々。

寶花堂(翠拍集)

樵婦擔籃曉賣花、幾人爭喚弄紅葩、春芳初自深山出、分與長安千萬家。
常宮

角鹿海邊占一宮、龍燈捧出社頭松、松風千枝晚成律、好泊和來古梵鐘。

春畫儼居(清夏集)

浴沂得趣不復歸、日買鮮居賸厥微、春暮山中何所見、黃鸝已老杜鵑飛。

補映問あとも七つの、おくつきに、かゝるは人の、涙也けり。

淺井綠山の
小傳

淺井綠山 時雨菴、李青、福井藩中の俳諧宗匠なり、明和二年十一月二十一日生、天保七年八月十一日歿、年七十二、又此寺に葬る、

茶をわかす、たき火明るし、夕時雨、

同政良の
寸傳

淺井政良 綠山の養子なり、又俳諧を善くす、文政四年十一月六日歿す、又此寺に葬る、

余の蟲は、火をほしかるに、螢哉、
わさと見に出し人はなし、稻の花。(花の蔭)

淺井松堂 彫刻に名あり、又此等に葬る、弘化二年乙己三月廿二日生、明治十年八月十日三十三歳にて死

寶岸寺曹洞宗天龍寺末 大字本に在り、天龍寺開山、寶鋤和尚の閑居遷化の寺にし

下篇 各村誌 松岡村

同松堂の
寸傳

寶岸寺

慶崇寺

て、萬治二年、松岡藩主松平昌勝開闢寺領として十八石を寄す。
堅達山慶崇寺、真宗本願寺派。大字臺に在り、天台宗山派にて、堅達岡保村に居り、堅達山安樂坊と稱せしが、文明年中、逆如に歸依して改宗し、坂下(岡保村)に移り、松平昌勝入封の頃、今の寺地に移り、現今の山號に改む。

(由緒明細には文永九年八月、移轉、改稱の旨を載す。)

昌藏寺

昌藏寺、真宗本願寺派。大字室に在り、由緒云、創立不詳、元、足羽郡城戸内(一乘谷村)に在りて、天台宗に屬し、昌藏寺と號し、朝倉氏の祈願所たりしが、文明三年住持乘祐、逆如に歸依し、改宗す、乘祐以前不詳、故に、乘祐を開基とす、其後、五代、祐養、天正二年に吉野村下吉野に移り、德善寺と改稱せしが、十一代、正慶の時、當地に移轉し、再び昌藏寺と號す、實に享保元年九月二十四日なりと。

皆令寺

皆令寺、真宗大谷派。大字木に在り、延寶五年二月十五日、松平昌勝の侍婢、岡村尾妙林江戸、真宗を信じて、建てしものなりと云ふ。

攝取院

攝取院、淨土宗智恩院末。大字觀音に在り、由緒云、本尊は、馬頭觀音にして、延曆年中、室の長者の創立に成りしが、徳川時代に、延寶四年、松岡藩主松平昌勝(四十二歳)疾

觀音堂

に罹り、危篤に瀕せしに、本院の觀音に祈り、効驗ありしかば、祈願所と定め、御供料として年々玄米十俵宛を寄せられしといふ、蓋し、舊幕時代には別に觀音堂ありしを、維新後本院にて、本尊を護持することとなりしなり。

名蹟考云 攝取院、松雲山念佛寺、淨土宗、跡雁記云、松岡に觀音堂あり、昔は、此所に、いみじき長者ありしが、或時夢想をうけて、表なる川より、此觀音を上げ奉り、此所に崇め奉る、如意輪觀音と申て、其川橋を、如意輪橋といふとなり、昌勝公四十二年の御厄年の時、御願として、御觀音堂を御造營あり、觀音を崇め奉る、長者は松岡の城地に、屋敷ありしか、長者一世の間は、裏の池より、泉出るとなり、今、館の裏に其池あり。

同註考云、古記云、弘法大師、一刀三禮の作佛、當所修行の節、靈夢に依り、宿の主に興へらる、一向の一揆の時、矢ばん事を恐れて、川のほとりに埋み隠すと、なり、堂の後に、清泉あり、一點の塵なし。

名蹟考云、素瓦按するに、また、一説に、圓淨檀金如意輪觀音、御長一寸八分、昔、室長者の守り本尊なりし由、明暦の頃、柳刈の童、今の如意輪橋の邊より、取上奉りしを安置す、昌勝公開召し、延寶四年十一月、二宇御建立有りと、いへり。

同云、如意輪橋、相生橋の川下にあり、觀音町の北にあたる、橋の少し上にいさゝかの淵あり、其邊より、觀音を取上奉りしにより、名付るといへり。

如意輪橋

下篇 各村誌 松岡村

室の長者

同増補云、室の長者、往古室の長者の庭の築山なりとて、今も室町の内に小山あり、松岡御館有之し時分は侍屋敷なり、右の長者の末葉なりとて、春日祭、祭高を持つ、七と云者有しか、明和八年辛卯の秋、九十九歳にして死せり、或云、室の長者の子孫京都へ上り、商人となり、其家賑ひ、其福有なりしかば、其住所を室町通と名付ると、又、一説に、長者の子孫、豊島半右衛門屋敷御館地に降りしに、替地にて、替地下され、今に、室半右衛門と云者、相續すといへり。

國中三十三所、觀音廻礼所、十一番、松岡觀音堂
觀世音、むかへたまへとまつ岡や、其曉の、はさめ、ことには。

安泰寺

安泰寺淨土宗西山派、大字岱に在り、由緒云、明曆三年、開基澄空泰存、出羽國にて、佐藤元治の守本尊阿彌陀佛を、夢想に感得し、萬治元年三月二十六日、當寺を建つ松平家より、年々五人扶持を賜はりしと、

蓮光寺

蓮光寺眞宗本願寺派、大字極印に在り、由緒云、元天台宗にして、今立郡、河端中河村、蓮光寺、元淨と稱せしが、文明年中、蓮如に歸依して、改宗し、五代目乘實の時、松平昌勝の命に依り、當地に移轉したりしに、文化九年六月二十二日、火災に罹りしと、

其他

正隆寺法華宗、大字岱に在り。
白龍寺曹洞宗天龍寺末、大字木に在り、萬治元年、松平昌勝の開基に係り、同侯より、二十石を寺領として寄せ、明治維新に至りしと云ふ。

名勝古蹟
天龍寺山
七面山

名勝古蹟、天龍寺山、大字木にあり、山頂には、松岡藩祖の別荘跡あり。

七面山、大字棚に在り、一に明神山とも稱す、第三紀層の夾層にして、眺望開豁、越前平野を雙眸に收め、晴明の日は、遠く三國港を望み得べく、前には、滔々たる九頭龍の清流、近く丘脚を流れ、後には、巖々たる石船の綠蔭、高く翠屏を疊み、丘腹の清池は、一碧鏡を開き、人をして、徜徉終日、尙且、倦むことなからしむ、加ふるに、地高峻ならざるを以て、登攀に艱むを要せず、實に、好箇の遊園地なり、傳ふ往昔は、伽藍層々存せしを、天正の一揆に、兵火に滅ぶと、池畔に遺れる七面神の禿祠は、其名残なりと、近時、棚尾沙門、菴の祭祀せる神明神社を、此處に移轉し、松岡公園と爲さんとす、計畫ありと云ふ。

七面山八景詩

七面山八景詩并引
越前、福井、城東、二十里許、有邑、曰松岡、即、余桑梓之地也、今茲歸省、遂、陟七面山、山有邑、東下、甚高、不、大、嶮、山下有池、碧淨如鏡、傍有七面明神祠、昔者、有僧房、今則亡矣、既而、極、攀、躋、四望、前有合月川、其流、滔々焉、後有三峰、翠層々焉、其東南、巒、峰、森列如立、如行、西北、則、平、曠、萬頃、村里、基布、遠近、景、勝、固、甚、可愛、矣、古人有、爾、十、景、者、吾、題、之、詩、頗、多、矣、余、今、十、景、中、取、五、新、加、下、篇、各村誌、松岡村

列松渡船野望之三景、以成八景、聊述志云、

石船晴月

石船上晚烟晴、帳出松間孤月明、滿地清霜影偏淨、相望誰不動吟情

相生行人

相生橋下碧流清、浪暖潺湲好濯纓、南去北來多少客、何人題柱得成名。

合月渡舟

悠悠河水向四流、靜見浮沈波上鷗、日落長堤垂柳外、行人頻喚渡頭舟。

宋政列松

擁比長松疊數尋、鬱蔥凝翠幾重陰、清風時拂枝々去、十里寒塘爽靜琴。

高館陳迹

曾聞此地築層城、今見芊々綠艸生、曳杖徘徊斜日下、凄風蕭瑟送松聲。

河北野望

河北劃看眼力深、平曠百里菜花繁、舞々烟簇誰家柳、澗々水圍何處村。

山寺雪朝

祇林月落噪寒鴉、面々雪晴風景加、借問三春桃李色、今朝孰與滿山花。

野寺晚鐘

野寺蕭條古木幽、暮鐘聲裡夕陽收、兒童拾葉松林外、歸路相呼遶綠畴。

御館跡
松岡藩の
始末

御館跡

人家の西北、田疇に接したる所に在り、正保二年福井侯松平忠昌の遺領

を、嗣子光通の庶兄三男昌勝に分封され、翌々年、其館成り、承應三年、入部以來、昌勝、及

其子昌平、二代居住、享保十一年、館を引拂はれしまて、七十七年間、館の在りし迹なり

〔名蹟考云〕四方封疆の形残り、

天保九年御廻國様御書云 正保二年十一月、越前守相松平忠昌(福井侯)遺領五十二萬石餘の中、五萬石を、三男昌勝公へ分封せられ、慶安元年十一月三日御館出来、松岡在所の磯伺の通り仰せ出され、承應三年六月入部、元禄六年七月廿七日逝去、内匠頭昌平公家督相續、享保六年十二月、本家を相續せらるゝこととなり、福井藩の治下となる、正保二年より七十七年目、松岡の繁昌、實に六十八年間なり、其後、藩臣道々福井へ引移り、同十一年六月(廿七日)先達而御達之上、御館御曲輪共引拂はる、御館残らず御引越たるは享保十三年迄、御家中は、享保十七年より、元文四年迄、八ヶ年間に不殘引越となる、御館坪敷七千七百八十坪、御家中、五萬八千歩餘、御徒士組跡、一萬四千歩斗、合計七萬九千七百八十歩斗、名蹟考云、慶安の末、此の御館地御築立の節、山伏體の修行者、通り懸りに見て、結構に御築立の事かな、さりながら、東南に山をおひ西北に川をかゝへ、陽を閉て、陰を開ける地面なり、百年の昌榮、覺束なしと、獨言に云けるを、夫役の者共、聞つけて、奉行へ告げれば、其者留よとて、道はせけるに、早行方を見失ひけると、果して、松岡の繁昌百年に速はすして、止たりと云つたへたり、御館御取拂の跡は地面を福井安穩寺へ下され支配す鎮守跡の

下篇 各村誌 松岡村

分は春日神主豊島氏の支配なり
 梅園笑話云 慶安元戊子年十二月三日、松岡草陰。
 同二巳丑年九月、屋敷割。
 承應二年より、松岡館普請に取かゝり、同三年御入部。
 享保六年十二月十六日、(昌平)從江戸淺草(松岡侯邸、常盤橋(福井侯)邸へ移住せらる。
 享保十一年乙巳三月五日、松岡士族の邸を、福井へ引移に付、中根親貞、秋田八郎兵衛、御目
 付片山彌五右衛門へ被仰付
 同十四年、戊申十月十九日、松岡の館を廢す。此材を移して、東光寺を作る。
 同十五年巳酉六月十九日、徒邸を、福井城橋へ引。今徒町と云ふ。
 同十六年庚戌七月二十七日、諸士の邸を、毛屋東裏町へ移す。
 同十九年癸丑、去年より、今年まで、毛屋へ移す、今中町と云ふ。
 此年、笹町御下屋敷を廢す。今の札所、組町有と云ふ。
 同二十年、松岡士家を、城の橋に移す。越藩君臣年表に據り、補ふ。
 元文四年巳未十月十一日、侍邸を、また、毛屋四片側町へ移す。
 貞享三年までは、家臣の宅、松岡にありしを、四年より引地に相なり、享保七八の頃より、新
 に屋敷割わたしによりて、福井にて、新屋敷と唱えしとなり。毛屋も、同やうにて、新に、屋敷
 渡され、五十年目にて、相改らる。(越藩士に聞く、毛屋侍をば、吸しめて、從
 一、二番町までは、松岡にて、割渡通りにて、被下たれども、地面も、過分の事なればとて、其餘

藩祖松平
昌勝小傳

は、松岡通にて、下されざりし山。
 名蹟考云 毛屋榎舟渡、馬舟、家中通用の渡舟なり。大橋の川上に在り、慶長の頃の圖には、
 此處に橋かゝれり、其後、いつの頃よりか、くり舟となれるを、貞享三年より、此往來相止し
 に、享保中より、松岡家中、毛屋へ引移に付、元文四年巳未十二月十五日より、再榎舟を置て、
 往來を付けらる、中絶すること、五十三年ばかり也。
 東部より、松岡へ引移れる時の紀行の末に、 新海貞陸
 萬代をいば、春日の神垣や、なるかかばらのさしれ石、いはほとなりて、昔のむす、千代
 に八千代をくむ水の、すみて、久しき松岡の幾千世かけて、君につかへむ。
 藩 祖 松平昌勝越藩史略歴世之系云 從四位下、松平中務太輔、幻名仙菊、寛永十三
 年三月十一日生、東都、母壽證君、越藩史略云、寛文十二年六月二十五日、忠昌公の側室、白石
 日周大姉と號す。量 正保十二年十一月十九日、(本藩光通の受封、吉江侯吉品は原)受支封於
 松岡、五萬石、慶安元年十二月晦、從五位下、寛文三年十二月、從四位下、治國四十八年、元
 祿六年七月二十七日逝、五十八、葬品川天龍寺、謚見性院殿。
 小君松平遠江守定行女、寛文元年七月朔逝、葬品川天龍寺、謚專光院殿。
 側室、實相君、中根氏、貞享元年九月二十一日卒、智光君、秋山氏。
 寛延二年正月十七日逝、九十六、葬江戸新島越正法寺。

小君小笠原右近將監忠雄養女實松平大學頭頼貞妹正徳二年正月二十一日逝葬
品川天龍寺謚梅林院殿

側室春成君杉田氏諱阿袖明和六年六月十一日卒、

雪のしをり云 卯月二十七日の君昌平また松岡をしらせ給ひし時、
仙洞 女院の御所造の事仰せ事うけ給はり給てしばし都にまうのほり給ひ
けるとかや、頃は、實永六とせのさつき中比逢坂山こを給ふ時、

このたひはつかふる道にいそかまし立よるかけも走井の水

此の御歌を、鳥丸大納言殿、きかせ給ひて、いつもしを、いくたびもと、引直し給ひけ
りとなむ、これを、院にも、きこしめして、いみしう、かんしさせ給ひ、みな月の十一日、
御所にめされて、こたびのいたはり、を、ほめさせ給ひ、殿上人のとりく、かき給ふ
古今集を、下し賜はりけるとかや、此君は、ことに、うたをこのませ給ひけるとさけ
と、御うたのさゝつたへたるは、おほくもあらず。

湖邊 霞 志賀の浦ややかぬ藻鹽の煙ともいはしやいはひはるの霞を
船 川 此世よりくるしきせのみおほむ川哀鶉舟のむくひかなしも

月 見るまゝに月もうき世のあらましを心くひのひかりわくらむ

山 雪 今朝見れば遠山のはも夜のほとに面影かはる雪のあけぼの

松岡藩に仕へし人多し、其中、特色ある士を左に記さむ(木田と争ひし雨森)

岩佐陽雲 浮世又兵衛の孫、曾て此藩に仕ふ、後其二子、又仕へたり。

松岡藩に仕へし人々
岩佐陽雲父子

繼業録云 享保十七年壬子七月廿一日、父陽雲跡目無相違延享四年二月十五日、五
石御加増、同年九月六日、御部屋附定府、五石二人扶持御加増、明和三丙戌年七月廿八日、新
知百石、先祖浮世又兵衛、戲給齋、親、岩佐陽雲、俗名源兵衛、又兵衛孫也、放松岡、白御主、御取立
御祭道給師、十五石三人扶持、御番組齋格、二代當陽雲、安永七戌十一月十九日、御奥駐格、天
明二寅十二月十一月、休足、養子、家齊、實、中村金兵衛男、榮丹、改陽雲、天明七未四月廿九日、追放
名置傳云 姓しられず、岩佐氏、陽雲と號す、初め、意宅といへり、那須泉石の門人なりしか
後には、安信に従へり、貞享頃の人なるへし、

土佐狩野両家系圖云 安信、門人、岩佐陽雲、初意宅、本、那須泉石門人。

繼業録云 岩佐又三郎 延寶三卯、御徒、並給齋、延寶七未三石御加増、剃髮貞雲、

繼業録云 岩佐彌五太夫(松岡重富公御取立、祿十八石、三人扶持)

明和九辰年八月十四日、御留主番登庸、小野勘兵衛跡、御土藏番、御徒小頭より、御取立、實野
方氏男、父岩佐彌太夫、松岡以來、御徒者、於松岡、徒目付、十六石三人扶持、實、岩佐陽雲二男、第
二代陽雲弟、安永四年九月廿九日、休足、伴與三七家督、右御番入、吹彌五太夫、

平本荒井
父子

二代貞雲二代胤右衛門後、五郎太夫貞享二己迄正徳四年一石御加増目付、平本荒井父子治民の偉蹟を擧げし、牛渚の祖父及父なり、又此藩に仕ふ。

碑云牛渚爲金津令時、北鴻浦不豊、民離散者十七八、間行以撫民、
、天明丙午秋七月十四日歿、享年六十有四、祖父荒井貞享中來應松岡侯辟、其父其隆君嗣仕、是時更平本氏松岡侯襲封三日、隨在本藩、牛渚君其義子、實勢藩之士佐枝之子、云々。

粟田市兵衛

粟田市兵衛 水泳の達人にて、常に藩主松平昌勝公に陪し、或は救ひ或は諫め能く仕へたり。

影響録云 此の人、水練遊者にて、御水あひの御相手に、いつも出たりしが、深き處に立遊にて、御湯漬を被召上候に、粟田も同じく立遊にて、配膳をなしけるか、昌勝君御膳を召上られ候と、其儘御腹を御つけありて、只遊きに遊きたまひしに、粟田は其儘御膳を持歸りしとなり、或時志比界の深淵へ、御入ありけるに、如何したまひけむ、御沈みなされ、良久數御浮みなかりしかとも、折節、粟田も居さりければ、すべきやうもなかりしかば、御供の面々、只手をひろけて、あはてるばかりなり、粟田は此よしを聞き、馳來り、底へ沈みて、見れば昌勝君は、底の波にまかれて、岩の窟みたる所へ、ひたと、押付られて、おはしましける故すべきやうなくて、おのか足にて、踏出し奉りしかば、尖に、力を得て、御浮みありけるなり、危き御事なり、此御褒美として、御上下を、下されけると、御馬も、御違者にて、御馬場の道に坂ありける所を、いつも、御馬上にて、御登り下りありけるを、危きことなりとて、被粟田

渡邊牛兵衛

渡邊牛兵衛 鳥羽野を開きし長久の子にして、又、此藩に仕へたり。

毎度御諫言申上りければとも、御用なく、或る時、いつもの如く、御馬上にて、彼の坂を御登り有りけるを、粟田、御後より廻りて、御馬の尻を、荒くに打たりければ、なにかは、たまるべき、一さんに駈出しけれども、もとより、御違者故、御落馬はなかりけり、何故にか、る振舞をなしけるやと、仰せありけるに、粟田申やう、兼て御危よし、申上りければとも、御用ひもなく、候故、斯仕候、今日こそ、不思議に、御落馬はなく候へとも、以後はかやうの所を御乗り候事、御無用に候と、申上りければ、其後は、左様の御ふるまいなかりしとなり。

澁谷故巖

澁谷故巖 此藩に仕へ、歌を能くす。

松嶽の音上云故巖 澁谷造酒之丞、此人は松岡に仕ふ。
我もうき音かこそこゆれ、鳥が鳴く、あつ万の方に、草枕して、
欄さく、木の下陸に、駒とめて、ゆくへいそかぬ、しかの山越。

松下文右衛門

松下文右衛門 洞房語園云、大鼓の上手なり、紀州、下村、又右衛門仕立、幸清弟子、松岡へ被召抱、元者、角町家持。

下篇 各村誌 松岡村

土屋小彌太の僕

土屋小彌太の僕 其主人の曾我物語を好みけるより、又好みて、口すさみけるが、富士山麓にて、異人に會へりと傳ふ。

雪のしかり云、松岡につかへまつりける、土屋某といへる人は、曾我物語をこのみて、常に口すさみける程に、其家に召使ひける下部の、年比間をりて、よくそらによみおぼえける、ある時、主のそれかしにくして、東へ下りけるか、清見瀧うち過、富士川わたりつゝ、行ほどに用の事ありて、跡に引下りけるか、とかくする程に、日もくれぬ、たのみたる人は、どく行たるとおほへて、さつき間の道たたくしく雨さへふりて、行なやみたるか、道のかたほらに、草ふきたる家の窓のとし火かけかすかなるをしるへにたとりて、やとりもめつ、内には、なのこぼちからの外に、人もなし、さて、やとりたる下部は、時所にあはせて、れいのそがのふることおもひいて、かれこれとひ尋ねるに、かなたにも、よくうけこたへて、この下部のくちすさむなき、うち涙くみつゝ、それは、さあさりき、これはたかへりなと、かたりあひて、短夜の明かた、ちかくなりければ、下部は、たち出んとしけるを、あるしなこりなしみて、箱根山こえたまはん、時権現の御社によきて、それに納めたりし法華經の、その巻と、その巻と題のほりたかへたるを、あるしのひしりにしちせてたへといとれも、ころにいひて送りぬ、下部は、道にいそきては、やう主の某におひつきつゝ、ありしやう、くぼしくかたり聞へければ、いとあやしきことなれと、扱やむへきにあらすとて、箱根の坊にゆきて、事のついてかたりければ、坊にも、驚て彼の御經、とり出つゝ見るに、けに題のほりたかへたりければ、やかてはりあらためけると、そある人のいはく、題のほりた

かへたるにはあらす、八巻の内、一巻ことひとの書たるか、まじほりたれば、それは、いつかたにありといふことを、つけて、やかてかの一巻をとりにかへて、八巻ひとつに、そろひたりといふなり。

火薬局跡

火薬局跡 安政初年、福井藩主、松平慶永芝原用水の河口に、水車を利用して、火薬製造所を設け、火薬局と名けらる、同四年、五年の兩度に、自然に、爆發し、其の惨害甚しく、水車は變じて、火車となりしとかや、碑あり、其の文に曰く、

火薬之可畏、不能必保其不發、則嚴在用戒慎耳、安政四年四月二十七日午時、自發、殺藩士岩城豊、大關藤太夫、瀧己三郎、渥美辰之助、東條八十八、及隸猪兵衛、同五年三月十一日午時、又發、不及殺人夫、死於此、與死於戰、均死國事、其爲忠也、何別、則、不可重傷哉、錄以告後世、又以告從事於此者、日戒、日慎、又、日戒慎、

安政六巳未年建、

火 薬 局

相生橋跡

相生橋名蹟考云、志比界村より、福井へかゝる川筋に架れり、此橋の川上、藥師森の後を、厚田湖と云、橋の詰に、大木の松二株あり、依之、相生橋の名あり、此橋を渡り、合月の舟橋より五領ヶ島へ行なり、寛政元年閏六月、大水に、此橋流落ち、此邊の様子變りて、今は、少し、川下の方に、橋をわたせり。

名蹟考云、右之外、臨濟宗圓成寺、法華宗泰遠寺は、福井木田へ引移、同宗宗遠寺は、同寺町

下篇 各村誌 松岡村

人物

人物 左に、松岡出身の人について、記述せん。

山室東柯

山室東柯人物志云 先生諱知顯、字玄順、號東柯、山室氏、松岡人、寶曆六年丙子春二月十三日、享年六十四歲、終。

梅か香も、聞つゝさめぬ、夢嬉し、(福井、筏町、真宗寺、墓地に在る碑文)

元文辛酉元旦

東風閉暗色、北地動春情、梅縮去年雪、園停新歲驚、家貧如有待、詩友豈無盟、盃酒與爐茗、暖光取次生。

雪中偶成

北地迎朝雪、都無一寸青、杉松皆玉樹、牆壁悉銀屏、遠易分鴉色、近難辨鷓鴣、知音來往少、爐上弄靈樞。

螢火

廟神汝前生、假呼螢火名、飛時亦疎密、過處一縱橫、野徑傍風亂、水涯帶雨輕、似聞騷客意、聞夜導吟行。

井上翼章

井上翼章 當國に關する、無比の好著、越前名蹟考、越藩史略等を著はせし人にして、觀音町の後新町の梯家に生れ、福井藩士井上家を嗣げり。

名蹟考云 余が實家、もと松岡觀音町の後新町と云ふ所にして云々

母のしかり云 松岡より、福井の間、二里の道、わなみのうみの父の墓にまうつとしてしばし、此道を行く云々。

越藩史略云 (真享元年)四月、藩の一光山崩る、按に、公の末年に當て、穀登らず、山崩る抑、吾藩、草運の兆か、蓋之を告ぐる者ならむ、臣子の心悲歎せざるべからず、然も、公は昌勝公の子にして、吾家、松岡に仕ふる故を以て、公の史を讀む毎に、未だ嘗て、書を捨て、一息せずんばあらざるなり、今、此記に及んで、一件、一涙記して泣き、泣きて記す、噫々。

墓誌

名素其、字思郷、歸橋、彌嶺之丞、梯三胤第三男、母津口氏、嗣義父井上滿齋家、性簡素、而篤行、博學強記、善國風、又、精兵法、資禮之事、其所著、藩史、及諸書、數十篇、仕爲古史、總領其曹中、所校定記錄、亦居多、以在官、精隨不忘、增賜世祿、後以眼疾、請致仕、不允、勞之、歲賜銀若干、加之、進席列藩直士之外、豈特思云、文政三年庚辰之夏、罹風濕之病、醫療之暇、手不釋卷、未見其苦惱之色、冬十一月六日、忽然而卒、壽六十八、孝子翼章、追慕益切、今茲、當修其墓、祭、請予以題、成之、有、好、銘其墓石、因畧述其狀、系次銘曰、

下篇 各村誌 松岡村

居處以前 學行惟教
遺編留感 手澤永存

宮成身立 更拜殊思
積善所及 宜其子孫

樋口徹撰、並書
藤原翼通、謹刻

文政九年丙戌之冬
樋口徹、矢島恕介、外祖父曰置氏、祖父此菴、妙經寺本堂の南にあり、能持院、是經日信居士、
五拾箇、素瓦先生、石碑銘、
爲放光院殿、得寶院殿、年間
相當、宮務餘暇、歸省、尙、祖先
代々、爲道善、述之、

明治十四年六月五日、井上稔、
あふと見る、夢路はかなき、假寝の、枕にのぼる、榎の梅ヶ香、
うつりゆく、人のこゝろの花衣、きつゝ、慣しは他の年月、

文月の朔日によめる、
手にならず、扇の風も、けふよりは、秋の哀を、添へむとすらむ、
歌調高くして、最も優れり、(松蟲の音)の著者が、いや、高き、松の梢に、春の風吹しきりて、藤の
花など、うち際きたる、心地せらると、譯せしは、當れり、先生甲斐國の旅行に、
ぬきすてし、葉の破くつ、拾ひもて、浮世を渡る、人も社あれ、
夜もすからき、いもならはぬ、物音を、さそふは、淋し、榎の松風、

讀越前名蹟考

渥々前越北、淡濱、山岳郊原入眼新、收拾殘成名蹟考、清水會裏一奇珍、
文化乙亥之秋 井上翼通

八郡名山又大川、揮毫分界直成篇、々成白首城、眞金玉聲振千萬年、
高田保澤

數卷編成縮地工、晴看園圃在斯中、山川不啻學詢美、一覽能教今古通、

幸山浩齋

幸山浩齋 本郡に於ける、學校の創設者にして、當地に住す、名は廣居、又長遠と稱し、俳名を愚佛といふ、もとは、加賀國橋立(或は大聖寺)の人なりしが、母とも、に諸方を遍歴して、十二歳の時、丸岡の藤田天洋先生の門に入り、十、三ヶ年間、漢學及蘭學を研究す、後天保十三年、中夏の頃、松岡に移り、柳原氏の宅に寓居し、次て、本町木屋左衛門嬢のへ方の養子となり、醫學、及び書道を教授す、翌年、離縁し、窪の醫師、山本梅溪方へ移り、同、初冬、臺町、番匠屋安兵衛嬢もとの婿となり、復た、醫業を開く、又安政四年(上篇教育の條參看)藩主松平慶永の沙汰に依り、同町に、學校を興して、經史、蘭學、書道を教授し、翌年四月、寄附を募りて、校舎を新築す、門弟多く、浩齋先生の名世に顯はる、性、風流にして、和歌、俳諧を嗜み、殊に、國學に精はしく、本邦、醫道のうせて、醫書の世に傳らざるを

下篇 各村誌 松岡村

常に以て遺憾とし、一大醫書を著さんとの志を抱き、稀にある大同類聚方の一部を、大綱とし、斯道によしある諸書を撰び集めて既に七冊に及べり、みな日本語を以て假字かきにしたるは御國思の厚きこと、是にて知らるべし、今、三卷を畢りなは、完結すべきを、天、これに命をかさず、文久三癸亥年九月十九日に病みて歿す、同地浄土宗安泰寺に葬り、心明院本因正末居士と法名す、門人集りて、窪村の千味三味に墓を建つ、聞く者嘆惜せざるはなし、當地に學校を興し、教育を授け、蘭學を唱道したる遺効は、實に、大なりと云ふべし。

人物志云 先生の著書今は其何處にあるやを詳にせざるは、遺憾に堪へず、聞く先生病歿の後、未亡人の資拂たるものなりと實に、心なき所業にこそ、柳原生の彌生ばかりに、身のなりつてゐへるをいはいひて

生さきも、久しかるへし、長閑なる、はるに色そふ嶺の松がえ。

廣

居

志濃夫延命歌集云、松岡幸山遠この九月十九日、みまかりけるよし、聞て、甲に物しけるに其妻なるもの、わつらひて、有けるほと、ありとありし事とも、かき崩しいひいて、いたう歎きける有りさまいとあはれになん、長遠世にありし時、神世なからの醫道の、ばやうせて、古き醫書といふ物の、世に傳はれるがなきを、いたく歎きたらば、ぬながらに、大同類聚方の、たゞ一部、今も世に残れるを、大綱にとりて、なほ、あたしもろくの書ともにつき、

植書堂の
甲歌

ていさゝかも、此道によしある事のあらんを取りひるひ、一つの醫書著さんと思ひおこして、貧しき身ながら、其事にかゝつらふこととたにいへば、得かたき書をも、遠きさかひより、もとめ出しなと、おふなく力を盡して、今は、その書、かかれてのあらまし、なかばに、過て、綴り出けるものかし、なほ、奈くばなしをへて有けるを、思ほへす、うちわづらひて、ばかなく成りにける妻なる者に、しかくのふみ、いづこにかと問ひけるに、涙こぼしつゝ、文體ともさくりめくりて、七冊の文と出たす身も、ゆくに、おのれば、醫のことしられは、つくりさまのよしや、あしやは見わかれと、藥石病名をばしめ、よるつゝ、いりほかなる事どもを、皆皇國語もて、假字かきに物したるさま、皇國念の志の、まめくし、さたふとしともたふとし、いづばかりにか、ありけん、こゝに、來けるに、かつくかきつゝ、り、遠る物、取り出し見せて、記さま、いかに思もひ給ふらんなど、いひたりしとのありけるなど、思ひ出られて、袖うちしほらるゝに、妻なる者まで、かの人、今といふきは、にも、此文のこと、いひ出て、今三卷ばかりになりけるを、くちをしく書へて、我は目ふたくことと、うちなげきつゝ、やかて、なくなりぬるにこそと、うちかへしく、語るを、きくにむねふたかるを、せめて、ねんして、歌をたにと、靈代のまへにたむく、

一部の文かきをへぬ程をたに、この長遠を、世には在らせて、

一ともにもまらたらずとて、ふけかめや、世になき文をかきし七卷。

書き繼む、人また有て、汝か功績、つひには余くならむ行する。

元みし唐土、きたなき國の、術からぬ、くすしの書を、一人書出つ、

下篇 各村誌 松岡村

榊の薫は、暗闘翁が、文久元年九月より十月にかけて、委官を始め、濃尾、勢、和、京阪旅行の日記なり、長遠之に伴ひ、詠み出でし歌も多く、彼書に載す。今一二を、左に摘む。

榊木峠にて

まねくゆゑ、いそぐとすれど、すゝき原、ふみ分かれて、道はおくれつ。

伊吹山を見さけたるなり、

いふき山、いふきかけむ、そのかみを、思へば見るもかしこかりけり。

養老の瀧を

田跡の山、たきつ河内の、くすり水、くめばこゝろもすみまさりつ。

雲出川

わたし守、小ふねばやこげ、川の名の、雲づといへば雨ふりげなり。

古市屋兄弟

古市屋兄弟喜三郎彌三郎 大字櫛の商人なり、篤行を以て、官賞を受け、享保二年の春本村と福井との間の、道路の大破を修繕せり。

雪のしほり云、松岡のくぬきて、ふ所に、ふるいちやといへる、あき人ありけり、喜三郎彌三郎おと、ひありて、ともに、妻をくし、ひとつ家に住けるが、かたみに、まめやかに、すなほなる、こゝろは、へなりければ、よろづに付て、むつまじく、またしきこと、なまなきはらからのやうにて、さらには、いほんかたなし、是をとるのつかさに、聞付て、めして、ほめきこえければ、いといたう、かしこみつゝ、したしきかきり、つねにあきものして、行かふ所々、ほのめか

松岡吉兵衛の祖

松岡吉兵衛の祖 松岡屋吉兵衛は、拮据經營、寄附を募り、足羽山の石場と、神宮寺との兩登り口の石坂を修繕し、之を成就せしは、文政十一年子五月なり、松岡屋内に其祖は、松岡人なり。

下篇 各村誌 松岡村

しけるほとに、其家に入來て、物かふひとの、目にそひておほくなりもて行、又、近き里々にても、此兄弟かのみ待つて、うりかふやうになり行ければ、家の内、いやましに、にぎはひわたりける。松岡より福井の間、二里の道、いたくそこなひて、田の中を行らむやうなるか雨の降すさみけるころなと、は、さらに、あゆむへうも、なきばかりにて、此道行かふ者の、いふせくなやまし、おしふをなけて、享和二とせの春、つかさに、ねき、ゆるされければ、つれに、行かふさとしるかきりの人々に、事のよしを、つけて、ちからをあはせて、よと贈ける程に、われも、人よと、たすけあひつゝ、此道かよふほどの里々より、老たる、わかきけちめもなく、かれいひつゝ、み、星の光に、いて來て、日影かくる、途あるは、土をおひ、石をかつき、或は、船して、馬も、て、は、こひなとしける程に、久しからずして、いとよき道につくりなしぬ、此ぬしは、人よりさきに、出きつゝ、おのかたまもの、うくるやうに、ひとく、をいたはりなく、さめけると、そ、かく、いさゝかのあきひとの、ちからも、て、そこは、くのよほるな、うこかしけるいさを、した、ひあるへくも、おほへす、されば、しるしらぬ、かたりつたへ、いひつきて、ほめば、やしける。わなみかうみの父の墓に、まうつとて、しは、此みちをゆくからに、ひとよ

中村桃紅

中村七良右衛門、幼名又藏、白雲窟桃紅、又は、修蘭亭自笑と稱す、十六歳の時、福井藩の儒者、山本樂芥の門に入り、漢籍を學ぶ、牧曰、山田、山岡等の高弟と、併進するに至りしも、中途にして、廢學す、山本先生、其の才學を愛し、終年嘆息して、止まざりしといふ、二十餘歳の頃より、俳歌を嗜む、實に松岡に於ける、獅子門分社宗匠の元祖なり、文久元年十一月死す、行年四十九歳。

附記 獅子門松岡分社宗匠の世系一覽

元祖 白雲 窟桃紅

松岡桶印町 中村 七良右衛門

覆む日や、見ゆるは富士の峰ばかり。

人を見て、我ふり直す、踊かな。

二世 月窓下 ト部 志耕

松岡毘沙門町 松井彦三朗

嗟哉吉野香むや花の、夢うつし。

一聲は、あたまなれや、鳴鳥。

三世 虛月亭 如泉

松岡室村昌藏寺住職 朝倉 乘四

浦水に、また陽氣たつや、梅の花。

沖舟に、秋をしりせの、渡る雁。

四世 雲外舎 志桂

松岡本所 熊谷十兵衛

明残る、月たしかこむ、蚊帳かな。

獅子門分社の世系

刀工伊勢大椽國康

刀工下阪光廣

刀工渡邊吉道

維新後

薄月に、盛り氣もなし、小春空。

五世 養松軒 呼月 松窓

松岡本町 青園 鏡英

尋ねたる、春はこゝなり、梅の花

併ならで、たゞく水鷄や、月の門

伊勢大椽藤原國康 萬治三年八月二十二日、宣旨の古文書、上部篇産現に當地白崎某方に有り、其家伊勢を姓とし、世々刀工を業とす、近時家道衰へたるも、尙其系を存す。

名蹟考云、刀鍛冶 伊勢守國次、本町に住すと、あるは其子孫ならむ。

伊勢大椽下阪光廣 國康と、同人か、否か明らかならず、とにかく當地に住せし、刀工なるや明けし。

渡邊次郎兵衛尉吉道 光廣と共に、越前鍛冶五十家の中に載す、亦當地に住せし、刀工なりしならむ。上部篇産現の草工業の（節な産現せられよ）

田川奥市 大字桐の指物工にして、發明の才あり、專賣特許及實用新案の登録を得しもの數種に、上れり。

明治の二大戦役と我村

下篇 各村誌 松岡村

明治の二
大戦役と
本村

二十七八年の役には

陸軍

八名 戦死者 一名

海軍

一名

陸軍歩兵一等卒

鈴木留吉

明治二十八年三月九日清國盛京省同子溝に於て戦死

陸軍歩兵一等卒

澁谷五作

明治二十八年十一月韓國平安道義州に於て病死

三十七八年の役には

陸軍

六十九名

戦死者 五名
病死者 二名
瘡死者 二名

殊勲者 戦生 四名

海軍

從軍者

三名 病死一名

戦病死者
氏名

陸軍歩兵伍長勲七等功七級 白崎禹太郎

明治三十七年十一月三十日清國盛京省長春廳第九師團第三野戦病院に於て(傷死)

陸軍歩兵上等兵勲八等功七級 江守耕太郎

明治三十七年八月十九日清國盛京省龍眼北方角面堡に於て

陸軍歩兵一等卒 永平 初一

右同日同所に於て

陸軍歩兵一等卒 三村 金七

明治三十八年三月六日清國盛京省造花屯に於て

右 戦死者

陸軍歩兵軍曹 谷 仙 松

明治三十八年五月二十九日福井縣吉田郡松岡村極印に於て自宅療養中

陸軍砲兵二等卒 南部 正 作

明治三十七年十月五日清國盛京省曹泥窪兵站病院に於て

海軍四等水兵 小玉松 太郎

下篇 各村誌 松岡村

右病死者

共に是れ皆靖國社頭永く國家に祭祀せらるゝ幸福の人
生存せる殊勳者としては左の人々あり

- 陸軍歩兵曹 長勳七等功七級 牛首藤次郎
- 同 同 軍 曹勳七等功七級 西藤清吉
- 同 工兵伍 長勳八等功七級 齋藤彌壽郎
- 同 歩兵上等兵勳八等功七級 宇隨綱市

吉野村

位置 郡の中央に在りて、山岳地の東端なり、東は吉野嶽の支脈を以て、志比谷村と境し、西は河水山ありて、岡保村に、原目山ありて、東藤島村に、連り、南は、又吉野嶽の支脈を以て、足羽郡酒生村に隣し、唯北方のみ稍、開けて、松岡村と相接す。

地勢 斯く、四境、殆ど高低の懸絶積翠を以て、圍繞せる溪谷地なるを以て、東西に狭く、南北に長し。

吉野嶽

吉野嶽又藏王山は、東南部に聳え、標高五百餘米、當國、五嶽の一なり、此山の溪水集りて、全村を縦貫し北流するものを、吉野川といふ、即ち、其末は、足羽川に注ぐ、荒川の上流なり、村内の六大字は、此川の兩岸溪谷地に、存在し、唯、吉野塚のみは、田圃稍、開けて、松岡、東藤島村に連り、山岳地と、平坦地との連絡部をなすも、其他は、普通の山地にして、最も、植林に適し、舊幕の頃には、猪谷、上吉野は、福井侯の植林地なりしなり、故に、本村よりは、薪炭木材を出すこと多し。

名蹟考云 猪谷、植山(繪圖記) 印内、植山(繪圖記)

土地	耕地反別百六十九町五反二畝六步 <small>田百五十四町四反八畝十八步</small>
宅地	十二町二畝四步、山林三百六十五町二反四畝十九步、計五百四十六町七反八畝二十九步にして、山林實に其面積の六割七分を占む。
區劃	上吉野、猪谷、宮重島、西野中、小畑、下吉野、吉野塚の八大字より成れり。
戸口	二百五十四戸、一千六百十四人 <small>男八〇一 女八〇三</small>
交通運輸	縣支辨道永平寺道は、東藤島村より來り、大字下吉野地籍にて、郡道朝倉道と交叉し、村の北部を横斷して、懸坂を越え、志比谷村永平寺に通ず、郡道藏王道

下篇 各村誌 吉野村

は、岡保村より竹箆越を越えて本村に入り、全村を縦貫して北し、松岡村本にて勝山道に合す。此道は、本村唯一の道路にして、交通運輸殆ど皆之に由る。目下修築中に属す。郡役所の此工事にして完成せば、本村の利便は實に多大なるべし。其他小畑より、岡保村坂下に通ずる小畑坂、上吉野より、志比谷村市野々に通ずる梨子峠あれども、真に鳥路樵徑に過ぎず。

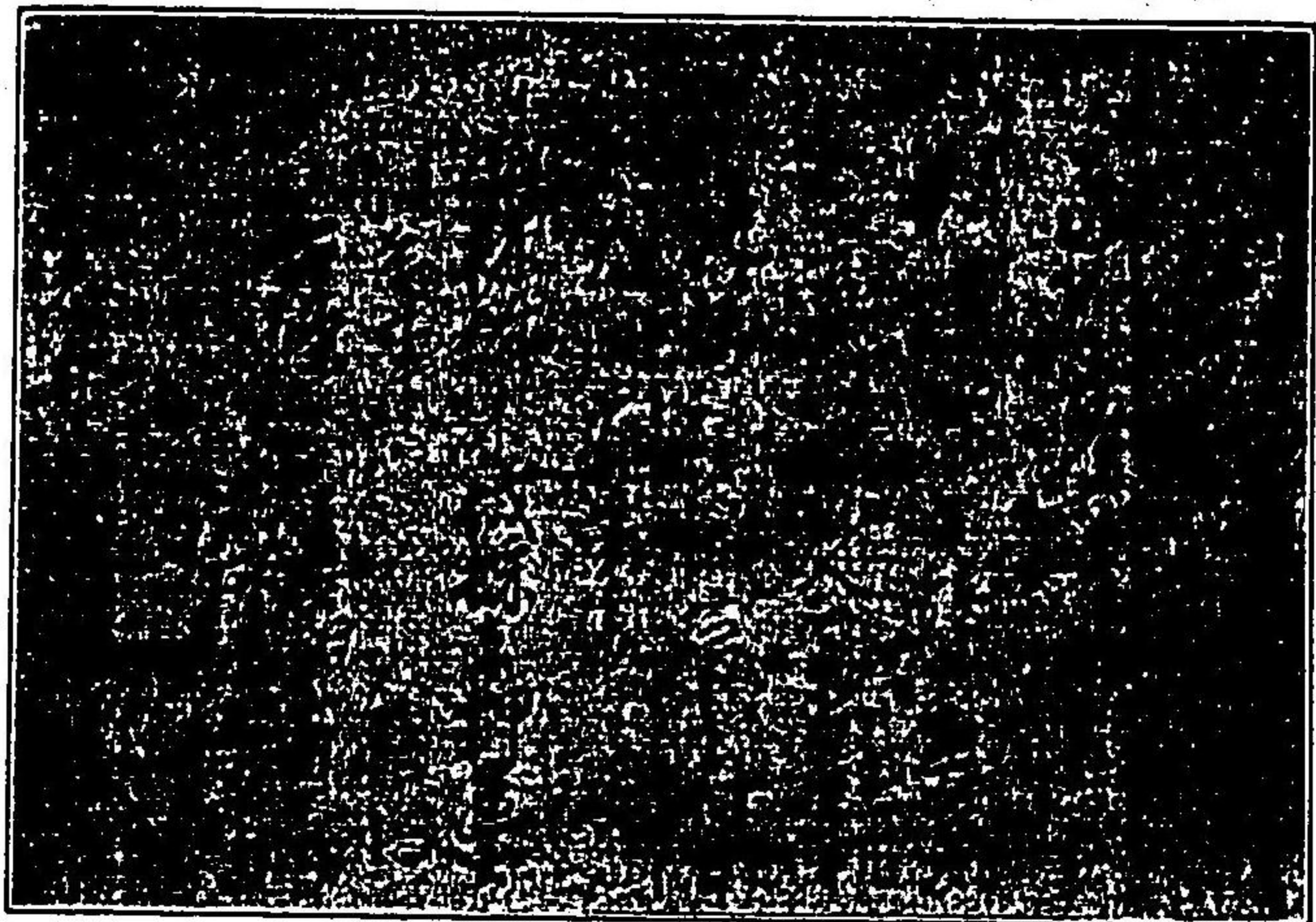
産業

産業 地は、溪谷を成し、地味は、植林及普通農作物に適し、所謂市街に遠き本村が、全部農業をなすは當然にして、其農産物は米を第一とし、三千餘石、次は、麥の千六百二十二石、大豆の二百石、小豆の二十二石等なり。甘藷は、近時の栽培に属すれども、年額六百圓に至り、養蠶は、逐年隆盛に赴き、年額三千餘圓に上り、副業の蕨、亦千五百圓を計上す。林産は、其産額木材のみにて、七千餘圓に達し、米に次ぐ。尚ほ一事の記すべきものあり、吉野嶽を構成するは、粒状富士岩にして、石材と爲すに適するを以て、吉野境にては早くより、之を切出し居りしが、明治三十二年頃より、猪谷にても、赤水成砂岩を出し始めたり、何れも、赤色堅緻の良材にして、最も石垣に適す。現時の年産額は、僅かに百餘圓に止まると雖ども、將來頗る有望なり。

石材

諸税

吉野古文書



下篇 各村誌 吉野村

吉野古文書

又戀坂の北方吉野堺の地籍は、金銀鑛を出すの見込ありて、既に試掘の許可を得たれども、未だ採掘するに至らず。

諸税 國税三千七百七十六圓十三錢五厘、縣税二千四百六十三圓八十九錢九厘、村税千八百二圓〇五厘なり。

沿革 吉野嶽頂の藏王權現祠隆盛なりし事は、全國に其名を喧傳するにても、明かなるのみならず、早く吉野之保の名ありしを、天

正の一揆騒に、村民兵難に罹り遁逃離散せしことは、此に掲ぐる古文書の還住の二字に徴すべし。されど記録散逸して、其詳細を知悉し難し。(猪谷土肥間平所藏)

唯、吉野堺のみは、舊芝原莊に屬し、昔時は、鑛物

終に合併の實を擧げ、本村の中央、即ち現在の地に、校舎を新築し、現今の名に改稱せしなり。

本村内に於ける各種團體を擧ぐれば左の如し。

青年團

青年夜學會

學齡兒童保護團

在郷軍人團

社 寺 神明神社 天照大神 大字 猪谷に在る村社なり。

社 寺
村社五あり

日吉神社 大山祇命 吉野堺の村社にして、大字 吉野堺に在り。

八幡神社 應神天皇 下吉野の村社にして、大字 下吉野にあり。

神明神社 天照大神 小畑上吉野の村社にして、大字 上吉野に在り。

大穴牟遲神社 大穴牟遲命 大字 西野中の村社なり。

光善寺

光善寺 眞宗本願寺派 大字 下吉野に在り、元平泉寺末にして、吉峰(上志比村)に居りしが、宗玄坊なるもの、運如に歸依して、文明四年改宗し、大野郡鹿谷村(本郷)に一字

名勝古蹟
墓碑
戀坂

東宮殿下
御展望所
と其碑

を建て、光善寺と號す寺門前の名残れ、後、本村血原に居住せしも、屢、盜難に罹りし故、德善寺戀坂に、跡に移り、前々住の時、今の寺地に移りたりといふ。
名勝古蹟墓碑 戀坂 福井市より、永平寺へ赴くの途上、本村、大字、吉野堺より、志比谷村、大字、寺本京善の方へ越ゆる坂路なり、此坂は、もと、頗る峻険にして、交通困難を極めしが、明治二十年の頃、永平寺費用を投じ、水谷天爵、其一部分の土工を助け、之を修整し、後、縣支辨道に編入せられ、爾來、修繕を怠らず、遂に現時の坦道となれり、登り路の中央左方に、稍、展開せる所あり、眺望絶佳なれば、本年、東宮殿下の行啓に際し、此處に、御展望所を設け、且、其御



戀坂御展望所眺望



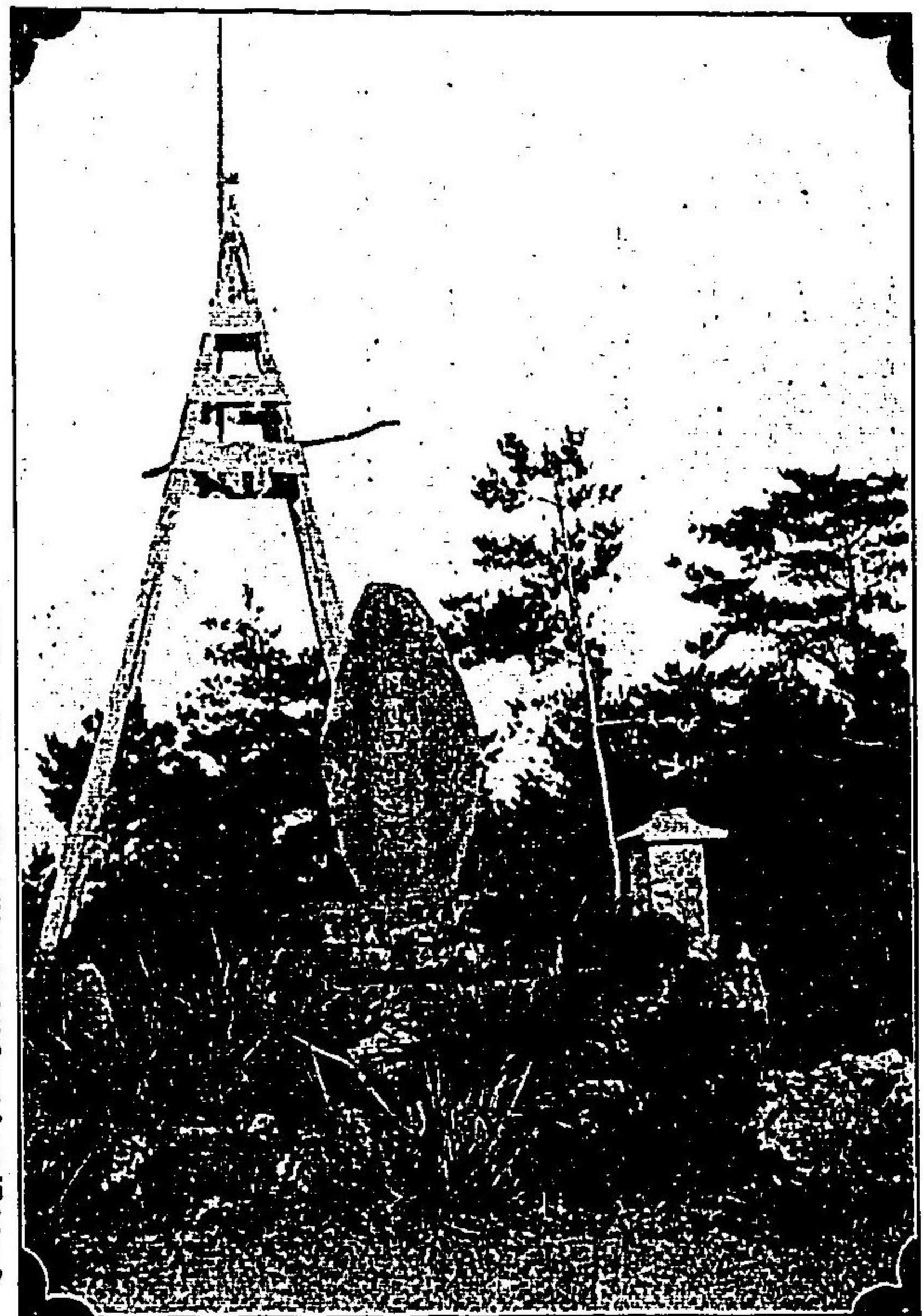
戀坂御展望所土工試蹟

下篇 各村誌 吉野村

跡に記念碑を樹て、永く郡民をして皇恩の遍きを知らしむる豫定なり而して其地

均は沿道各村の青年團の赤誠によりて成れり。

名蹟考云 ある人、此の坂にて狂歌よむ僧に行逢ひ吸筒の酒をすゝめて一首よめといひければ、
鳴鹿 鹿とて、ひとつく
なるか 志比まかひ、む
めたと、まひまかひ、む
かふあひつきこなた
まつなか。
見渡すべき所々を云つられたり。



坂上刈田 磨の墓

(左方に高きは陸軍陸地測量部の三角點なり)

坂上刈田磨の墓 大

字吉野境の地籍懸坂の北上五町石船山と稱する阜丘の頂に在り墓下に石棺を藏む享保年間土民管て之を發掘せしと傳ふ後明治十三年、風雨の爲に自然、棺蓋現は

れしかば、其四月官吏臨檢し、十月更に再檢せしに、坂上刈田の四字を發見せし故、翌年、官に請ふて、山麓に社殿を創立し、坂上神社と公稱するの許可を経ると共に、碑を石棺を藏むる古墳上に建て、歲時之を祭祀することゝなれり

碑陰には左の數十字を刻す、

〔續日本紀〕曰、延暦四年十月申

戌、左京大夫、右衛士督、從三位

坂上大宿彌、刈田麻呂、爲越前

守、五年四月戊戌、薨、時年五十

九、

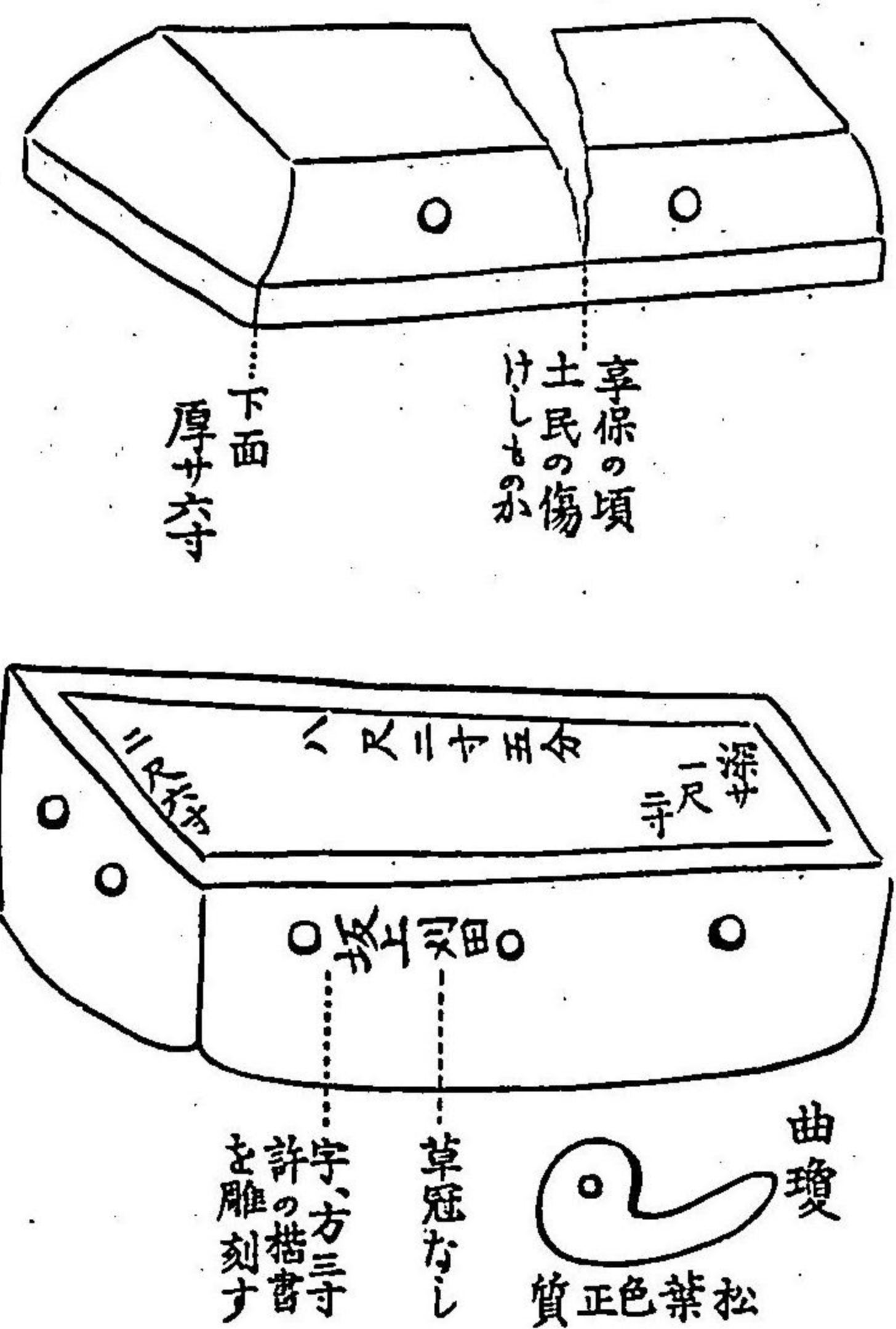
明治十三年十月二十日、村

民發見石棺々腹有坂上刈

田之四字因知爲公、乃建石干其上以表之云、

墓後三尺許の處に明治三十九年八月、陸軍陸地測量部三角點を建設する際再び石

下篇 各村誌 吉野村



坂上刈田
麻呂石棺
未發見の類

棺を發掘せし、氏名年代不詳。

坂上刈田麻呂公石棺發見之顛末

越前國吉田郡松岡ノ南吉野境村ノ東三丁許ニ宇石船山ト稱スル同村ノ持山アリ其頂ニ往古ヨリ大ナル石棺ノ埋ミアリテ何人ヲ葬シヤチ知ル者ナシ今チ距ル百數十年前享保ノ初トカ同村民六七名カ此石棺ヲ發掘シ蓋ヲ穿テ見ジニ内ニ甲冑ヲ帶セシ人體ノ儼然ト恰モ生ケルカ如キモノアリ空氣ニ觸レテ條々解體セリト之ヲ見シ者ハ一時大ニ恐怖セシカトモ徐ニ棺内ニ遺レル金銀珠器ノ類ヲ取出シテ石棺ニハ土ヲ覆ヒ匿キ器物ハ尙ニ他邦ニ賣却セリト後チ此者等ハ癩病ヲ發シ數年ノ間ニ妻子ニ至ルマテ盡ク死絶セリト傳フルトコロ並ニ越前名蹟考ノ載スル處ニ據ルニ爾後ハ其靈附ノ著ルシキヲ懼レテ村民等モ石棺ノ在ル所ヲ避ケテ近ツクモノナカリシカ石棺ハ年ヲ歴ルニ隨ヒ風雨ノ土ヲ剝ギ去リ棺蓋殆ト土上ニ露出セントスルニ至レリ同村ノ有志田中儀太夫、末永平七同正等之ヲ慨嘆シ各發起者トナリテ石棺ノ上ニ厚ク土ヲ盛リ且祠宇ヲ設ケ之ヲ祭ラン事ヲ欲シテ松岡警察分署ヘ其旨ヲ届出テタルカ其祭ラントスルニ石棺ハ何人ヲ葬シモノナルカ分明セサルノ故ヲ以テ聽許セラレスニ於テ有志者ハ其分明ナランコトヲ切望シ更ニ郡役所警察分署長代理中村立榮等監臨シ又別ニ藤島神社宮司大館尙氏ヲ請シテ石棺ヲ發見スルノ旨ヲ恭ク其靈ニ告ケ鐵鋤ヲ淨メテ棺蓋上ノ土ヲ除キ蓋ヲ發ラキテ檢スルニ棺内ニ土ニ濕シ人骨尙存シ綠色ノ曲瓊一顆刀身甲具ノ朽腐セルモノ數片アリシノミニテ何人ヲ葬リシモノナルカ分明ナラス會々

時日没ニ際シ其他ヲ檢スルノ迫ナク石棺ハ元ノ如ク爲シ棺上ニ厚ク土ヲ盛リテ一行ハ下山セリ有志者ハ遺體ニ堪ヘス尙更ニ石棺周圍ノ土ヲ悉ク除キテ仔細ニ檢シタラシニハ或ハ分明ナルコトアラントテ再ヒ郡衙警察署ヘ申請セリ依テ同年十月二十日郡書記八田亨、松岡警察分署長松本時敏等監臨シ且藤島神社神官代理藤田傳來リ靈前ニ於テノ申告鐵鋤ヲ淨ムル等初ノ如クシ準テ今回ハ始メニ棺蓋ノ土ヲ除キツ、アル其間タニ棺側ノ乾ノ方面ニ坂上刈田ノ四文字楷體ヲ以テ分明ニ彫刻シアルヲ見出しタリ其文字ヲ檢スルニ大サ方各三寸許ニシテ自ラ古ノ筆法ヲ存セリ有志者編々奮ツテ石棺周圍ノ土ヲ悉ク除キ去リ尙能檢シタルモ此四文字ノ外ニ彫刻セルモノナシ然レトモ幸ニ此四文字ノ彫刻アリシニ據テ坂上刈田麻呂公ヲ葬シ石棺ナリシコトハ是ニ於テ明白ニ知得シ有志者ノ切望初メテ遂シ歡喜云フヘカラス石棺ヘ鄭重ニ土ヲ盛リ高ク封シ假リニ周圍ヘ竹柵ヲ設テ敬禮シテ一行ハ下山シタリ斯クテ郡長警察署ヨリハ各其顛末ヲ縣令ヘ上申シ縣令ハ又其旨ヲ内務宮内ノ兩卿ヘ具申スルトコロトナレリ而テ有志者田中末永等ニ於テハ歡喜ノ餘リ大ニ奮發シ此際緊牢ナル墓碑ヲ建テ且祠堂ヲ築キ一ツノ神社ト爲シテ永世之ヲ祀ランコトヲ八田亨、大館尙氏ニ圖ル兩氏亦其志ノ奇特ナルヲ嘉賞シ大ニ斡旋スルトコロアリ同年十一月石船山石棺ノ上ニ墓碑ヲ建テ又官ニ請フテ其體ニ社殿ヲ創立シ坂上神社ト公稱スルコトノ許可ヲ得テ附後歲時忘リナク刈田麻呂公ノ靈ヲ祀ルコトトハナリヌ史ヲ按スルニ延暦五年公ノ薨ヲ距ル今明治十三年迄實ニ一千九十五年ナリ久シク不明ニ屬シ既ニ湮滅ニ歸セント

下篇 各村誌 吉野村

坂上列田
麻呂傳

シタル公カ石棺ノ所在ニ至テ分明シ而テ建碑創社誠公稱ノ官許アリテ歲時之ヲ
祀リ公カ石棺ノ在ル所ヲ後世ニ表明スルニ至リシハ偏ニ有志者田中末永等ノ熱心盡
力ニ由ルモノナリ今是ニ發見ノ蹟未チ記スト共ニ公ノ列傳其他國史等ニ著ハレタル
モ抄録シ石棺曲瓊及墓碑ノ略圖等併テ左ニ之ヲ附記ス
明治十三年庚辰十二月
大日本史卷一百二十一
坂上列田麻呂列傳曰坂上列田麻呂阿智使主後也祖父大國右衛士大尉父大養少以武力
稱聖武帝甚寵昵之至從四位下左衛士督及帝崩大養以被殊遇與右兵衛率鴨麻呂請守
山陵孝謙帝憐其志特許所請下詔褒之授正四位上賜封百戶寶字初歷播磨大和守八年卒
年八十三列田麻呂寶字中爲授刀少尉惠美仲麻呂反遣子訓備麻呂遣奪鈴印劫田麻呂奉
詔與將曹壯鹿島足射殺訓備麻呂以功授從四位下賜姓大忌寸補中衛少將兼甲斐守神護
中授勳二等賜功田二十町傳其子寶龜中以告道鏡奸計被正四位下爲陸奥鎮守將軍補中
衛中將年餘作近衛具外中將五兼安藝守癸日槍前忌寸之祖阿智使主輕島豐明宮取字串
十七縣人民歸化詔賜大和高市郡槍前村而居焉他姓者十而一二請以槍前忌寸任郡司許
之按本實此云槍前忌寸祖阿智使主又云臣等阿智數年兼丹波守天應元年兼右衛士督延
曆中坐水川繼事奪職數月復右衛士督歷伊豫備前等守坂上氏世以武顯列田麻呂等騎射
宿衛宮掖歷事數朝帝殊寵遇賜封五十戶四年兼下總守被從三位上表百臣等本是後漢
靈帝孫阿智王之後失先祖之王族冒下人之卑姓忽請改忌寸賜宿稱天恩矜察備垂聖聽所

八田 亨誌

坂上列田
麻呂公之
附歷

謂寒灰更煖枯樹榮也於是坂上內藏平田大藏文調文部谷民佐太山口等十六人皆賜宿稱
是歲爲左京大夫餘官如故五年薨五十九 呂櫻日本紀○按系圖載七男石津麻呂外諸人田村麻
不取子田村麻呂自有傳

淳仁帝

天平寶字八年九月乙巳授外從五位下賜大忌寸十月癸未兼甲斐守(續日本紀卷二十五)

天平神護元年正月己亥授勳二等 卷二十六

同二年二月丁未賜功田二十町傳其子 同二十七

稱德帝 神護景雲二年授從四位 同二十九

光仁帝 寶龜元年八月壬子授正四位下九月乙亥爲陸奥鎮守將軍 同三十

同二年閏三月戊子爲中衛中將兼安藝守 同三十一

同八年十二月丁酉爲兼丹波守 同三十四

天應元年四月癸卯授正四位上五月乙丑爲右衛士督丹波守如故 同三十六

桓武帝 延曆元年閏正月壬寅坐水上川繼事解其見任五月戊戌爲右衛士 同三十七

同三年三月乙酉爲兼伊豫守五月丙戌被遣於山背國相乙訓郡長岡 同三十八

下篇 各村誌 吉野村

村之地爲遷都也

五〇二

同 三十八

同年七月壬子爲兼備前守

同

同四年正月辛亥爲兼下總守二月丁丑授從三位六月癸酉賜姓宿禰七

月己亥爲左京大夫下總守右衛士督如故十月甲戌爲兼越前守

同 卷三十九

同五年正月戊戌薨年五十九

拾遺錄云石船山 松岡の南の山を云此頂上に石篋あり由来不知

名蹟考云 素戔按するに昔何れの頃の事にや、按民とも、古人の家を、掘發き其石棺を其儘蓋置けるものなるよし、此石棺の蓋は、福井口、往還の江川にかゝれる、石橋の石板の中に交りてありといふ、因にいふ、享保の始頃の事とかや、吉野界村の者共六七人、永平寺道戀坂の山にて、石棺を掘出し、開き見れば、内に甲冑の人あり、威怒生るか如く六七人の者共恐怖氣絶するほどなりしか、朝日に霜の消る如く、風にあたり滅失せしとぞ、按民とも残り留りたる、金銀銅鐵の類をわがちとり、元の如く埋藏め、糞便に隠し濟しけるとなり、然るに、右の者ども年々に癩病となり、妻子に至るまで數年の間に、悉く死絶に成けるよし、松岡の故老の話をきけり。

吉野嶽

吉野嶽又藏王山 大字上吉野に在り、山頂に藏王權現の小祠あり、奈良朝時代の名僧、泰澄大師の草創せし所と傳ふ、昔時は、此山に堂宇存せしを、天正年間一揆の爲め、亡ぼされたりとぞ、今も麓には、華表立ち、又大字の舊名をば、院内といへりき、其祭

日は、陰曆三月十八日(泰澄入寂の日)にして、全村休業す。

名蹟考云 吉野嶽、藏王權現、本地三尊、釋迦彌勒、觀音、里民云昔は坊舎七宇有しよし、印内は、もと院内なり、天正一揆の亂に、退轉すと。

名勝志云 吉野山、吉野村の上にあり、泰澄大師、和州吉野山、藏王權現、勤晴の靈山なり、尊像は、即ち、大師の彫刻なり、麓の里を、吉野印内村と云、山下の華表より、拾二丁、九折の坂路なり。

跡雁記云 吉野嶽と云ふは、藏王權現の宮あり、かよしの、吉野山に、なそらへしとかや。同注考云 森、南北五十八間、東西四十六間。

寺院書上云 杉木森、何も大木なり、森之内、御手洗池、六尺四方、水七尺。

按に此山が、泰澄大師の草創なるは、是を山上に踏み入るゝ者の知り得るところ、又五山のの一として、吉野藏王の名は、全國に著はる、而して、天正の騷に、燒き亡ぼされしと前に掲げし古文書にて、明らかならん。

泰澄大師小傳

泰澄行基に教ふ 泰澄の宗旨は南洋

元亨釋書十五方應篇云 釋泰澄、姓三神氏、越之前州、麻生人、自鳳十年六月十一日生

、神隱景雲、三年三月十八日、結伽跣座、定印而化、年八十六、

同書云 神龜二年、行基法師、登白山、基見證微笑、如菩薩、幸聞神化、普心足矣、欸密去、在野僧として、成功し、本地垂迹の基を爲せしこと、知り得て餘あり、

前田慧雲博士曰 泰澄大師の宗旨は、密宗、即ち眞言なるべし、役の行者の密呪を、持するを以ても、明かなり、(元亨釋書)を見るに、大師の眞言たることを知るに足る、然れども、泰澄

下篇 各村誌 吉野村

五〇三

より舶來の密旨なりとの説

大師の世、即、持統天皇九年の頃、我國密教傳來以前なりとす、密教の傳來は聖武天皇の時代なり、眞言末支那より傳來せずして大師、早く密呪を受持せしとすれば、大師の眞言は支那朝鮮以外より傳來せし者たらざるべからず、是に於て、予は、此を南洋諸島よりの傳來ならんと思惟す、今、其考證とすべきは、紀州、岬の湯の温泉なり、此湯は佛像の胸中より進出せり、而して、此處に、禪行者といふものあり、これ、亦、眞言の受持者にして、傳にれば、景行天皇頃の人なり、此時分に渡來せしとすれば南洋より舶來せしものといふの外なし、云々。

舟ノ木沼

舟ノ木沼 大字猪谷に在り、細志云村より、西へ五町許隔たりて、舟の木といふ沼あり、長さ十八間幅七間許、舟の形なり、往昔此邊いまだ海中なりし時、唐船乗沈みたる形、今に残る山なり、古來より、不耕空地とす、今も、島の端など踏は動く由惣して浮たる所なりと云ふ、野は渡野にありと按に、吉野は渡野にありと按に、吉

戸倉城跡

戸倉城跡 小畑(村)より、三町許、南方山上に八九間四方の所あり、福井より二里許。

血原

血原 大字下吉野に在り、古戰場なりと傳ふ、津原にあらざるか他村にも此名ある所あり。西野中の一木杉 大字西野中の北方、田中に、大なる杉一本あり、昔は三木ありしにや、今に傾謠を存す。

薄墨櫻と古碑

俺は、野中の三本小杉、二本さられて、俺ひとり。

薄墨櫻 大字島の西方、山麓に在り、舊一大櫻樹ありしが、何れの頃か枯れ、今は、一小孽を存するのみ、此處に一石標あり、高さ三尺許、形状奇古、四面に梵字を刻す。

村民云 昔時此處に、一踏俵流窟されしより、島の名も起り、又其時、從者七人なりし故、今も、戸數七軒より多くなるとを得ず、此地より一草を採るも祟あり、又石標を觸むると、かく、山緒ありげなれども、群にするを得ず。

人物 三友軒自空

大谷平牛の説 吉野の名より推すに、或は、尊其親王の墓ならん乎と、福井、木覺寺、歳時詠經に來る例なりとか、尊其親王、金崎に死せしとの説は、早くより行はれ、越前、あるを證し、三友軒自空、長左衛門、永平寺に杉松を栽う、寛延の頃の人にして、蓋し篤信の隠者なり。

三友軒自空、栽杉若干於我山、致隨喜之勝、因甚多矣、此澤豈空也、以一律紀之。善哉山標、可謂栽松翁、非是海先湯、我人頭自空、齋僧無限、福供佛出離功、不以利名意、天性隠士風。

救大清撫國禪師現永平地 承天(土肥長左衛門所藏)

明治の二大戦役と本村

明治の二大戦役とは 二十七八年戦役には

下篇 各村誌 吉野村

從軍者

從軍者 五名

(受勳者勳八等二)

五〇六

明治三十七八年戰役には

陸軍

從軍者

三七名内

戦死 二名

殊勳者 生存 一名

海軍

從軍者

三名

陸軍歩兵一等卒勳八等

齋 内 與 作

明治三十七年九月十九日清國盛京省龍眼北方角面陸に於て

右 戦 死

陸軍歩兵一等卒勳八等

青 柳 清 松

明治三十九年一月二十八日金澤豫備病院に於て

陸軍輜重輸卒勳八等

濟 川 佐 太 郎

明治三十七年九月十四日清國青泥窪兵站病院に於て

右 病 死

戦病死者
氏名

殊勳者
氏名

共に是れ皆靖國社頭永く國家に祭祀せらるゝ幸福の人。
生存せる殊勳者としては、左の一人あり。

陸軍歩兵一等卒勳七等功七級 館 岡 太 夫

五領ヶ島村

位 置

位 置 本村は、郡の中央部の北に在りて、九頭龍河身の洲なる、五大字と、其の支

流の北に飛在する二大字より成り、北は、坂井郡、鳴鹿、高椋二村に隣し、西は、同郡磯部
村に境し、南は、河を隔て、松岡、東藤島の二村及び下志比村と相對せり。

地 勢 既に、河身の洲たるを以て、其上流、即ち東は、稍、高きも、概して平坦にして、
所謂沖積層なるを以て、地味肥沃、諸作物に適し、加ふるに、十郷、春近用水の咽喉の地
にして、水利の便甚だ宜し。

土 地 東西約一里、南北約半里、反別二百三十六町六反四畝二十七步にして、其
内、田反別は、百六十八町餘、郡村宅地十二町四反四畝二十六步、畑其他の雜地五十六
町餘なり。

下篇 各村方 五領ヶ島村

五〇七

區劃

本村は、上合月、下合月、末政、兼定島、渡新田島、樋爪、領家の七大字より成れ

戸口

二百六十六戸

千五百四十三人

男 七百九十六人
女 七百四十七人

交通運輸

交通運輸 されば、從來交通は不便を極め、渡舟を以て、僅かに、四方通ずるに過ぎざりしを、明治二十九年、兼定島の奥野清九郎、同利八、松田六平、寛作之丞、秋野工、末政の木戸七十郎、竹内磯右衛門、黒田吉平、北島吉良平等發起して、遂に、村費四千九百九十圓、四十六錢三厘を投じて、九頭龍川の支流に、長さ八十七間八分幅一間六分五厘の橋梁を架設することとなり、三十年十月竣工、御陵橋と名づく、之れ東藤島村より、坂井郡鳴鹿村併に九岡町に通ずる、郡道朝倉道に架するものにて、爲めに車馬の往來も、自由になりしが、南の方九頭龍川の本流は、水勢激甚にして、未だ架橋することを得ず、僅に、上合月、末政の二大字に、渡船場各一ヶ所ありて、僅に往來の人馬を通過せしむるに過ぎず、故に、一朝増水の際は、交通を絶つこと往々なるを以て、目下架橋の計畫あり。

産業

地肥え、作物の栽培に適するを以て、全村殆ど農業に従事す故に、産物は

木綿

之に伴ひ、米、三七九〇石、麥、二八七一石、大豆、一二石、小豆、九石、菜種、四八石、紫雲英、一六一石、葉藍、五六石、羽二重、一九二石、木綿、三〇〇疋、温純、三〇〇疋、鮎、二〇〇〇疋、をいだす、而して、其内、二三の特記すべきものあり。

木綿 近時は、其製織非常に衰へ、僅に副業として、少額を出すに過ぎざるも、舊幕時代には、合月木綿の名、全國に聞え、盛に之を出したるものにて、其盛衰所因なきにあらず、本村内、樋爪は、舊九岡領なりしなるが、該藩は、綿絲を農家の副業として、非常に奨励、保護を加へ、

丸岡車に、文殊、福井の名工の錘で、絲の出んのは、手のわざ。

といふ但、謠さへ存し、其名は、京阪地方に高く、隨て、之を製織したる、合月木綿も、亦名高かりしが、今や、廢藩、保護絶え、加ふるに、機械紡績絲に、壓せらる、其衰へしも、亦世の趨勢のみ。

紫雲英

紫雲英 明治十八年頃、農商務省は、其公報に詳述して、其栽培を奨励せしが、本村に於ても、同二十年九月、大字兼定島の多田金三郎、其種子一升を本縣より受け、栽培し、始めしに、漸次全村に及び、盛になりしかば、金三郎は、縣農會より表彰されしが、昨

眞雪草紙云 一、是は、當家の事にあられども、越前國中のことたるを以て、茲に記し置ぬ、丸岡藩主、有馬家の祖先は、元肥前を領したり、鍋島家とは讐敵なりといふ、夫故近年迄は、たとひ營中にて、鍋島に出あふとも、時宜することなく、營中にて、右様なれば途中にても、相等の禮義も互になさずと、是祖先以來の舊慣なり、故に、毎年正月元日未明に必天守即櫓に一人登り、肥前佐賀鍋島の方へ、大筒といふ大砲を向け、玉なし一發を放つを例とす、祖先以來の仕來なりといふ、今は祝砲を打なれど、是は舊砲なりと、兼々人より承ると、有馬道純藩主丸岡笑ふて余に語れり。

と舊慣の可笑さに茲に付記しぬ、勝山小笠原侯は、美濃の垂井なる、足利春王安王の墓を避けて、館を伏せ、裏道より走り通られしは、却て見事なりしと、彼地にて一老人より聞けり、舊習慣例を費へる舊幕時代には、定めて各處に面白き慣習も存せしなるべし、領家は本多領にして、維新の際まで、阪井郡木部村高柳に在りし代官所に支配されしなり。

高柳の陣屋

○高柳の陣屋 鬼作左の名は、(近古史談)を讀む者にすら知らるゝ、本多作左衛門重次の男成重(松平秀康の家老四萬六千石丸岡城主)の二男大膳亮重春に、寛永三年、三千石被下、御旗本に被召出しかば、此處に陣屋を置きしなり。

されば此大字、元丸岡本多の領地なりしならむか、丸岡本多は、元和九年、爲直參、重能重昭重益と相傳へしに、元禄八年三月二十日、家中騒動の儀に付、領知被召上、直に後を受けて、有馬家就封せしなり。

○高柳の代官に海田盤處といふ、書畫用左手奇趣益加、爲世所愛重、畫家あり、(畫家人名辭書)矢島立軒の作りし其詳傳を載す、想ふに此大字も世では、此名畫家に支配されしなるべし。

明治初年の大小區時代にも、十七年聯合戸長時代にも、本村は、其區域、現時の如くにて、上合月の勝見海之進、末政村外六ヶ村戸長に任ぜられ、明治十七年八月二十六日より、同二十二年五月七日まで勤績せしが、町村制實施現村名となりし以來の村長は左の如し。

村長	自明治	至	兼定
上合月 勝見海之進	二十二年五月	二十三年五月	松田六平
下合月 森塚半右衛門	二十七年五月	二十八年四月	勝見海之進
(臨時代理) 上合月 勝見海之進	二十八年四月	二十八年六月	松岡村室(同前) 豊島半之進
兼定島 松田六平	二十八年六月	二十八年十二月	兼定島 松田六平
兼定島 前川喜平	二十八年十二月	二十九年八月	榑爪 前川喜平
兼定島 多田金三郎	二十九年八月	三十年三月	兼定島 多田金三郎
兼定島 五領ヶ島村	三十年三月	三十年八月	兼定島 五領ヶ島村

自同 四十年三月 (再任) 兼定島 多田 金三郎

村役場

村役場 は、末政區地籍二十三字十番地に在り。

巡査駐在所

巡査駐在所 は、同區地籍十七字十八番地に在り。

教育

教育 本村の學校は、明治六年の創立にして、其當時は、兼定島平慶寺内に授業を開始せしが、同七年一月より、同九年二月まで、民家を借りしも、不便と、陝隘とのため末政區へ新築して、末政小學校と稱せり、然れども、事情の紛々たるものありて、同十二年四月、兼定島、下合月の兩方に分れしに、二十年四月、亦二校を合せて簡易科五

小學校の創設

領小學校となし、同二十五年に、尋常小學校となり、同三十年五月、復、陵東、陵西の二校に分離したるに、昨四十一年九月、復合併して兼定島地籍三十六字に校地九百坪を選定し、新に校舍を建築し、御陵尋常小學校と稱することゝなれり。

御陵尋常小學校各種の團體

本村に於ける各種の團體は左の如し。

青年夜學會

村教育會

學齡兒童保護團

耆老會

一處女會

在郷軍人團

村農會

佛教青年會

平慶寺院

寺院 平慶寺眞宗大谷派大字兼定島に在り、縁起云、往昔、帝王市島入道(御名年

代不詳)平泉寺に遷座したまひ、後難を此地に避けて、崩じたまふ、其茶毘し奉りし處

即ち帝王三昧にして、御陵は、今の末政區に設け奉れり、爾時、帝に隨從し來りし、平泉

寺の祐定法師、宮趾に一字を建て、帝の菩提を弔ひしもの、此寺にして、當時は、天台宗

なりしが、逆如上人吉崎留錫の頃、住持祐順、上人に歸依して改宗せりと。

御陵は、數次の洪水のため流失し、今は、唯一部の條を止め、當寺之を護るのみ、寺域中

宮趾百三十坪は朱印地にして、維新まで免租せられ居たりしと。

當寺、亦左の制狀及び祐全法師の像を藏すといふ。

(制 狀)

一、當寺門前諸殺免許之事

下篇 各村誌 五領ヶ島村

一、於境内不可剪採竹木事
 一、於寺内門前鷹を遣鳥を指問敷事
 一、無所用者門前に不可立徘徊事
 附弓鐵砲可爲停止事
 一、狼籍人走込候時及案内可隨其儀事
 右條々可相守若違犯之輩者速可處嚴科者也仍而如件

貞享四曆卯七月
 昌 勝 印

一、兼定島田地之内之川祐全へ被下置候間脇より寺江無斷我儘任間敷事
 一、魚築役運賃御赦免被遊候事
 右之趣御意以堅申渡者也

傳ふ、貞享年中、松岡藩主、即領主、松平昌勝、鳴鹿附近に、漁獵の際、釜が淵の難あり、命危かりしかば、侍臣、急を當時本寺の住職たりし祐全に報ず、祐全馳せて之を救ふ、昌勝之を賞して、右の制狀等を與へ、且祐全の像を座右に置きしを、其卒後、本寺に下與せられしなりと。

影響録云 其頃物頭役に、粟田市兵衛といふ人ありしが、是も水練の達者にて、御水あひの御相手にいつも出たりしが、深き處に立遊にて、御湯濱を被召上候に、粟田も同じく立泳ぎにて配膳をなしけるが、昌勝君、御膳を召上られ候と、其儘、御腹を御つけありて、只遊ぎに遊ぎたまひしに、粟田は、其儘御膳を持歸りしとなり、或時、志比境の深淵へ、御入りけるに、如何したりけむ、御沈みなされ、云々

と以て、血氣の若殿様の水泳を見るべし、其若殿様に、遊般の事なしとは限らざれど、左の漸と、餘りによく似かよへれば、参考のため轉載す。

眞雪草紙云 昔、探源公、吉忠、南川若宮淵に、大鉢の住居せしを聞たまひて、火矢を水中に射放ちたまふ、跡途天暴風雨にてあり、市波本向寺(四本願寺派にて、腹籠り御供申て、歸城したまふとかの傳説あり、又鉢が坊主に化して、本向寺へ参りしといふこともあり、全く無根の説に似たれども、公の若宮淵へ火矢を射放し、又此日跡途天暴風雨のありしは、無間遊事なり、然共、鉢の化したる杯は、とるにもたらざる説なりと、(國事叢書)に見えたり。と聞く、此日俄に大雷雨、黒雲、霧を捲き、今にも攫み去らむとす、從士皆自刃を誓上り、横へて防せむ、本向寺主祐忍、馳せ付けて七條袈裟を以て、轡を覆ふ、雲雨忽晴る、公大に喜び、祐忍の木像を作らせ、座右に置き、常に同室對語を許され、且祐忍の請にまかせ、殺生禁斷の制札を賜ふ、後ち、其木像は寺にたまはり、現存し、公の下されし制札は、寺の門外に掲げ、蒔藩時代には、同地方にて、手習始は、彼の制札なりしと、(名蹟考)に據れば、釜ヶ淵の上に、ソカア、ヤ淵あり、事實と住僧の名と、さては淵の名までも、似たりや、似たりといふべき哉。

下篇 各村誌 五領ヶ島村

圓壽寺

圓壽寺日蓮宗 大字上合月に在り、元天台宗にて、平泉寺末なりしが、文永年中當時の住職、松運院源俊日蓮上人に歸依して、改宗せりといふ、甲斐身延山久遠寺の末寺にして、上人の眞筆、其他の寶物を藏すとぞ。

東珍坊

東珍坊眞宗 大字樋爪に在り、蓮如上人來錫の時、當時の住職、歸依改宗したる眞言宗の古寺なり、其住職は、上人弟子中四坊の隨一たる東珍坊慶信法師にして、寶物には、上人の眞筆、其他を藏すといふ。

古蹟

古蹟 五基の古石塔、大字上合月の東北、七八十間を隔てし處に在り、由緒不詳、口碑云、よりかね様の屋敷ありし古墳ならんと、又地下に石甃ありと傳ふるも、如何にや。

辰の内

辰の内 大字兼定島地籍に、二坪許の荒地あり、かく名づく、原四ヶ所ありしを、今は二ヶ所丈残り、口碑云、此地を開墾すれば、崇ると、崇るものを如何なれば、二ヶ所と、憾の極。

帝王三昧

帝王三昧 兼定島の西五十間許りの處に在る、四十坪程の草地をしか稱す、古來此地に作物すれば、必ず發狂し、作物を止むれば、即ち發狂も治まると傳ふるのみ。

明治の二大戦役と本村

明治の二大戦役と本村 二十七八年の役には

從軍者數

從軍者數 七 (受勳者同八七等 二)

戦病死者氏名

戦病死者氏名 三二内 戦死 一三 殊勳者 四 生存

陸軍歩兵上等兵勳八等 牧野新松

同 一等卒同 秋堂藤作

同 二等卒同 勝見平吉

下篇 各村誌 五領ヶ島村

右戦死者

殊勲者氏名

此れ靖國社頭長く國家に祭祀せらるゝ幸福の人
又生存せる殊勲者としては左の人々あり

- 陸軍歩兵伍長勳八等功七級 大西瀧太郎
- 同 同 同 大澤高治
- 同 上等兵 同 同 森山集松
- 同 砲兵同 同 同 北川石松

雜俎

雜俎 名蹟考云 一日、合月の邑人に、此洪水事をかたりしに、其人の答へけるは、吾居村は、大川の中島にあるゆへに、水の淺深は察知せずと云ふ事なし、元文庚申の水は、實に、古今未曾有の洪水にして、其後、此川筋にて、元文の水に増れる大水、有る事なし、或は、堤堰の高低、或は、橋梁の斷續により、又は、草木の艾除と、霧苔と、溝渠の浚たると、埋りたるとに隨ひ、水押となり、堪え阻む所あるものなり、下流の淺深を以て、水の量は知りかたし、上流滯障なきの地に、あらずしては、慥に試み知るべからずといへり、此言誠に必然たるべし。

志比谷村

位置

位置 本郡中部の稍、東南に偏し、東の一部は、上志比村に、東北は、下志比村に隣り、西南は、吉野村に接し、南は、劔ヶ峯一帯の峻嶺を以て、足羽郡、下宇坂村及犬野村、芦見村に境す。

地勢

地勢 概して山岳多く、四境殆ど翠巒に圍まれ、西北の一角、稍開けて、下志比村に接するのみなれば、平地は、唯僅に永平寺川沿岸に存するのみ、此川は、東南境の高峯、峻岳より發し、全村を貫きて北流し、下志比村(東古市)にて、九頭龍川に注ぐ、地味概して肥沃、農産物に適し、殊に桑樹の栽培、養蠶業に有望の地たり。

土地

土地 總反別八百九十二町五反餘歩にして、内七百二十七町餘は、森野なり。

區劃

區劃 志比荒谷市野々、京善寺本、諏訪間、山の七大字より成る。

戸口

戸口 三百十三戸 千八百四十人 男九百二十七人 女九百一十七人

交通運輸

交通運輸 山間なれども、比較的能く開け、縣支辨道、永平寺道ありて、吉野村より懸坂或は越坂を越えて、本村に來り、京善荒谷を経て、永平寺の龍門外に達す、又郡

下篇、各村誌 志比谷村

道鳴鹿道は京善にて、永平寺に岐れ、寺本山を経て下志比村に入り、東古市にて勝山道に合す。

拾遺録 梨子木峠志比市野々より吉野谷へ出。

永平寺郵便局

永平寺郵便局 明治三十五年十一月六日、志比郵便受取所と稱して創設せられしが、三十八年四月一日、之を廢し、同時に三等郵便局となり、志比郵便局と改稱せしを更に、本年七月十六日より現名を稱することとなり、全く永平寺の爲めに設置せるものなり。

創設以來の局長は

渡邊 綱右衛門

局長

産 業 村民は主として、農業を營めども、志比大工の名は、全國に著はれ、工者六十に上り、商業は、僅に十三なり、物産は、米、年額二千石、麥六百石、薪炭二千圓、木材二千五百圓を重なるものとす、又名物柄羊羹は、大字志比の渡邊綱右衛門が二年前より製出し、始めたるものにて、昨年の京都市博覽會に褒狀を得たり、産額百五十圓。

諏訪間の杜父魚は、(名蹟考)にも長さ六七寸に達す、所謂笹杜父魚にて有名なるものなる山を賦すれど、今は漁獲し得ざる山、如何なる故にや。

諸 税

諸 税 國稅二千八百五十二圓七十四錢、縣稅二千六百二十一圓七十八錢、村稅二千三百四十圓五十二錢二厘なり。

沿 革

沿 革 志比庄の名は早く鎌倉時代以前よりありて、今の上下、志比村及本村を含めるなり、道元禪師の永平寺を開きし頃は、大字志比は、僅に十六戸に過ぎざりしが、明治初年には、百二十戸に達せり、然るに現今は、又減じて九十戸となれり、舊門前村と稱し、桑を大工村と稱し、本山の管轄、免租地なりしが、現名に改めしは、明治維新後に屬す、大字市野々は、朝倉時代には、永平寺街道の驛なりしと傳ふ、字内の高二十石は、永平寺の領なりしも、其餘は他の諸大字と共に、福井領たりしなり、大字荒谷は、市野々の桑なりしものにて、分離せしは、維新以後なり、舊幕時代の、大庄屋は、赤井吉右衛門、郷長は大谷國太郎なりしが、敦賀縣の頃には、第十六大區に屬し、官選戸長の時代にも、現今の區域にて、一役場を成し、戸長は、渡邊勘右衛門、小島甚右衛門、小林貞實なりき。

村 長

明治二十二年市町村制實施に際し、本村を組成し、爾來選出されし村長は左の如し

自明治二十二年五月
至同二十五年四月

三好 甚右衛門

下篇 各村誌 志比谷村

至自	明治二十五年三月	中川 平右衛門
至自	同 二十六年四月	渡邊 平右衛門
至自	同 二十九年四月	坪川 次平
至自	同 三十三年四月	田中 無二夫
至自	同 三十六年八月	(村長職務管掌郡書記) 吉 山 齊
至自	同 三十九年十一月	渡邊 平右衛門
至自	同 四十二年十一月	田中 彌三兵衛
至自	同 四十四年十一月	竹澤 勘兵衛
至自	同 四十二年五月	

村役場 是、町村制實施後數年は、民家を借り受け、之に充てしも、三十一年四月大
 字京善の中央に新築す、即ち現今のものなり。
 巡查駐在所 是、明治二十三年十二月、大字京善の西端、永平寺道側に、建てしもの
 にて、始め、京善巡查駐在所と稱せしが、三十五年よりは、志比谷村巡查駐在所と改稱
 されたり。

教育 明治六年、荒谷小學校を荒谷に創設し、同十一年十一月、善本小學校を京

小學校の 善に設け、村内にて二校となりしを、二十五年合併して、一校とし、志比谷尋常小學校
 創設
 と稱し、京善に置きたり、三十九年十月、陝隘の故を以て、本校を市野々に分教場を設
 訪間、志比の二ヶ所に置くこととなり、四十一年本校及分教場を新築し、益、發展の機
 運に向ひつゝあり。

各種の團 本村に於ける各種の團體は左の如し
 青年夜學團
 學齡兒童保護團

- 村教育會
- 在郷軍人團
- 村農會
- 消防組合

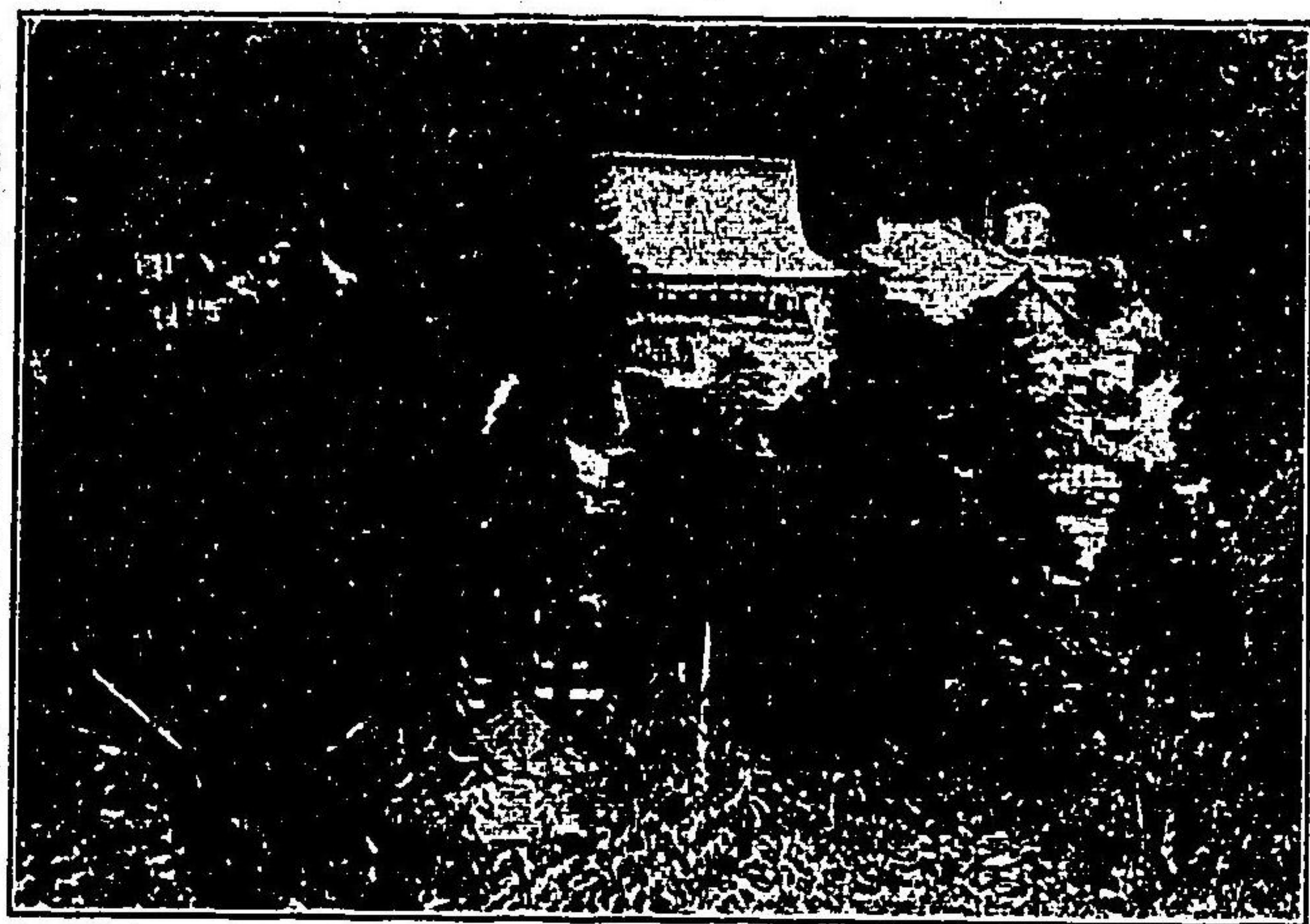
社 寺 吉祥永平寺 曹洞宗 大本山 本村大字 志比にあり、寺域、總て六千二百八十
 坪、境外所有地、田二十餘町、山林百餘町、建物は總て二千八百餘坪、殿堂、楹立して、輪奐
 の美を盡し、廊廡、透迤して、壯麗の妙を極め、其規模は、雄大、其建築は、蒼古、實に、北陸無
 雙の大紺林なり、先づ龍門を入れれば、地寂に、境靜に、一種の道風、身心を洗ひ、更に進め

下篇 各村誌 志比谷村



下篇 各村誌 志比谷村

概況

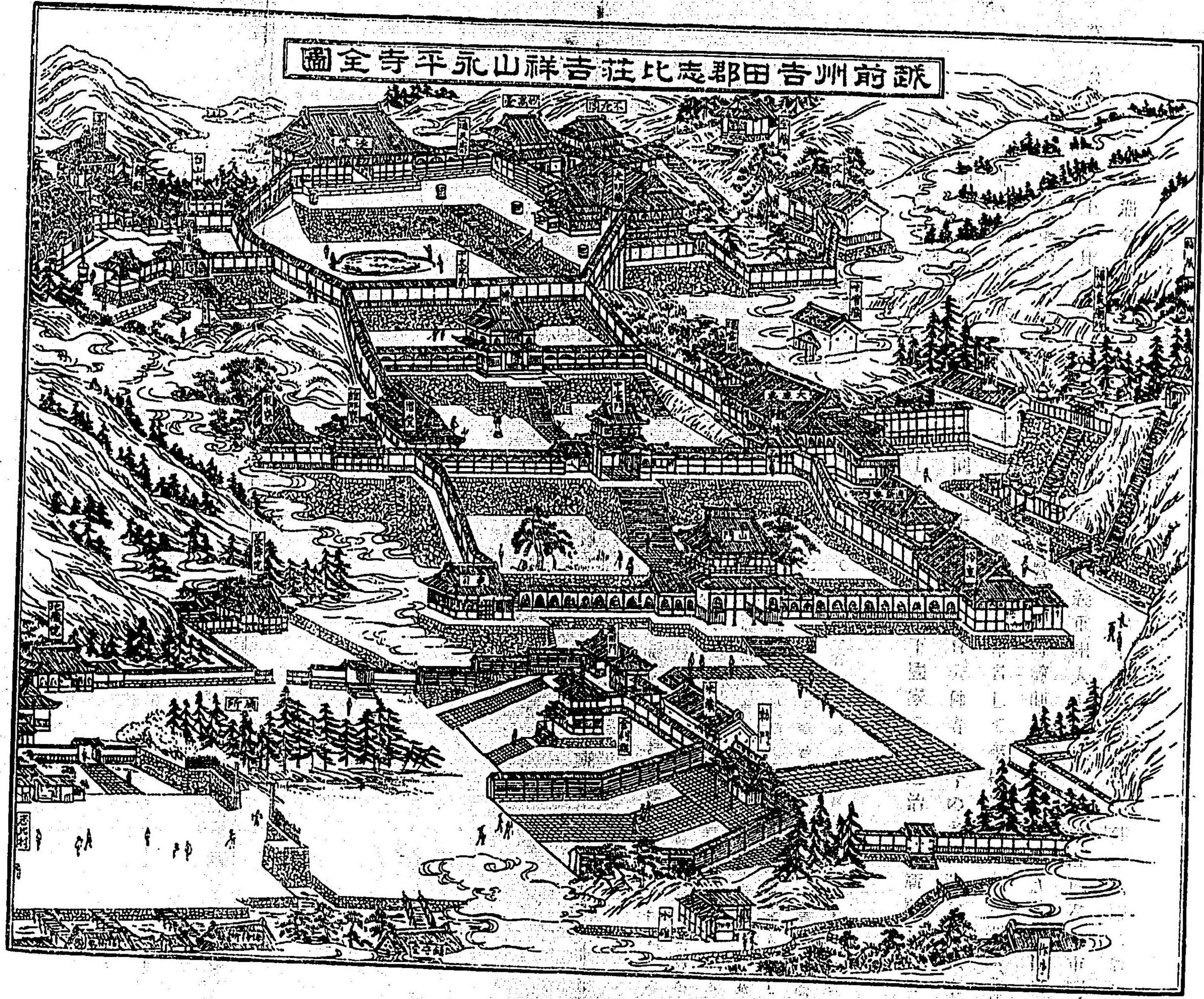


山合溪深淵世縁、伽藍突兀倚奇巖、降龍伏虎高僧去、空翠以然七百年

永平寺の遺蹟

ば、山は幽峻、巖は深遠、森々たる老杉は蒼翠に
 参して自から俗寰あるを忘れしめ、宛轉たる
 鳥語は清磬に和して、常に天樂を聞くの想あ
 らしむるなど、真に清修の靈區なり、其末寺約
 一萬五千僧侶約三萬、檀家百五十萬に達す、亦
 盛なりと謂ふべし。
 本寺は、後嵯峨天皇の時、我日本國に於ける、曹
 洞宗（宗名は、總磨より七傳の曹溪と）の高祖、道
 元禪師の草創せられし所、其頃當國の守護に
 波多野出雲守義重（傳は下志多村なる者あり）
 其當時山城守治郡深草の興聖寺を開きて居
 られし開山禪師を、招請すること懇切なり、禪
 師其國名我師なる、宋の天童山如淨禪師の鄉
 國

圖全寺平永山祥吉莊比處郡田吉州前詠



開山北條時頼の寄與を深く

後嵯峨上皇紫衣と徽號を賜ふ山に賜ふ

寶治二年十一月一日、今の山號に改めらる。(全郡誌寶治二年の記)
承陽大師御傳記 時に洞山、養祖の住地たる、吉祥院と其稱號を同じうす、
同 記(祥瑞の章)寶治二年四月より十一月十二日に至るまで、永平寺僧堂の内外に於て、
時々殊勝なる異香馥郁す、(大師眞傳寶治三年正月一日巳午時現瑞祥記を載す)
鎌倉執權、北條時頼、是より先き、寶治元年七月、特使を當時に遣はし、禪師を懇請す、乃ち鎌倉に赴き、翌春三月、歸錫せしに、時頼、禪師の隨徒、玄明の歸山に托し、當國六條の地、三千貫を寄附せんとす、禪師大に玄明を叱責し、急に法衣を褫奪して、下山せしめ、曾て座せし所の單を撤去し、又其牀下の土を鑿除せしむること七尺、(觀者時世と禪師の生家に想ふ)遂に寄附を受けず。

建長二年、後嵯峨上皇、深く德風を欣仰したまひ、勅使を當寺に遣はし、禪師に紫衣及び佛法禪師の徽號を勅賜したまふ、固辭すること兩次、禪師の親戚、謀議を定め、急使を馳せて曰く、吾等、誠に恐懼に堪えず、三たび、勅旨を奉ぜられざることをあるときは、是累を家門に及ぼすもの、宜しく、速かに、錫を飛ばして、勅使を途に迎へ、直に恩命を拜せられ、又入朝して、厚く天恩を拜謝すべし、と禪師其言

の理あるを諒し、勅使を今莊驛に要して、之を拜受す、

永平雖谷淺、勅命重重、卻被猿鶴笑、紫衣一老翁、

と謝恩偈を上られしは、此時なり、後、入朝、天皇及上皇に謁し、深く聖恩を感謝したまひしも、紫衣は、高閣に藏めて着せず、徽號も亦自から、之を稱せず、皆深意を存せしもの、如し、

承陽大師御傳記 蓋し、紫衣は、佛門最高の法服にして、佛法禪師の徽號は、世人諒を稱せず、佛法房の聖人と謂ひしを用ひたまひしなるべし、又大師の賜紫及び賜號を固辭せらるること、再次に及びたる所以は、大師は、上皇の外祖叔父、其妹、從二位親子は實に上皇の乳母となり、而して朝廷の勳輔亦、大師の戚族に屬するを以て、世人の之が爲に疑を懐かんことを忌みたまふと俱に、又、後世の法孫の名聞榮譽に奔競せんことを嚴誡したまふ慈懷なり、

是歲、波多野義重一切藏經を脩寫して、永平の經藏に納む、

同五年七月、禪師は、寺務を法嗣孤雲に譲り、京に上られ、尋いで寂せらる、當寺に住持せしこと十年、

紛争の因

十年、喪飯、永平、場、七箇月來臥病牀、時藥人問、曹山崎、如來授手見藥王、

弟子京の東山、赤築地に茶毘して、更に、遺骨を當寺に葬り、廟に、承陽と題す、三世、徹通

下篇 各村誌 志比谷村

總持寺の
明基

義价の四弟子中に、登山紹瑄あり、能登總持寺を興す、是れ、後年幾多紛争の因となりしなり。

紹瑄は、富岡坂井郡高棟村山崎三々(種地名傳には多爾郡と記す)の人、文永五年に生れ、八歳にして吉祥山に上り、義价を師とし、十八歳より、雲水、法を問ひ、後歸山して、二十八歳、入室、阿波に城滿寺を建て、次で能登四寺を建てしに、行基の開きし、真言の古刹諸尊寺主、定賢律師、改宗諸尊山總持寺と改め、登山を請ひて、其住持とせしぞ、所謂能木山の遊鷹にして、後醍醐帝より、紫衣勅額を賜ひ、官寺に列し、曹洞第一の本山、賜紫出世の道場とする給旨を賜ふ、正中二年八月十五日、示寂、明治十年、兩山協議して、太祖國師といふ、登山は、萬信の人、固より永平寺を崇水せしと、遺著中にも見え、後醍醐帝の給旨も、能登の洞谷山永光寺、登山に賜はりしとの異説もあり、且、總持寺は、古刹の第十五に位し、於頼法嗣之中、選器中川仁、可補住持職、於末代、守此旨住持、登山と留意されし、重き一刹なりしのみ、登山の法嗣、峨山、學徳高く、遠く、朝鮮支那にも遊び、住持するも、前後四十年、法嗣三十餘人、五智を出し、其一人の通知は、南條郡、法孫に、三智、十智ありて、宗風を擧げ、正平六年には、寺内に、五院を建て、名實當寺と雁行せし上、永平の歸在して、門末の布教に、層々たらざるに、方り師水の縁より、總持寺を出世道場と稱し、實勢本山たるの姿となれり。

五世義雲
中興す
中興杉

四世、義演の遷化するや、嗣法の相論起りし故、寶慶寺の義雲(傳傳日本名家入りて、襲ぐ、之を五世とす、寺内の太杉は、義雲の栽えし處、之を中興杉と稱すといふ、山誌又、寺

寺基を現
地に移す

後醍醐帝
より給旨
勅額を賜
ふ

地を、現今の處に移せしも、此人にして、宗風大に振ひければ、中興と稱す、六世、曇希、七世、以一、八世、喜純、相といふ(傳傳)へ、九世、宗吾の時、檀越波多野氏、奏請して、後醍醐帝より、應安五年、日本第二出世道場の給旨を受け、日本曹洞第一道場の勅額を賜ふ、即ち、山門に奉掲するもの是なり、其頃は、衰微甚しかりしに、かくて、文明五年、回祿に罹り、其頃より、總持寺との争は、始まりけむ。

總持寺は、開基、登山の法兄、寒巖、後鳥羽帝の皇子なりしを以て、其縁より、皇室の歸依深く、龜山帝より、寒巖に、紫衣勅額を賜はり、登山の時には、寺へも賜はりしが、其出世道場なる語は、轉衣より出でしなり、轉衣とは、嗣法を奉て、相當の年限を経たる家の執券にて、其道場に住するを認むる主意の勅宣を受け、以後は、紫衣を着するを得るものにて、先づ、其道場に、進山式を行ひ、翌日、原寺に住す、之を一、夜住職と稱し、其道場は、相當の謝禮を受くるを云ふ、又、此宗にて、衣を重んずるは、心印を傳へし、體契なる故なり。其轉衣料を收むる總持寺は、隨分其收入多額に上れるに、永平寺は、衰微に瀕せし故、天文年中より、此轉衣を始め、總持寺の門下をも、永平寺に於てせしめんとせしより、争起り、天文八年、後奈良帝より、賜はりし給旨も、翌年取消され、次で、元龜元年、總持寺の火災後、又、争起りしも、意の如くならずしが、如し、蓋し利欲に、淡々たる禪風より、別に、本山の名もなく、取締もあ